明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成四年三月十三日

第百二十三回国会 衆議院会議録 第十一号(一)

平成四年三月十三日（金曜日）

議事日程　第八号

平成四年三月十三日

午後二時開議

第一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

平成四年度一般会計予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

日程第一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後三時三十二分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長（櫻内義雄君）　議員上野建一君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思います。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗読〕

辞　職　願

今般一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願います。

一九九二年三月十二日

衆議院議員　上野　建一

衆議院議長　櫻内　義雄殿

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

上野建一君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、辞職を許可するに決しました。

○木村義雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算、平成四年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平成四年度一般会計予算

平成四年度特別会計予算

平成四年度政府関係機関予算

○議長（櫻内義雄君）　平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算、平成四年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長山村新治郎君。

平成四年度一般会計予算及び同報告書

平成四年度特別会計予算及び同報告書

平成四年度政府関係機関予算及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔山村新治郎君登壇〕

○山村新治郎君　ただいま議題となりました平成四年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、同月三十日羽田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、二月三日から質疑に入り、公聴会、分科会を行い、本三月十三日討論、採決をいたしたものでございます。

まず、予算の概要について申し上げます。

平成四年度一般会計予算の規模は七十二兆二千百八十億円であり、前年度当初予算に対し二・七％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた、一般歳出の規模は三十八兆六千九百八十八億円であり、前年度当初予算に対し四・五％の増加となっております。

歳入のうち、租税及び印紙収入は六十二兆五千四十億円が見込まれており、前年度当初予算に対し一・二％の増加となっております。また、公債の発行額は、前年度当初予算より一兆九千三百七十億円増の七兆二千八百億円の発行を予定いたしております。この結果、公債依存度は一〇・一％となっております。

特別会計及び政府関係機関の予算につきましても、財源の重点的、効率的配分を行い、事業の適切な運営を図ることとしており、その数は、それぞれ三十八及び十一で、ともに前年度と変わりありません。

なお、財政投融資計画の規模は四十兆八千二十二億円であり、前年度当初計画に対し一〇・九％の増加となっております。

次に、質疑について申し上げます。

質疑は、国政の全般にわたって行われたのでございますが、その主なものについて申し上げます。

第一に、政治改革について、「最近の政界における一連の不祥事に、国民の政治不信は高まっている。今、政治改革という場合、個別問題ではなく、日本の政治のあり方、全体像として政治をどうするかについて、大胆に提起されなければならない時期である。総理は政治改革をどのように進めようとしているのか」との趣旨の質疑があり、これに対し宮澤首相から、「一連の不祥事は、基本的には政治家一人一人の倫理の問題であり、政治腐敗をいかに防ぐかはモラルの問題である。しかし、それをさらに具体化していくとなると、事は緊急を要する課題であるが、同時に将来に向かって大変大きな影響を持つ問題である。したがって、緊急な中にも慎重に政治改革の実を上げていかなければならない。私は、私どもの党に対して、全体的な大きな政治改革を頭に置きながら、そういう背景のもとに当面する課題である定数是正、政治資金、政治倫理、国会改革について、党内の意見集約を要請している。その上で各党協議会を開いていただき、速やかに合意を図って、今国会で立法化するものは立法化してもらいたいと考えている」旨の答弁がありました。

なお、政治改革、政治倫理の確立をめぐって、いわゆる共和問題、佐川急便問題等が取り上げられ、特に、共和問題について、二月二十五日、証人から証言を求め、また、参考人から意見を聴取いたしました。

第二に、防衛問題について、まず、「ソ連邦の解体など世界情勢が激変している中で、それに対応した新しい防衛の哲学が必要ではないか。昭和五十一年にできた防衛計画の大綱の見直しは当然ではないか」との趣旨の質疑があり、これに対し宮澤首相及び宮下防衛庁長官から、「防衛計画の大綱は、我が国は仮想敵国ということを考えず、一つの国として、最小限、基盤的防衛力整備をどの程度にすべきかということで作成され、そういう思想が今日の防衛計画、中期防まで貫かれている。大綱のこの基本的な考え方は保持すべきものと考える。なお、将来の定員、人員の確保等との関連で、防衛計画の大綱に定めている別表について、時間をかけて検討する必要がある」旨の答弁がありました。

次に、「中期防衛力整備計画について、総理は施政方針演説において、平和憲法下、軍事大国とならないという基本理念に従って、中期防の修正について前広に所要の検討を行っていくと述べているが、どういう方向で見直そうとしているのか」との趣旨の質疑があり、これに対し宮澤首相から、「現在の中期防には、三年後に見直すという規定がある。しかし、昨今の国際情勢の大きな変化の中で、従来予定していた時期より早い時期から検討することが適当ではないかということで、防衛庁長官と相談の上、安全保障会議で方針を決定し、防衛庁では既にその検討作業を開始しているところである。その際、見直しというのは、減額修正するということと考える」旨の答弁がありました。

第三に、景気対策について、「現在の我が国経済は、在庫が増加し、企業収益は総じて減少している。また、企業の業況判断には減速感が広まっている。この際、公定歩合の引き下げ、公共事業の前倒し等機動的な金融・財政政策が必要である。我が国の経済の現状と今後の見通しについて、総理はどう考えるか」との趣旨の質疑があり、これに対し宮澤首相、羽田蔵相及び野田経済企画庁長官から、「今、一つの難しい局面にあるが、中長期的には、我が国経済は、基本的にすぐれた潜在成長力を持っている。新しい世界平和の秩序の構築に当たって、我が国が果たすべき役割に非常に大きな期待が持たれており、それにこたえるためにも、いい意味の成長をできるだけ続けていかなければならない。そのために、今回の予算においても景気に配慮した予算編成を行っている。公定歩合の引き下げは、昨年三次にわたり行ってきたが、その効果が広く行き渡っているかどうかの見きわめが大切である。予算の前倒しについては、景気にはマインドというものがあるということを考えると、予算が年度内に成立することが大切で、その執行面に当たっては適切に執行できるように準備をしている」旨の答弁がありました。

以上申し述べましたほか、政治資金のあり方、政治腐敗防止法の制定、国連のあり方と我が国の果たすべき役割、国際協力のあり方、日朝交渉とアジア外交のあり方、北方領土問題とロシアとの平和条約締結、旧ソ連邦地域への支援、日米自動車摩擦、独占禁止政策、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉、財政政策のあり方、地方財政、生活大国の実現、社会資本整備と公共投資基本計画、労働時間短縮、学校の週休二日制、高齢化社会への対応、看護婦不足対策、地球環境保全、雲仙・普賢岳噴火対策、従軍慰安婦問題、パート労働者の非課税限度額の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細については会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日質疑終了後、日本共産党から平成四年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明が行われました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党から政府原案に賛成、動議に反対、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合から、それぞれ政府原案及び動議に反対、日本共産党から動議に賛成、政府原案に反対の意見が述べられました。

討論終局後、採決の結果、日本共産党提出の動議は否決され、平成四年度予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横内義雄君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。野坂浩賢君。

〔野坂浩賢君登壇〕

○野坂浩賢君　私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成四年度予算三案に対する反対の討論を行うものであります。（拍手）

今日の内外情勢は、第二次大戦後の世界を規定してきた米ソ対立が、ソ連の崩壊という衝撃的な出来事に伴って崩れ去り、歴史的転換期の様相を明確に示しておるのであります。冷戦構造は終えんし、体制間対立から協調へと、時代の流れは大きく変化したのであります。こうして平和な世界への期待が膨らむ一方、地域的、国内的な民族対立を要因とした紛争の続発、経済摩擦の深刻化やブロック化への傾斜といった困難な事態に直面しておるのであります。

また国内を見ましても、自民党一党支配が続いてきた戦後政治の限界性は、リクルート事件、証券・金融不祥事、そして今回の共和・佐川問題に示されておるのであります。参議院補欠選挙での自民党候補の連敗は、政府・自民党に対する国民の不信の表明であると言わなければなりません。（拍手）経済情勢も、単なる循環による景気後退にとどまらず、バブル経済破綻に伴う一種の混迷期に差しかかっていると言えると思うのであります。

この歴史的な変動期にあって宮澤政権は、その初めての政府の顔と言われる予算案において、どのような顔をあらわすのか、国民の注目を集めてまいったところであります。しかし予算案においては、国際貢献、軍縮・平和の推進、景気後退への対策、生活大国の実現、高齢化社会への対応など山積する諸課題のどれをとってみても、宮澤色は鮮明に打ち出されていないのであります。国民は今、失望感をあらわにし、支持率の低下が端的にそれを物語っておるのであります。（拍手）

したがいまして、私どもは、予算審議の過程で予算案の問題点を指摘し、追及をしてまいりました。また、生活重視、国際協力推進の観点を重視して、実現可能で必要最小限の予算修正を野党四党共同で要求したのであります。その幾つかについて若干の回答があったものの、予算案が修正されなかったのは極めて遺憾とするところであります。政府は、予備費、補正予算などによって適切に対処、対応するように、この際、強く求めておきたいと思うのであります。

さて、予算案に反対する理由を順次申し述べさせていただきます。

その第一は、現在の景気後退に対処できる予算案ではないということであります。

最近、自民党・政府首脳や財界からは、予算を早期に成立させ、公共事業の前倒し発注が景気対策上必要であると再三にわたって指摘されております。しかし、公共事業を早期に執行すれば景気対策になると発想すること自体、旧態依然たるものがあります。むしろ景気対策の観点から申しましても、生活重視の観点から要求した私どもの予算修正要求を大胆に受け入れるべきだったと言わなければなりません。景気対策の面でも、中身の薄い予算案をそのままにして、公共事業を前倒しをすれば景気が高揚するといったような考えは、いかにも場当たり的であり、選挙目当てであると言わなければなりません。

一般会計の予算総額は、七十二兆二千百八十億円と九一年度当初予算に比べ二・七％増の低い伸びで、国債費や地方交付税交付金を一般会計歳出から除いた国の政策経費である一般歳出も、三十八兆六千九百八十八億円で同じく四・五％伸びているのにすぎません。いずれも政府の経済見通しにおける名目経済成長率の伸びを下回っておるのであります。これだけを見ても、景気対策、内需中心の成長への効果は小さいものであると言わなければなりません。

その反対理由の第二、生活重視への転換が不十分であるということを挙げなければならぬと思うのであります。

今、貿易摩擦への根本的な対処策として、また国内的な要請からも生活大国が言われており、生活重視への政策全般にわたる転換が今急務なのであります。

その観点から一般公共事業を見ると、住宅対策や下水道の伸び率が若干高くなっておりますが、その点では、生活重視は配慮されておるというふうにも考えられます。しかし、これは微々たるものであります。従来の固定した予算の配分から転換したとは到底言えないのであります。社会資本整備計画の達成を建前とした公共投資充実臨時特別枠も、一般公共事業や従来の予算枠の配分の枠内の量的な増額にすぎないのではありませんか。

また、生活関連特別枠の二千億円も、農村漁村整備、道路整備、ごみ処理施設などに配分される比率でありますが、今回は特に環境衛生、治山の伸び率の増加が目立ってはおりますが、総額自体が一般公共事業に比較して小さく、公共事業全体の転換に結びついてはいないのであります。

次に、国民生活に深くかかわります社会保障関係費は、総額十二兆七千三百七十四億円、対前年度比五千二百四十六億円の増であります。伸び率四・三、政管健保の補助率の引き下げや国民健康保険の事務費への国庫負担削減などのために、近年になく抑制をされておるのであります。今、一般歳出の伸び率を下回ったものでありますが、その中で、ホームヘルパー等、在宅福祉政策というものが特徴的に出ておりますが、在宅福祉中心の福祉政策、いわゆる高齢化対策には、国の負担の軽減のねらいというものが明らかにされようとしております。この状態は、家族の負担がふえかねないこと、地域格差や個人格差が拡大する可能性があることなど、検討を要する問題が出てきたと言わなければなりません。何よりも、予算抑制を

目的化するような態度は改めるべきであるということを申し上げておきます。

第三に、安易な増税が行われようとしているということであります。

政府は九二年度予算案を、まず増税ありきで編成したのであります。公約に違反して法人臨時特別税などを実質的に延長、地方交付税の減額や、税の公平を確保するためという意味で、普通乗用自動車の暫定的な消費税率の適用などを延長するのであればまだしも、税収確保のみを目的とした場当たり的な対応は問題と言わなければなりません。（拍手）

また、予算編成の最終段階で突如浮上した国際貢献税構想は、その構想全体の不明瞭性、使途と税目の関連性の欠如など多くの重大な欠陥があり、結局は放棄されましたが、一般的な増税に対する批判をかわすために、国際貢献という美名を持ち出してきたとしか思えないものであったのであります。（拍手）バブル経済崩壊後の税収確保策として、国際貢献税構想が今後浮上するのではないかと危惧されておるのであります。

消費税については、飲食料品非課税化など緊急に、早急に是正を実施すべきであり、税率引き上げ等は断じて我々は容認いたしません。（拍手）

反対理由の第四は、防衛費が増額されているということであります。

防衛関係費は、総額四兆五千五百十八億円と、対前年度比千六百五十八億円増となっております。政府は、最近の国際情勢を踏まえ、抑制したと強調しておりますけれども、米ソ間の核軍縮を初めとした大胆な軍縮の進展、米ソなどでの軍事費の大幅削減等という国際環境を踏まえれば、防衛費をふやすこと自体が問題なのであります。それもだ、新多連装ロケットシステムや新八十一ミリ迫撃砲、その他、米国では製造中止になったAWACSの調査費の計上までもやっておるということについては、極めて問題があると思うのであります。

防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画の見直しに早急に着手し、軍縮計画を明らかにするとともに、来年度についても防衛費の大胆な削減に取り組むべきでありました。軍縮を何とか回避するかのような態度は、近隣諸国の不信を買うだけであり、早急に軍備費を下方修正するよう、この際、強く求めておきたいと思うのであります。（拍手）

以上、指摘しましたように、予算案は、歴史的転換期にあって、我が国が、そして世界が直面する諸課題に適切に対応できているとは到底言えないのであります。諸君、今求められているのは、国民の期待にこたえられる政治のリーダーシップであります。

にもかかわらず、政治への不信は、今回の共和・佐川問題などによって決定的な段階を迎えており、特に参議院補欠選挙に示されたように、自民党政治に対して厳しい審判が下されておるのであります。（拍手）このような状態では、歴史的な課題への対処などできるはずがありません。政治への国民の信頼を回復することが急務であり、そのためには、疑惑の全容の徹底的な究明と政治責任の明確化が不可欠であり、そして政治腐敗防止制度の確立が求められておるのであります。そのため、皆さん、国会の権威と誇りを保つためにも政治家の疑惑を究明し、政治責任を明らかにする必要があり、そのために証人喚問などを要求し続けてきたのであります。しかし、いまだにリクルート事件の政治責任、総理、あなたの問題である。共和・佐川問題の全容など、残念ながら明らかになったとは言えないのであります。

最後に私は申し上げたい。今後とも政治不信の払拭に向け疑惑の解明、政治責任の明確化、政治腐敗の根絶に私どもは手を緩めることなく全力で取り組んでまいるということをここに改めて決意表明をし、証人喚問の実現を必ず図っていかなければならぬと思うのであります。（拍手）これに対して、政府・自民党は逃げることなく積極的な対応を求め、私の討論を終わる次第であります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　中山正暉君。

［中山正暉君登壇］

○中山正暉君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております平成四年度予算三案に対し、賛成の討論を行うものであります。（拍手）

政府原案に賛成する主な理由を申し述べる前に、この際、予算の審議について一言申し上げたいと思います。

平成四年度予算の審議は、共和問題に端を発した証人喚問要求取り扱いについて、二週間にも及ぶ審議の中断を見たわけであります。

もとより、我が党としても、共和問題等政治倫理の確立については極めて重要な問題であるとの認識において、いささかも野党に異なるものではありません。私どもは、誠心誠意それを実行しました。しかしながら、平成四年度予算の成立は、我が国の経済の先行きにとって極めて重要であること、また、国民生活に及ぼす影響を考えますと、その早期成立に全力を傾注することが最も必要なことであり、政治倫理の確立に関する問題は、予算審議と並行して、その議論を進めていくべきであると主張をいたしました。審議の停滞は、国政の停滞につながり、国民の信頼を失うばかりか国際的にも信用を失墜させるものであり、得策とは申せません。世界の冷戦構造すら解消されようとすると言われるとき、日本の責任を果たすためにも、まず国会運営に政治改革を実践し、国家、国民の利益に合致する予算審議のあり方について、今後十分な改善がなされることを心から期待をいたすものでございます。（拍手）

平成四年度予算は、現下の厳しい財政事情の中で、既存の制度、施策の見直しを行い、経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、着実な社会資本の整備など、時代の要請に応じた重点的、効

率的な配分が行われ、百七十四兆円に及ぶ公債残高も国民の貯蓄という底力に支えられて、現状において可能な最良、最善の予算であると考えるものであります。（拍手）

まず現在、我が国が取り組むべき喫緊の課題として、国内的には、高齢化社会を念頭に置きつつ、国民が豊かさとゆとりを実感する、いわゆる生活大国の実現であり、対外的には、国際社会における増大する責任の重大さにこたえ、米国を初め各国との協調を図り、冷戦後の新しい平和秩序の構築にも参画し、世界の平和と発展に積極的に参加して貢献していくことでございます。

かかる展望のもとに、以下、政府原案に対する主な賛成の理由を申し上げます。

まず、賛成の第一の理由は、公共投資の拡充等、景気に配慮した予算となっていることであります。

我が国の景気は、過熱ぎみであった高い成長から、雇用の均衡を維持してインフレなき持続性豊かな成長経済に移行する過程にあって、やや減速ぎみではありますが、引き続き底がたさを堅持しております。しかしながら、在庫調整の本格化など生産活動は抑制傾向にあり、企業家間には、不景気感が浸透しつつあります。

このため、これ以上の減速が強まることは、我が国のみならず、国際経済にとっても好ましいことではなく、景気に十分配慮した施策が必要であります。

平成四年予算は、生活を重視した社会資本の整備に重点を置くなど、公共事業関係費の拡充を図り、一般会計、財政投融資等において、景気の着実な拡大を持続させるに十分な公共投資の伸びを確保しております。

限られた財源の中で、景気の波及効果の高い公共投資の拡充により、社会資本の整備を進めることは、西欧諸国に比べ社会資本のおくれている我が国にとって、極めて妥当な措置であり、公共投資基本計画の着実な実施に資するとともに、景気対策としてまことに時宜を得た最善の措置であると高く評価するものであります。（拍手）

賛成の第二の理由は、生活に直結した施策の推進を図り、社会保障関係費の充実等、国民生活の質的向上を目指した予算となっていることであります。

来るべき二十一世紀に向けて活力ある福祉社会の形成を目指し、高齢化対策の一環として、政府が策定いたしました「高齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴールドプランは、本年で三年目を迎えることになるわけであります。本年も、ホームヘルパーの大幅な増員、特別養護老人ホームの緊急整備等の措置を講じるなど、老後を安心して送れる社会の実現に向け、その施策を着実に推進しております。

また、医療面においても、ナースセンターの創設等福祉人材の確保に努めるなど、国民医療のための環境整備が着実に推進されていることは、極めて適切な措置と言えるのであります。

中小企業対策費については、昭和五十六年以来十一年ぶりの高い伸びを確保し、厳しい財政事情下ではありますが、充実したものとなっており、とりわけ、中小企業集積活性化施策、中小企業物流効率化施策、そして、魅力ある商店街・商業集積づくり、中小企業の人手不足対策、小規模企業対策等、豊かな内容の予算案となっております。

このほか、高等教育・学術研究の充実、私学助成、下水道の整備等農村社会の基盤整備、整備新幹線の建設等々、国民生活に密接に関連した施策についてもきめ細かく、めり張りのきいた予算措置が講じられており、この点についても高く評価をするものであります。

賛成する第三の理由は、国際貢献を積極的に推進する意欲あふれるものを感じさせることであります。

世界は今、ソ連邦の崩壊から、大規模な核戦争さえ予想された冷戦の時代が終わり、新たな世界平和秩序の構築のために軍縮政策の推進が声高に希求されています。しかしながら一方では、強大な軍事力を誇っていた旧ソ連の解体により誕生したロシアほか各共和国への分散か統一軍事組織の形成かは依然として不透明であり、旧ソ連支配下の東欧諸国、多民族国家の内紛等、不確実性を強める微妙な要因も存在しております。

旧ソ連領内に保有されていると言われる二万四千発とも二万七千発ともされている核弾頭についても不安材料は後を絶たず、解体の技術すら確立されていない核弾頭の存在が世界における悩みの最たるものとなっております。韓国に北方四島周辺の漁業権を認めるなど、不可解なロシアの方針を一刻も早く解消して、領土問題を解決し、CIS支援に着手、完全な自由化達成を支援することも我が国の務めの一つであります。

また、日米関係は、特に重要であり、我が国外交の基軸として、ますますその緊密性を高める必要性がありますが、日米構造協議、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの米市場開放要求に見られるように、解決しなければならない問題を抱えております。十一日に大蔵省から発表された二月分貿易統計では、対米黒字が二九・二％も増大し、輸入が六・八％減り、輸出は七％増加しております。特に、自動車問題については過去を思い起こす必要があります。それは、一九六五年までガット十四条により、戦後特別経過処置として米国が自動車の対日輸出を規制してくれたからこそ日本の自動車産業の現在があるわけで、敗戦国日本に対しての米国の配慮は肝に銘ずるべきであり、嫌米、反米、侮米と不思議な耳なれぬ言葉が横行するのであれば、我々は、米国に感謝をするという意味で、謝米という言葉を改めて呈すべきであると思います。（拍手）

自動車は世界一でも、日本は航空機の生産をいたしておりません。YS11は昭和四十七年で生産が停止されたままであり、米国製の飛行機により

日本の空域を守るため自衛隊はその任務についていることを銘記すべきです。海軍力においては、米ソ対立の時代が厳然と存在すると言われております。

我々の先輩が知恵で結んだ日米安保条約第一条の後段には、「他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。」と、まさに現在に指針を示し、第二条後段には、「国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。」とあり、先人の先見性に改めて敬意を表す次第であります。（拍手）

日米両国がその協力関係を深め、世界的課題に対処していくことは、我が国が真の国際国家としてその責任と役割を果たすためには、積極的に発言し、行動をすることが極めて重要であります。

平成四年度の政府開発援助予算は、量的に、国際公約である第四次中期目標の最終年として、その達成に十分な規模を確保するとともに、質的にも、返済義務のない無償援助の増額や技術協力の充実等が図られております。

また、開発途上国への援助以外でも、地球サミットの推進等地球環境保全への協力、国際平和維持活動支援強化拠出金等国際貢献のための予算が計上されており、国際社会への貢献を最重要課題とする我が国の姿勢を内外に示したものとして高く評価をいたすものであります。

賛成の第四の理由は、節度ある防衛予算が計上されていることであります。

平成四年度の防衛予算は、平成二年に策定した中期防衛力整備計画を踏まえ、最近の国際情勢をも勘案し、効率的で節度ある防衛力の整備に努めております。防衛関係費の総額は、前年度当初予算に比べ三・八％の伸びとされています。三・八％の増加のうち、ほとんどが四年度以前に契約したものの支出である歳出化経費と隊員の給与、そして食事となる人件糧食費のいわゆる後方の充実を図ったことによるもので、艦艇、航空機などの調達に充てられる正面経費は二年連続で削減されており、一段落した冷戦時代後の国際情勢を反映した妥当な規模と思われることであります。

しかしながら、百十一万の兵力と、朝鮮語でノドン（労働）と呼ばれる千キロ射程のスカッドミサイルDを開発、九〇年六月には日本海で実験発射し、現在話題の中心となっている中東向けミサイルを運搬中の北朝鮮を初め、中国、韓国、ASEAN諸国は国防費を増加させるなど、むしろ軍事力の強化の方向にあります。

いずれにしても、新しい日本の安全保障体制はいかにあるべきかを根本から検討するため、私ども自由民主党は政調会に懇談会を設置して、適切な規模の防衛力を保有し、いかなる侵略にも対応し得る防衛体制を構成し、侵略を未然に防止するという防衛計画の大綱に沿った整備に万全を期したいと思っております。（拍手）

この際、皆様方に、国力を考える必要がある。国力とは、総合的な力として領土、人口と経済力と防衛力に国家としての政策を確立し、それを継続する強い意志を持つことだとされています。

そのことを強調し、予算が良識の府としての参議院を通過するについても、その通過の一日も早からんことをこいねがい、賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇〕

○矢追秀彦君　私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました平成四年度予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。（拍手）

今、世界は、大きな変革のうねりの中にあります。ソ連邦の消滅による東西冷戦構造の終えんは、新たな世界秩序の構築の始まりでもあります。こうした中にあって、我が国は国際社会への貢献を旗印に掲げておりますが、海外からは今なお、顔の見えない日本と言われ、哲学なき外交が批判されております。

しかるに、宮澤総理は、戦後政治の重要な場面に立ち会った歴史の生き証人と言われているにもかかわらず、これら顔の見えない日本外交批判や、昨今、米国内で高まりつつある反日感情に対し何ら有効な解決策を打ち出せないどころか、総理みずからの口から、米国民の反日感情をあおるような発言すら飛び出すありさまであります。

また、国内においては、宮澤内閣発足当初は、本格政権とか、みずから決断する実行力のある内閣といったふれ込みでありましたが、相次ぐ政治汚職や疑惑が発覚し、しかも、共和事件では、あなたの率いる派閥ぐるみの汚職構造ではないかとの疑惑が持たれているのであります。さらに、御自身のリクルート疑惑の解明もなされないまま現在に至っており、国民の政治不信は高まるばかりであります。

平成四年度予算案についても、国民の期待にこたえたものとはなっておりません。経済大国として発展途上国等に対する国際貢献、高齢化社会への対応、豊かさの実感できる生活大国の実現、地方の活性化等の諸課題に十分対応した予算案とは言えず、問題を先送りにするなど、到底認めることのできない内容であり、反対を表明するものであります。

反対理由の第一は、四野党共同で提出した平成四年度予算修正要求に対する自民党の回答が極めて不満足なものであったことであります。

私たち四野党は、国民の強い要望であるパート減税、家賃控除制度の導入、防衛費の圧縮、防衛費の削減、社会保障の充実、中小企業、農林水産業対策等について、総額千二百五億円を増額する予算修正要求を提出いたしましたが、重要課題を先送りにし、具体的な回答がなかったことは遺憾であります。

特に、パート減税を含む所得税減税については、所得、消費、資産の間に均衡のある税制の確立をうたい文句に消費税を導入した昭和六十三年以来行われておりません。このため、平成四年度の直間比率は、過去最高を記録した平成元年度の七四・二％とほぼ同じ水準まで高まっております。この間、消費者物価は八・九％上昇し、完全に物価上昇分が実質増税になっており、物価調整減税が行われて当然であります。政府は、少なくともパート減税百十万円までの引き上げと、家賃控除制度の導入を含む減税を実施すべきであります。

反対理由の第二は、所信表明における総理の生活大国の実現という公約とは裏腹に、予算案には生活大国を目指すための施策が十分講じられていないことであります。

国民が豊かさを実感できない大きな要因の一つは、生活関連社会資本の整備が大きく立ちおくれていることであります。下水道や都市公園、住宅、生活道路の整備、地球に優しい環境づくりなどは、先進各国と比べても大きくおくれております。高齢化社会を目前にして、生活関連社会資本の整備は急がなければなりません。しかし、予算案における公共投資は、生産優先時代の配分比率をそのまま踏襲し、各事業別、各省庁別の配分比率にはほとんど変化がなく、固定化されたままであります。昨年から設けられた生活関連重点化枠も、三年度と同額の二千億円であり、これでは生活関連社会資本整備を重視した公共投資とはとても言えないのであります。公共投資の配分を、生活関連社会資本整備を最優先するものに抜本的に改善すべきであります。

反対理由の第三は、予算案には景気対策が十分盛り込まれていないことであります。

景気は、昨年十二月の予算編成当時とは比較にならないほど悪化しております。四年度の経済のかぎを握ると言われる設備投資については、さきの日銀短観を初め、銀行等の最近の調査でもマイナスという結果が出ております。個人消費にも陰りが見え、生産調整下にもかかわらず、在庫調整は長引く気配が濃厚であり、景気の回復は大幅におくれることが懸念されております。

しかしながら、政府は、景気対策としては公共投資を思い切って拡充したと説明しておりますが、政府固定資本形成の伸び率は名目成長率を下回り、さらには、平成四年度は三年度の公共事業費の伸び率をも下回っております。地方公共団体の単独事業が一一％と高い伸びになっているのと全く対照的であり、景気は地方任せと言っても過言ではありません。その上、三年度の四千五百億円に続いて四年度も八千五百億円もの地方の特例減額を行ったことは遺憾であります。

このような状態では、下降局面に入っている経済を引っ張っていく力はありません。したがって、財政が本来有する景気調整機能は有効に働かず、景気対策は不十分と言わざるを得ないのであります。

反対理由の第四は、豊かな社会の建設に不可欠な社会保障関係予算について、その内容が不十分となっていることであります。

社会保障関係費は三年度より伸び率が低下し、政策的経費である一般歳出の伸びをも下回っております。ホームヘルパーや看護婦対策など、若干前進した点も見られますが、在宅の寝たきり老人を抱え、介護や経済的負担で大変な思いをしている家族に対し、入院による国の負担との均衡を考え、家庭で負担している介護にかかる費用を、在宅寝たきり老人に対する介護手当として支給されてしかるべきであると思いますが、計上されておりません。

また、保健医療・看護面における総合的なマンパワーの整備や高齢者の雇用・就労環境の充実等も、高齢化社会へ向けて極めて重要かつ緊急の課題でありますが、十分な対策が行われておらず、不満であります。

反対理由の第五は、東西冷戦構造の崩壊、ソ連邦の消滅によって、軍縮、軍事費削減が世界的な潮流になっているのに、防衛費が三・八％増になっていることであります。

イギリス、アメリカ、ドイツ等の諸国においては軍事費を純減しておりますし、旧ソ連邦においても、予算に占める軍事費の比率を大幅に縮小しております。こうした平和の潮流をアジアにおいても積極的に創出することが非常に大事になっておりますが、冷戦を前提につくられた防衛大綱に手をつけず、また中期防の検討を今後の問題として先送りしたまま予算編成を行ったことは納得できません。

本院における予算案審議において、我が党委員の質疑を通じて、防衛費一千億円の削減が明確になりました。また、防衛大綱の見直し、さらに中期防の見直しによる中期防総額の下方減額修正を防衛庁は明確にいたしました。当面、中期防の見直しによる正面装備費をさらに二千億円以上の防衛費の削減を、国民がわかりやすい形で行うべきことを強く申し上げておくものであります。

最後に、今や政治改革は待ったなしであります。国民の政治への信頼回復を図るためにも、総理は、党利党略を乗り越えて速やかに改革実現へ強力なリーダーシップを発揮されますことを強く望むものであります。

以上、平成四年度予算三案に反対する主な理由を申し述べ、討論を終わります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　山原健二郎君。

［山原健二郎君登壇］

○山原健二郎君　私は、日本共産党を代表して、九二年度予算三案に対して反対の討論を行います。

今、国民生活に目を向けてみますと、長時間労働、世界に例を見ない過労死の不安、医療における高齢者の差別と自己負担の増大、看護婦や福祉分野の人員の絶対的な不足、絶望的になった住宅の取得と家賃の高騰、大学、教育の財政危機など

深刻な事態が広がっています。農業、中小企業の分野でもしかり、町も田園もまさに荒れ果てなんとしています。

こうした事態はなぜ起こったのか。日本共産党は昨年暮れの党首会談で、自民党政治の臨調、行革による福祉、教育の切り捨て、民活の名による大企業の利益第一主義の野放し、突出的な軍拡優先政策の継続が国民生活に大きな困難をもたらし、日本の政治、経済の深刻な行き詰まりを生み出していることを指摘し、これまでの自民党政治の枠組みを根本的に改めるとともに、予算編成の方向も抜本的に切りかえることを要求してまいりました。しかしながら九二年度予算案は、こうした路線の転換を図るどころか、税収不足などを口実に国民生活に新たな攻撃を加えようとしているのであります。

宮澤首相は、今国会の施政方針演説で生活大国を掲げました。ところが政府の予算案たるや、さきに挙げた国民の深刻な現状を一顧だにせず、それどころか、老人医療自己負担の大幅引き上げ、政管健保、国保への国庫負担の削減、生活保護費の三年連続引き下げ、国立大学授業料の値上げ、食管予算の連続カット、八千五百億円もの地方交付税の減額など、暮らしと福祉、教育切り捨て、地方自治破壊に追い打ちをかけているのであります。

一方、投機をほしいままにし、ルールなき資本主義という批判を浴びてきた大企業に対しては、その規制どころか、国債を大量発行してまで、十カ年で四百三十兆円もの公共事業、民活型プロジェクトへの無利子融資、輸入促進税制など、大企業への優遇策を継続、拡大してきているのであります。

消費税が強行されて三年、貧しい人ほど負担が重く、金持ちほど軽いという最悪の不公平税制である消費税について、自民党自身の飲食料品非課税という公約も投げ捨てられたのであります。羽田大蔵大臣や自民党幹部などは消費税税率アップの発言を繰り返しており、それはさらなる国民大収奪への危険性を内包したものであり、断じて容認できないものであります。消費税は明確に廃止すべきであります。（拍手）

宮澤首相の言う生活大国はかけ声倒れ、その内容は、大企業栄えて国民生活枯れる最悪の生活小国と言わなければなりません。こうした予算案は断じて認めることはできません。これが反対の理由の第一であります。

日本共産党は、労働基準法の抜本的改正、米輸入自由化を断固拒否し、日本農業の再建の道を開く予算に、破壊された福祉を再建し長寿社会を支える枠組みをつくる予算に、大企業の土地投機を許さず、公共住宅の大量建設、そして大学の教育・研究条件の抜本的改善、小中学校三十五人学級の実現など、国民生活優先の予算に転換することを強く求めるものであります。（拍手）

また、国民の税負担を軽減するために、住宅減税、教育費・単身赴任控除、パート減税などの大衆減税を思い切って進めるとともに、大企業優遇の不公平税制に大胆にメスを入れるべきであります。不当な徴税攻勢から納税者の権利を守るため、この際、納税者憲章を具体的に提起し、その制定を求めるものであります。こうしたことを一つ一つ実施してこそ、真の生活大国への道が切り開かれるのであります。このことを宮澤総理に強く提言するものであります。

反対の第二の理由は、予算案が世界的な軍縮の流れに逆行して、軍事費を三・八％も増大させ、引き続き軍拡を進める予算となっていることであります。

ソ連の崩壊による覇権主義の破綻、ワルシャワ条約機構の解体によって、東西の軍事ブロックの対決を基調とした戦後政治の枠組みは大きく変わりました。フィリピン上院での米軍基地存続拒否に見られるように、平和と軍縮を求める世論が世界の潮流となっています。ドイツでも九三年から二〇〇五年の国防予算を約二七％削減する方針が発表されています。

ところが、この国日本はどうか。政府は、冷戦の終結を言いながら、米ソ両国を中心とする東西関係においては、各種の対立要因が根強く存在しているという冷戦構造を前提にした七六年の防衛計画の大綱に基づき、軍事力の増強を図っているのであります。宮澤首相は、日本の防衛力整備は国際情勢に左右されない基盤的なものと軍拡を合理化しようとしました。これこそ国民を欺瞞する以外の何物でもありません。

大綱の具体化と称して現在実施されている中期防の中心的内容は、アメリカの対ソ戦略に基づくP3C百機体制を初め、F15戦闘機、イージス戦闘艦、さらに早期警戒管制機などの導入計画であり、ソ連の原子力潜水艦や爆撃機、ミサイルから米空母を護衛するためのものであることは明瞭であります。ソ連の解体によって冷戦が終結した今、このような軍備増強の根拠は全くありません。

今アメリカは、国防計画指針が明らかにしているように、独自の軍事行動による新世界秩序を強調し、米国以外の超大国の出現は許さないと露骨に表明しています。日本の軍拡は、こうした世界の憲兵としてのアメリカの戦略に地球的規模で協力するためのものであり、日米東京宣言の核心であるグローバルパートナーシップの内容であります。これこそ、日本の防衛力は日本の防衛に限るとしてきた自民党政府の建前さえ踏みにじるものであり、日本国憲法に真っ向から挑戦するものであります。このように自民党政府が軍拡政策の建前としてきた前提そのものが崩れ去った今、従来の防衛計画を根本的に再検討することは、政府の当然の責務ではありませんか。（拍手）

冷戦構造を前提とする防衛計画大綱の廃止、二十二兆七千五百億円に達する中期防衛計画の撤廃、八千六百五十億円に上る新たな正面装備の発

注を中止し、大胆な軍縮計画に着手すべきであります。また、二千億円に上る在日米軍駐留費負担、いわゆる思いやり予算は直ちに廃止しなければなりません。以上、軍縮政策の実行で当然のことながら四兆五千五百億円に上る軍事費を半減すべきであります。

ＯＤＡが異常突出したのもアメリカの世界戦略の補完と、日本の多国籍企業の利益のためのものであり、根本的見直しが必要であります。

自衛隊海外派兵ノーという国民の意思と、二度も廃案、不成立となった国会の意思とを無視したＰＫＯ事務局経費の計上は、憲法の平和原則と議会制民主主義への挑戦であり、断じて許されません。政府は、この際、継続となったＰＫＯ法案はもちろん、新たに邦人救出に名をかりた自衛隊海外派兵をねらう自衛隊法改悪など、一切の派兵策動をきっぱりと断念すべきであります。（拍手）

従軍慰安婦問題が政治問題化しております。これは日本軍国主義が行った最も醜悪な国家的犯罪であります。今日までこのような事実に口を閉ざしてきた責任は、歴代自民党内閣があの十五年戦争を侵略戦争と認めない恥ずべき態度をとったからであります。侵略戦争に無反省の宮澤内閣は、今また、かつて日本軍国主義の象徴であった日の丸・君が代を学校教育に強制しています。再び、この国を破滅に導いた戦前教育の復活を企図しているものとして、強く糾弾するものであります。

以上、反対の理由を申し述べましたが、今回の予算案は、平和・軍縮へという世界の流れに逆行し、また一層国民に犠牲を強いるものであり、総じて旧態依然たる反国民的予算と言わなければなりません。今国政に求められているものは、自民党政治の古い枠組みを根本から改め、政治の軌道を国民生活優先、大企業の横暴の民主的規制、大胆な軍縮へと転換することであります。

最後に、予算執行の最高責任者である宮澤総理の政治姿勢に一言しなければなりません。

今、リクルート疑惑を初め、共和、佐川などの想像を絶する怪物のごとき大規模な金権腐敗政治に、国民の怒りは頂点に達しています。疑惑の徹底究明とともに、金権腐敗政治の一掃を求める声は、今や天の声、民の声であります。みずからの疑惑はみずから解明するという姿勢もなく、ひたすら疑惑隠しに終始する自民党・宮澤内閣の姿勢に対して、内閣不支持率五六％という国民世論が突きつけられていることを、総理は深く肝に銘ずべきであります。

金権政治の本質は、経済界の特権的な勢力である大企業、財界と、自民党など特権的な政治勢力が一体となって政治をゆがめ、国民をこれらの犠牲にしているところにあります。国民生活のさまざまな分野で、世界を驚かせるような貧しさが支配している現状も、こうした金権政治と不可分のものであります。そうである以上、疑惑の解明とともに、今緊急に実現すべきは、金権腐敗防止策の一つとして、企業、団体からの献金を禁止することであります。これこそ、金権政治を断ち切る道であり、その成否を国民は厳しく今見守っているのであります。

まず隗より始めよ。私はこの壇上から、強くこのことを要求いたしまして、政府予算案の反対討論を終わるものであります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　柳田稔君。

［柳田稔君登壇］

○柳田稔君　私は、民社党を代表して、ただいま議題となっております平成四年度予算三案について、反対討論を行います。

反対の第一の理由は、省庁の縄張り、与党の権益優先の予算となっており、我々が求めてきた生活先進国型の予算編成にほど遠いものであるだけでなく、宮澤内閣の生活大国の公約にも違反する内容となっていることであります。

とりわけ、公共投資の固定的、硬直的配分を根本的に改めることなく、生活関連枠の継承、新たな別枠の設置という小手先の施策にとどまり、サラリーマンなどの生活向上に不可欠の住宅関連等の社会資本整備をないがしろにしていることは残念であります。

ここ十年間、一般会計公共事業費の各省庁ごとの配分は、ほとんど動いておりません。昭和五十八年度と平成四年度を比較すると、建設省分は六八・三％から六八・六％、農林省分は二二・〇％から二一・六％、運輸省分が六・二％から六・三％、厚生省分は三・一％から三・二％となっています。この数字は国民生活向上という視点をないがしろにし、官僚や族議員の顔色をうかがって予算編成に取り組んできた歴代自民党内閣の姿勢を示すものだと考えます。

また、国立大学授業料の引き上げが盛り込まれ、文化・スポーツ施設などの拡充が軽視されていることは、文化先進国建設を進める上でも問題があります。さらに、看護婦確保対策、救急医療など福祉政策においても我々の提言に十分こたえたものになってはおりません。

とりわけ、パート・内職者減税、家賃控除などの政策減税が見送られたことは残念であります。かかる減税措置は、まじめに働く勤労者が切に望むものであり、これを拒否したことは、日本国民に対する裏切り行為と言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、安易な増税措置が盛り込まれていることであります。

我が党は、両院の代表質問や各委員会での質問、予算編成前の党首会談などで、政府に歳入欠陥を理由に増税を行わないよう強く求めてまいりました。安易な増税反対は民社党の一貫した主張であります。

この立場から、法人特別税、普通・小型乗用車の消費税の割り増し税率などの増税に反対いたします。かかる措置は、平成三年度限りで撤廃する措置を事実上延長したものであり、公約違反を犯し、国民を欺くものであること、景気をさらに悪化させることを強調しておきたい。また、地方交

付税交付金の圧縮など、地方へのツケ回しが盛り込まれていることは、本末転倒と言わざるを得ません。この分は速やかに地方に返済するよう求めるものであります。

反対の第三の理由は、景気対策が不十分なものとなっていることであります。

政府が、非現実的かつ甘い経済分析を続け、景気対策を後手後手に回し、経済を著しく悪化させた責任は極めて重いと言わざるを得ません。我々は、金融と財政によるバランスのとれた景気政策を行うよう求めてきましたが、財政政策をおろそかにし、金融偏重の対策をとる宮澤内閣のやり方は、バブルをもたらした過去の過ちを繰り返すおそれがあります。

また、景気減速によって最も大きな被害を受けている中小企業に対する施策も十全とは言えません。人手不足や後継者難に苦しむ中小企業を救済することは国家的課題であるにもかかわらず、承継税制の確立や労働時間短縮のコストアップ吸収のための抜本策が棚上げされていることは不満です。また、大店法改正など厳しい経営環境に直面する商店街に対する配慮も足らないと思います。

反対の第四の理由は、行財政改革が不十分なものとなっていることであります。

行革をないがしろにし、増税などで国民にツケを回すことは言語道断と批判せざるを得ません。今日の最重要課題は、中央集権体制の打破、総合調整や国民生活に視点を置いた省庁の再編、地方の権限強化、自主財源確立、国際情勢に即応できるシステムづくりなど、日本の行政機構を根底から見直す行政改革五カ年計画の策定、実施であり、この断行を強く政府に求めます。

反対の第五の理由は、地球環境や経済支援など、国際協力の面でも不満足な内容となっていることであります。

世界の経済大国となった日本は、もはや自国の利益のみを考えていればよいわけではありません。その意味で我が国の予算案は、日本人のためだけのものではなく、全世界の人々のためにあるとの認識を持つべきです。

ＯＤＡについても、単に予算を増額すればいいというのではなく、諸外国の人々の生活向上に直結するものとなるよう、その内容を厳しく吟味すべきだと考えます。また、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨など、地球規模での環境破壊を阻止するため、日本はさらなる努力をすべきです。

今、我が国には、これまでにも増して外国人の姿が目立つようになっています。しかし、日本人が心を開いてくれない、日本は住みにくい国だと嘆く声がよく聞かれます。本当の国際化とは、日本人一人一人が他国の人々の文化、宗教、生活様式を尊重し、人間として彼らに優しく接することではないでしょうか。草の根の国際交流を進める上でも、政府の予算案は不満足なものと考えます。

防衛費については、防衛大綱、中期防を見直し、これを聖域化せず、効率化を図り、これを極力抑制すべきと考えます。五カ年の防衛費削減計画を策定し、平成五年度予算に反映させることを政府に強く求めます。

最後に、民社党の予算修正案や、我が党を初めとする野党共同の予算修正案の要求を無視し、政府・与党が修正に応じなかったことに苦言を呈し、討論を終わります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　平成四年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（櫻内義雄君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（櫻内義雄君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十九

可とする者（白票）　二百六十八

否とする者（青票）　二百十一

〔拍手〕

○議長（櫻内義雄君）　右の結果、平成四年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成四年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

相沢　英之君　　逢沢　一郎君
愛知　和男君　　愛野興一郎君
青木　正久君　　赤城　徳彦君
浅野　勝人君　　麻生　太郎君
甘利　明君　　新井　将敬君
粟屋　敏信君　　井奥　貞雄君
井出　正一君　　伊藤　公介君
伊藤宗一郎君　　伊吹　文明君
池田　行彦君　　石井　一君
石川　要三君　　石破　茂君
石橋　一弥君　　石原慎太郎君
石原　伸晃君　　今枝　敬雄君
今津　寛君　　岩村卯一郎君
岩屋　毅君　　宇野　宗佑君
上草　義輝君　　植竹　繁雄君
魚住　汎英君　　臼井日出男君

内海　英男君　浦野　烈興君　鯨岡　兵輔君　熊谷　弘君
江口　一雄君　江崎　真澄君　倉成　正君　栗原　祐幸君
衛藤征士郎君　衛藤　晟一君　小泉純一郎君　小坂　憲次君
遠藤　武彦君　小里　貞利君　小杉　隆君　小宮山重四郎君
小沢　一郎君　小澤　潔君　古賀　一成君　古賀　誠君
小沢　辰男君　小渕　恵三君　古賀　正浩君　後藤田正晴君
尾身　幸次君　越智　伊平君　河野　洋平君　河本　敏夫君
越智　通雄君　大石　千八君　高村　正彦君　鴻池　祥肇君
大石　正光君　大島　理森君　近藤　鉄雄君　近藤　元次君
大塚　雄司君　大野　明君　左藤　恵君　佐田玄一郎君
大野　功統君　大原　一三君　佐藤謙一郎君　佐藤　孝行君
太田　誠一君　岡島　正之君　佐藤　信二君　佐藤　敬夫君
岡田　克也君　奥田　敬和君　佐藤　守良君　斉藤斗志二君
奥田　幹生君　奥野　誠亮君　坂井　隆憲君　坂本　剛二君
加藤　紘一君　加藤　卓二君　坂本三十次君　桜井　新君
加藤　六月君　鹿野　道彦君　笹川　堯君　志賀　節君
狩野　勝君　海部　俊樹君　自見庄三郎君　塩川正十郎君
柿澤　弘治君　梶山　静六君　塩崎　潤君　塩谷　立君
粕谷　茂君　片岡　武司君　島村　宜伸君　杉浦　正健君
金子　一義君　金子原二郎君　杉山　憲夫君　鈴木　俊一君
金子徳之介君　金丸　信君　鈴木　恒夫君　鈴木　宗男君
亀井　静香君　亀井　久興君　住　博司君　関谷　勝嗣君
亀井　善之君　唐沢俊二郎君　園田　博之君　田澤　吉郎君
川崎　二郎君　瓦　力君　田名部匡省君　田中　秀征君
木部　佳昭君　木村　守男君　田邊　國男君　田辺　広雄君
木村　義雄君　北川　石松君　田原　隆君　田村　元君
北川　正恭君　北村　直人君　高鳥　修君　竹下　登君
久間　章生君　久野統一郎君　武部　勤君　武村　正義君

谷　洋一君　谷垣　禎一君　深谷　隆司君　吹田　愰君
谷川　和穂君　近岡理一郎君　福田　康夫君　福永　信彦君
中馬　弘毅君　津島　雄二君　藤井　裕久君　藤尾　正行君
塚原　俊平君　戸井田三郎君　二田　孝治君　船田　元君
戸塚　進也君　渡海紀三朗君　古屋　圭司君　保利　耕輔君
東家　嘉幸君　虎島　和夫君　穂積　良行君　星野　行男君
中尾　栄一君　中川　昭一君　細田　博之君　真鍋　光広君
中島　衛君　中曽根康弘君　前田　武志君　前田　正君
中谷　元君　中西　啓介君　牧野　隆守君　増子　輝彦君
中村喜四郎君　中村正三郎君　増岡　博之君　増田　敏男君
中山　利生君　中山　正暉君　町村　信孝君　松浦　昭君
仲村　正治君　長勢　甚遠君　松岡　利勝君　松田　岩夫君
二階　俊博君　二階堂　進君　松永　光君　松本　十郎君
丹羽　雄哉君　西岡　武夫君　三ッ林弥太郎君　三原　朝彦君
西田　司君　額賀福志郎君　三塚　博君　御法川英文君
野田　毅君　野田　実君　水野　清君　光武　顕君
野中　広務君　野呂　昭彦君　宮崎　茂一君　宮里　松正君
野呂田芳成君　羽田　孜君　宮澤　喜一君　宮路　和明君
葉梨　信行君　萩山　教嚴君　宮下　創平君　武藤　嘉文君
橋本龍太郎君　長谷川　峻君　村井　仁君　村岡　兼造君
畑　英次郎君　鳩山　邦夫君　村上誠一郎君　村田敬次郎君
鳩山由紀夫君　浜田　幸一君　村田　吉隆君　村山　達雄君
浜田卓二郎君　浜野　剛君　持永　和見君　森　英介君
林　大幹君　林　義郎君　森　喜朗君　森田　一君
原　健三郎君　原田　憲君　簗瀬　進君　柳沢　伯夫君
原田昇左右君　原田　義昭君　柳本　卓治君　山口　俊一君
東　力君　平泉　渉君　山崎　拓君　山下　元利君
平田辰一郎君　平沼　赳夫君　山下　徳夫君　山村新治郎君

山本　拓君　山本　有二君
与謝野　馨君　渡部　恒三君
渡辺　栄一君　渡辺　省一君
渡辺　秀央君　渡辺美智雄君
綿貫　民輔君　菅原喜重郎君
徳田　虎雄君　藤波　孝生君

否とする議員の氏名

阿部未喜男君　秋葉　忠利君
網岡　雄君　有川　清次君
五十嵐広三君　井上　一成君
井上　普方君　伊東　秀子君
伊藤　茂君　伊藤　忠治君
池田　元久君　池端　清一君
石井　智君　石橋　大吉君
岩田　順介君　岩垂寿喜男君
宇都宮真由美君　上田　卓三君
上田　哲君　上田　利正君
上原　康助君　遠藤　登君
小川　信君　小澤　克介君
小野　信一君　緒方　克陽君
大出　俊君　大木　正吾君
大畠　章宏君　岡崎トミ子君
岡崎　宏美君　岡田　利春君
沖田　正人君　加藤　繁秋君
加藤　万吉君　川崎　寛治君
川島　實君　川俣健二郎君
木間　章君　貴志　八郎君
北川　昌典君　北沢　清功君
串原　義直君　小岩井　清君
小林　恒人君　小林　守君
小松　定男君　小森　龍邦君
五島　正規君　後藤　茂君
輿石　東君　左近　正男君
佐々木秀典君　佐藤　観樹君
佐藤　敬治君　佐藤　泰介君
佐藤　恒晴君　佐藤　徳雄君
斉藤　一雄君　沢田　広君
沢藤礼次郎君　志賀　一夫君
渋沢　利久君　渋谷　修君
嶋崎　譲君　清水　勇君
新村　勝雄君　新盛　辰雄君
鈴木喜久子君　鈴木　久君
関　晴正君　関山　信之君
仙谷　由人君　田口　健二君
田中　昭一君　田中　恒利君
田邊　誠君　高沢　寅男君
竹内　猛君　竹村　幸雄君
武部　文君　谷村　啓介君
辻　一彦君　筒井　信隆君
常松　裕志君　戸田　菊雄君
外口　玉子君　土井たか子君
時崎　雄司君　富塚　三夫君
中沢　健次君　中西　績介君
中村　正男君　永井　孝信君
野坂　浩賢君　馬場　昇君
長谷百合子君　鉢呂　吉雄君
早川　勝君　日野　市朗君
藤田　高敏君　細川　律夫君
細谷　治通君　堀　昌雄君
堀込　征雄君　前島　秀行君
松浦　利尚君　松原　脩雄君
松前　仰君　松本　龍君
三野　優美君　水田　稔君
武藤　山治君　村山　富市君
目黒吉之助君　元信　堯君
森井　忠良君　安田　修三君
安田　範君　山内　弘君
山口　鶴男君　山下八洲夫君
山中　邦紀君　山中　末治君
山花　貞夫君　山元　勉君
吉岡　賢治君　吉田　和子君
吉田　正雄君　吉田　貞夫君
和田　静夫君　和田　貞夫君
浅井　美幸君　渡辺　嘉蔵君
井上　義久君　東　祥三君
石田　祝稔君　石田幸四郎君
遠藤　乙彦君　遠藤　和良君
大野由利子君　近江巳記夫君
長田　武士君　鍛治　清君
貝沼　次郎君　河上　覃雄君
神崎　武法君　北側　一雄君
草川　昭三君　草野　威君
倉田　栄喜君　小谷　輝二君
斉藤　節君　坂井　弘一君
竹内　勝彦君　玉城　栄一君
扇　一雄君　中村　巌君
西中　清君　春田　重昭君
日笠　勝之君　東　順治君
平田　米男君　伏木　和雄君
伏屋　修治君　藤原　房雄君
二見　伸明君　冬柴　鐵三君
宮地　正介君　森本　晃司君
矢追　秀彦君　矢野　絢也君
藪仲　義彦君　山口那津男君
山田　英介君　吉井　光照君
渡部　一郎君　小沢　和秋君
金子　満広君　木島日出夫君
児玉　健次君　佐藤　祐弘君
菅野　悦子君　辻　第一君
寺前　巌君　東中　光雄君
不破　哲三君　藤田　スミ君
古堅　実吉君　正森　成二君
三浦　久君　山原健二郎君
吉井　英勝君　伊藤　英成君
大内　啓伍君　川端　達夫君
神田　厚君　小平　忠正君
高木　義明君　塚本　三郎君
中井　洽君　中野　寛成君
柳田　稔君　米沢　隆君
和田　一仁君　阿部　昭吾君
江田　五月君　菅　直人君

田川　誠一君　　楢崎弥之助君
村山　喜一君

日程第一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長桜井新君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

〔桜井新君登壇〕

○桜井新君　ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算限度額を定額の「百分の二百五十」から「百分の三百五十」に改定すること、

第二に、旧ソヴィエト連邦を構成していた在アゼルバイジャン等の十三の日本国大使館並びに在ホーチミン及び在デトロイトの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、

第三に、在ウィニペッグ日本国総領事館を廃止すること、

第四に、「在ソヴィエト日本国大使館」の名称を「在ロシア日本国大使館」に変更する等、最近の国名及び地名の変更に応じ関連規定の整備を行うこと、

第五に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、三月十日渡辺外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十二日質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	宮澤　喜一君
外務大臣	渡辺美智雄君
法務大臣	田原　隆君
大蔵大臣	羽田　孜君
文部大臣	鳩山　邦夫君
厚生大臣	山下　徳夫君
農林水産大臣	田名部匡省君
通商産業大臣	渡部　恒三君
運輸大臣	奥田　敬和君
郵政大臣	渡辺　秀央君
労働大臣	近藤　鉄雄君
建設大臣	山崎　拓君
自治大臣	塩川正十郎君
国務大臣	伊江　朝雄君
国務大臣	岩崎　純三君
国務大臣	加藤　紘一君
国務大臣	谷川　寛三君
国務大臣	東家　嘉幸君
国務大臣	中村正三郎君
国務大臣	野田　毅君
国務大臣	宮下　創平君

○朗読を省略した議長の報告

（議席変更）

一、昨十二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

四八九　菅原喜重郎君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
中尾　栄一君	上草　義輝君
吹田　愷君	江口　一雄君
渡瀬　憲明君	前田　正君
綿貫　民輔君	浜田　幸一君
上草　義輝君	中尾　栄一君
江口　一雄君	吹田　愷君
浜田　幸一君	綿貫　民輔君
前田　正君	渡瀬　憲明君

労働委員

辞任	補欠
池端　清一君	日野　市朗君

五島　正規君　鈴木　久君　外口　玉子君　日野　市朗君　松浦　利尚君　水田　稔君　和田　静夫君　池端　清一君　五島　正規君　鈴木　久君　外口　玉子君

建設委員

辞任

植竹　繁雄君　川崎　二郎君　吹田　愰君　綿貫　民輔君

補欠

吹田　愰君　綿貫　民輔君　植竹　繁雄君　川崎　二郎君

安全保障委員

辞任

池田　元久君　宇都宮真由美君　沢藤礼次郎君　新村　勝雄君　松原　脩雄君　山中　邦紀君　吉田　正雄君　神田　厚君　井上　普方君　伊東　秀子君　加藤　万吉君　串原　義直君　新盛　辰雄君

補欠

井上　普方君　伊東　秀子君　加藤　万吉君　串原　義直君　戸田　菊雄君　新盛　辰雄君　野坂　浩賢君　中野　寛成君　池田　元久君　宇都宮真由美君　沢藤礼次郎君　新村　勝雄君　山中　邦紀君　戸田　菊雄君　野坂　浩賢君　中野　寛成君

予算委員

辞任

愛野興一郎君　内海　英男君　唐沢俊二郎君　加藤　万吉君　串原　義直君　小岩井　清君　新盛　辰雄君　関　晴正君　筒井　信隆君　戸田　菊雄君　野坂　浩賢君　日野　市朗君　松浦　利尚君　水田　稔君　和田　静夫君　浅井　美幸君　草川　昭三君　日笠　勝之君　冬柴　鐵三君　児玉　健次君　中野　寛成君　楢崎弥之助君　金子徳之介君　松本　龍君　吉田　正雄君　神田　厚君

補欠

久野統一郎君　山口　俊一君　金子徳之介君　松本　龍君　沢田　広君　貴志　八郎君　松原　脩雄君　鈴木　久君　辻　一彦君　安田　修三君　新村　勝雄君　常松　裕志君　中村　正男君　五島　正規君　竹内　猛君　長田　武士君　山口那津男君　大野由利子君　河上　覃雄君　正森　成二君　伊藤　英成君　菅　直人君　山本　有二君　久野統一郎君　山口　俊一君　貴志　八郎君　松本　龍君　伊東　秀子君　五島　正規君　安田　修三君　鈴木喜久子君　松原　脩雄君　大野由利子君　春田　重昭君　菅　直人君　五十嵐広三君　田中　昭一君　中村　正男君　東　祥三君　長田　武士君　春田　重昭君　小林　守君　谷村　啓介君　井上　義久君　山口那津男君　渡部　一郎君　正森　成二君　岩田　順介君　河上　覃雄君　日笠　勝之君　金子　満広君　坂井　隆憲君　真鍋　光広君　鈴木喜久子君　小林　守君　岩田　順介君　五十嵐広三君　東　祥三君　山口那津男君　江田　五月君　谷村　啓介君　貝沼　次郎君　平田　米男君　日笠　勝之君　金子　満広君　堀込　征雄君　玉城　栄一君　藪仲　義彦君　吉井　英勝君　井上　普方君　堀込　征雄君　池田　元久君　永井　孝信君　常松　裕志君　永井　孝信君　遠藤　登君　秋葉　忠利君　加藤　繁秋君　富塚　三夫君　小谷　輝二君　菅野　悦子君　川島　實君　日野　市朗君　水田　稔君　川俣健二郎君　川端　達夫君　大畠　章宏君　長谷百合子君　吉田　和子君　仙谷　由人君　山田　英介君　北側　一雄君　山原健二郎君　小沢　和秋君　遠藤　乙彦君　近江巳記夫君　東　順治君　神田　厚君　楢崎弥之助君　関　晴正君　筒井　信隆君

日野　市朗君　志賀　一夫君
吉田　和子君　鉢呂　吉雄君
山原健二郎君　三浦　久君
神田　厚君　小平　忠正君
北沢　清功君　渡辺　嘉蔵君
沢田　広君　後藤　茂君
志賀　一夫君　山元　勉君
土肥　隆一君　伊東　秀子君
鉢呂　吉雄君　竹内　猛君
大畠　章宏君　興石　東君
後藤　茂君　安田　範君
長谷百合子君　沖田　正人君
渡辺　嘉蔵君　谷村　啓介君
近江巳記夫君　河上　覃雄君
北側　一雄君　倉田　栄喜君
小平　忠正君　高木　義明君
興石　東君　有川　清次君
新村　勝雄君　外口　玉子君
河上　覃雄君　遠藤　和良君
楢崎弥之助君　江田　五月君
有川　清次君　小川　信君
高木　義明君　柳田　稔君
江田　五月君　菅　直人君
遠藤　乙彦君　藤原　房雄君
三浦　久君　古堅　実吉君
坂井　隆憲君　愛野興一郎君
真鍋　光広君　内海　英男君

山本　有二君　唐沢俊二郎君
小川　信君　井上　普方君
沖田　正人君　松浦　利尚君
小森　龍邦君　加藤　万吉君
仙谷　由人君　水田　稔君
竹内　猛君　和田　静夫君
谷村　啓介君　新盛　辰雄君
外口　玉子君　野坂　浩賢君
安田　範君　串原　義直君
山元　勉君　日野　市朗君
吉岡　賢治君　小岩井　清君
和田　貞夫君　戸田　菊雄君
遠藤　和良君　冬柴　鐵三君
倉田　栄喜君　日笠　勝之君
東　順治君　草川　昭三君
藤原　房雄君　浅井　美幸君
小沢　和秋君　児玉　健次君
古堅　実吉君　木島日出夫君
柳田　稔君　中野　寛成君
菅　直人君　楢崎弥之助君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠

山本　拓君　細田　博之君
細田　博之君　山本　拓君

石炭対策特別委員

辞任　補欠

上草　義輝君　鈴木　宗男君
渡瀬　憲明君　前田　正君
岩田　順介君　田中　昭一君
鈴木　宗男君　上草　義輝君
前田　正君　渡瀬　憲明君
田中　昭一君　岩田　順介君

交通安全対策特別委員

辞任　補欠

上野　建一君　細川　律夫君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠

北村　直人君　久野統一郎君
町村　信孝君　塩谷　立君
与謝野　馨君　浜田　幸一君
久野統一郎君　北村　直人君
塩谷　立君　町村　信孝君
浜田　幸一君　与謝野　馨君

（議案提出）

一、昨十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

（議案送付）

一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

一、昨十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案
公害防止事業団法の一部を改正する法律案
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案
沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百二十三回国会衆議院会議録第十一号(二)
平成四年三月十三日

官報 号外 平成四年三月十三日

第百二十三回国会 衆議院会議録 第十一号(二)

〔本号二分冊〕

平成四年度一般会計予算

右
国会に提出する。
平成四年一月二十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成4年度一般会計予算
予算総則

(歳入歳出予算)
第1条 平成4年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ72,218,011,260千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
(継続費)
第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
(繰越明許費)
第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
(国庫債務負担行為)
第4条 「財政法」第15条第1項の規定により平成4年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
(歳入歳出予算等の内訳)
第5条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。
(公債発行の限度額)
第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成4年度において公債を発行することができる限度額は、7,280,000,000千円とする。
2 前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成3年11月16日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。
3 第1項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額(前項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額を限度額とする。
(公共事業費の範囲)
第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
総理府	総理本府	航空機管理施設費、総理大臣官邸基盤施設整備費
	警察庁	警察庁(通信施設整備費に限る。)、船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)
	北海道開発庁	北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道造

		林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
	科学技術庁	科学技術庁試験研究所施設費
	環境庁	環境庁（水質保全施設整備費補助金に限る。）、自然公園等施設整備費、環境庁研究所施設費
	沖縄開発庁	沖縄開発庁（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄特定開発事業推進調査費
	国土庁	国土庁（防災基地建設モデル事業費等補助金及び田園都市等地域個性形成事業費補助金に限る。）、振興山村開発総合特別事業費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	在外公館	在外公館施設費
大蔵省	大蔵本省	公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部省	文部本省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、体育振興費（社会体育施設整備費補助金に限る。）、国立学校船舶建造及施設費
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所施設費、国立社会教育施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、文化財保存施設整備費、国立博物館施設費、国立美術館施設費、文化庁研究所施設費
厚生省	厚生本省	保健衛生施設整備費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、環境衛生施設整備費
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所施設費
	国立らい療養所	国立らい療養所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。）、農林水産本省施設費、農業振興費（地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。）、農業構造改善対策費（農業構造改善事業費補助金に限る。）、農蚕園芸振興費（先進的農業生産対策事業費補助金に限る。）、畜産振興費（畜産活性化総合対策事業費補助金に限る。）、食品流通等対策費（食品商業基盤施設整備費補助金に限る。）、卸売市場施設整備費、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林業振興費（林業構造改善事業費補助金に限る。）、治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林開発公団事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（沿岸漁業構造改善事業費補助金、水産業振興施設整備費補助金及び地域改善対策事業費補助金に限

		る。)、海岸事業費、漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、沿岸漁場整備開発事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。)、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費（産業再配置促進施設整備費補助金に限る。)、工業用水道事業費
	工業技術院	工業技術院試験研究所施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（商業基盤施設整備費補助金に限る。）
運輸省	運輸本省	運輸本省（観光基盤施設整備費補助金に限る。)、鉄道整備基金助成費（地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金、地下高速鉄道建設費補助金及び幹線鉄道活性化事業費補助金に限る。)、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備費
	気象庁	気象官署施設費、船舶建造費
郵政省	郵政本省	郵政本省（電気通信格差是正事業費補助金及び民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。)、電気通信監理施設費
	通信総合研究所	通信総合研究所施設費
建設省	建設本省	官庁営繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土地理院	国土地理院施設費
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所施設費
	地方建設局	道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費
自治省	消防庁	消防防災施設等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）

（一時借入金等の最高額）

第8条　「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、15,500,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第9条　「財政法」第15条第2項の規定により平成4年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約及び国際機関拠出金等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成4年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円 1,148,400,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　5,904
「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　7,872
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	平成4年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　547,665
「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	平成4年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　108,011
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第4条の規定による金額の限度	平成4年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額　14,588,280

2　「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により平成4年度においてアジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、211,942,896千円とする。

3　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成4年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、64,370,078千円とする。

4　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」の規定により平成4年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、13,528,000千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成4年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　中小企業金融公庫 中小企業債券の元本の償還及び利息の支払	「中小企業金融公庫法」第25条の3	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　公営企業金融公庫 公営企業債券の元本の償還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額1,133,500,000千円及びその利息に相当する金額
3　日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額1,223,200,000千円及びその利息に相当する金額
4　日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条の2	額面総額55,000,000千円及びその利息に相当する金額
5　石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額730,800,000千円並びにその利息に相当する金額
6　住宅・都市整備公団 住宅・都市整備債券及び借入金に係る債務	「住宅・都市整備公団法」第56条	額面総額及び元本金額の合計額110,000,000千円並びにその利息に相当する金額
7　金属鉱業事業団 金属鉱業債券及び借入金に係る債務	「金属鉱業事業団法」	額面総額及び元本金額の合計額37,500,000千円並びにその利息に相当する金額
8　動力炉・核燃料開発事業団 動力炉・核燃料開発債券及び借入金に係る債務	「動力炉・核燃料開発事業団法」第34条	額面総額及び元本金額の合計額18,800,000千円並びにその利息に相当する金額
9　日本国有鉄道清算事業団 日本国有鉄道清算事業団債券及び借入金に係る債務	「日本国有鉄道清算事業団法」第41条	額面総額及び元本金額の合計額1,297,000,000千円並びにその利息に相当する金額
10　日本下水道事業団 下水道債券及び借入金に係る債務	「日本下水道事業団法」第35条第1項	額面総額及び元本金額の合計額1,000,000千円並びにその利息に相当する金額
11　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　老人保健関係業務に関するもの (2)　退職者医療関係業務に関するもの	「老人保健法」第73条 「国民健康保険法」	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額500,000,000千円及び(2)に掲げる借入金にあっては元本金額60,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12　鉄道整備基金 鉄道整備基金債券及び借入金に係る債務	「鉄道整備基金法」第29条	額面総額及び元本金額の合計額63,600,000千円並びにその利息に相当する金額
13　農林漁業信用基金 借入金に係る債務	「林業等振興資金融通暫定措置法」第7条第3項	元本金額1,394,000千円及びその利息に相当する金額
14　情報処理振興事業協会 借入金に係る債務	「情報処理の促進に関する法律」第35条の2	元本金額2,100,000千円及びその利息に相当する金額
15　空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第53条	額面総額及び元本金額の合計額700,000千円並びにその利息に相当する金額
16　電源開発株式会社 社債のうち次に掲げるも	「電源開発促進法」第27条第	(1)に掲げる社債にあっては外貨表

のに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	1項	示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される社債にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が26,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
17　関西国際空港株式会社 イ　社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「関西国際空港株式会社法」第9条第1項 同　項	額面総額37,100,000千円及びその利息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される社債にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が26,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
18　「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法」第3条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者 社債に係る債務	「東京湾横断道路の建設に関する特別措置法」第9条第1項	額面総額56,700,000千円及びその利息に相当する金額
19　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条	額面総額3,600,000千円及びその利息に相当する金額
20　「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人 債券又は地方債証券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「日本開発銀行法」第37条の3第1項 「日本輸出入銀行法」	(1)に掲げる債券又は地方債証券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総

		額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が640,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第1号から第6号までの各号、第9号、第10号若しくは第15号から第19号までの各号に掲げる法人の事業資金若しくは借入金及び債券により調達する資金又は同項第20号に掲げる法人の債券若しくは地方債証券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債、地方債証券又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第1項第1号から第10号までの各号、第12号及び第15号から第20号までの各号に規定する債券、社債又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券、社債又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
総理府	北海道開発庁	北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設等事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都市計画事業費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
	経済企画庁	国民生活安定対策等経済政策推進費
	科学技術庁	科学技術振興調整費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費
	環境庁	環境保全総合調査研究促進調整費、国立機関公害防止等試験研究費、地球環境研究総合推進費
	沖縄開発庁	沖縄振興開発計画推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄特定開発事業推進調査費
	国土庁	地域活性化施策推進費、災害対策総合推進調整費、第四次全国総合開発計画推進調査費、奄美群島園芸振興費、離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費
大蔵省	大蔵本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部省	文部本省	南極地域観測事業費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　総理府	防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
2　農林水産省	イ　農林水産技術会議（農林水産業技術振興費）と農林水産本省試験研究機関（農林水産本省試験研究所）、農林水産本省検査

	指導機関（農林水産本省検査指導所のうち、家畜改良センター及び種苗管理センターに係るものに限る。）、林野庁（森林総合研究所、林野庁のうち林木育種センターに係るものに限る。）及び水産庁（水産庁試験研究所、水産大学校、北海道さけ・ますふ化場） ロ　農林水産本省（海岸事業費、農地等保全管理事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費）
3　建　設　省	建設本省（都市計画事業費）と地方建設局（公園事業工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所　管	組　織	移用することができる項
1　総理府	北海道開発庁	イ　北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間 ロ　北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間 ハ　イの各項又は北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費及び航空機燃料税財源北海道空港整備事業費の各項とロの各項
	沖縄開発庁	イ　沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費の各項の間 ロ　沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間 ハ　イの各項又は揮発油税等財源沖縄道路整備事業費及び航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費の各項とロの各項
	国土庁	離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費の各項の間
2　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　運輸省	運輸本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費
4　労働省	労働本省	失業対策事業費、特定地域開発就労事業費及び職業転換対策事業費の各項の間
5　建設省	建設本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1	予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2	予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

官報（号外）

甲号　歳入歳出予算

歳　入

主管	部	款	項	金額(千円)
国会	雑収入			2,100,675
		国有財産利用収入		1,170,328
			国有財産貸付収入	1,150,681
			国有財産使用収入	19,647
		諸収入		930,347
			国会議員互助年金法納金	897,648
			弁償及返納金	1,812
			物品売払収入	30,050
			雑入	837
裁判所	雑収入			4,366,025
		国有財産利用収入		742,199
			国有財産貸付収入	742,199
		諸収入		3,623,826
			許可及手数料	2,199
			懲罰及没収金	132,488
			弁償及返納金	87,380
			物品売払収入	6,809
			雑入	3,394,950
会計検査院	雑収入			26,624
		国有財産利用収入		25,647
			国有財産貸付収入	25,576
			国有財産使用収入	71
		諸収入		977

			弁償及返納金	844
			物品売払収入	101
			雑入	32
内閣	雑収入			56,423
		国有財産利用収入		56,097
			国有財産貸付収入	54,687
			国有財産使用収入	1,410
		諸収入		326
			弁償及返納金	39
			物品売払収入	123
			雑入	164
総理府	官業益金及官業収入			11,137,701
		官業収入		11,137,701
			病院収入	11,137,701
	政府資産整理収入			1,153,532
		国有財産処分収入		533,981
			国有財産売払収入	533,981
		回収金等収入		619,551
			貸付金等回収金収入	501,233
			事故補償費返還金	118,318
	雑収入			19,310,108
		国有財産利用収入		7,462,495
			国有財産貸付収入	7,216,212
			国有財産使用収入	216,847
			利子収入	29,436

		諸収入		11,847,613
			特別会計受入金	233,009
			授業料及入学検定料	730
			受託調査試験及役務収入	68,348
			弁償及返納金	7,800,772
			物品売払収入	758,429
			特別調達資金受入	907
			雑入	2,985,418
			計	31,601,341
法務省	雑収入			108,623,860
		国有財産利用収入		675,091
			国有財産貸付収入	675,091
		諸収入		107,948,769
			懲罰及没収金	90,327,669
			弁償及返納金	816,769
			矯正官署作業収入	15,622,447
			物品売払収入	57,769
			雑入	1,124,115
外務省	雑収入			4,425,828
		国有財産利用収入		631,671
			国有財産貸付収入	621,774
			利子収入	9,897
		諸収入		3,794,157
			許可及手数料	2,868,563
			弁償及返納金	893,379
			物品売払収入	29,420

			雑入	2,795
大蔵省	租税及印紙収入			61,118,000,000
		租税		60,841,000,000
			所得税	27,279,000,000
			法人税	18,122,000,000
			法人特別税	404,000,000
			相続税	2,226,000,000
			地価税	420,000,000
			消費税	4,968,000,000
			酒税	2,025,000,000
			たばこ税	1,012,000,000
			揮発油税	1,576,000,000
			石油ガス税	16,000,000
			航空機燃料税	69,000,000
			石油税	507,000,000
			取引所税	40,000,000
			有価証券取引税	615,000,000
			自動車重量税	674,000,000
			関税	879,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		277,000,000
			印紙収入	277,000,000
	官業益金及官業収入			6,618,884
		官業益金		6,618,884
			印刷局特別会計受入金	6,618,884
	政府資産整理収入			105,334,881
		国有財産処分収入		103,568,300
			国有財産売払収入	103,568,300

		回収金等収入		1,766,581
			特別会計整理収入	370
			引継債権整理収入	748
			貸付金等回収金収入	1,765,463
	雑収入			1,555,636,022
		国有財産利用収入		31,942,891
			国有財産貸付収入	30,392,132
			国有財産使用収入	7,225
			配当金収入	2,750
			利子収入	1,540,784
		納付金		1,048,000,000
			日本銀行納付金	1,048,000,000
		諸収入		475,693,131
			文官恩給費特別会計等負担金	18,402,777
			特別会計受入金	380,375,278
			許可及手数料	3,964,279
			懲罰及没収金	401,584
			弁償及返納金	845,177
			物品売払収入	14,378
			貨幣回収準備資金受入	70,011,412
			雑入	1,678,246
	公債金			7,280,000,000
		公債金		7,280,000,000
			公債金	7,280,000,000
	前年度剰余金受入			84,255,348
		前年度剰余金受入		84,255,348

			前年度剰余金受入	84,255,348	
			計	70,149,845,135	
文部省	雑収入			2,626,369	
		国有財産利用収入		1,683,645	
			国有財産貸付収入	179,599	
			国有財産使用収入	1,504,046	
		諸収入		942,724	
			授業料及入学検定料	18,868	
			許可及手数料	43,810	
			受託調査試験及役務収入	3,132	
			弁償及返納金	739,893	
			物品売払収入	47,031	
			雑入	89,990	
厚生省	官業益金及官業収入			1,125,487	
		官業収入		1,125,487	
			病院収入	1,125,487	
	政府資産整理収入			885,818	
		回収金等収入		885,818	
			貸付金等回収金収入	885,818	
	雑収入			55,401,963	
		国有財産利用収入		129,214	
			国有財産貸付収入	111,177	
			国有財産使用収入	7,024	
			利子収入	11,013	
		諸収入		55,272,749	
			授業料及入学検定料	38,894	

			許可及手数料	46,459
			受託調査試験及役務収入	530,493
			弁償及返納金	52,081,928
			物品売払収入	2,273,884
			雑入	301,091
			計	57,413,268
農林水産省	雑収入			429,834,515
		国有財産利用収入		562,031
			国有財産貸付収入	494,151
			国有財産使用収入	67,880
		納付金		391,249,000
			日本中央競馬会納付金	391,249,000
		諸収入		38,023,484
			特別会計受入金	6,700,542
			公共事業費負担金	27,586,720
			授業料及入学検定料	331,468
			許可及手数料	8,037
			受託調査試験及役務収入	199,439
			弁償及返納金	823,618
			物品売払収入	1,414,852
			雑入	958,808
通商産業省	専売納付金			10,066,567
		アルコール専売事業特別会計納付金		10,066,567
			アルコール専売事業特別会計納付金	10,066,567
	政府資産整理収入			23,740

		回収金等収入		23,740	
			特別会計整理収入	2,820	
			貸付金等回収金収入	20,920	
	雑収入			1,732,694	
		国有財産利用収入		445,956	
			国有財産貸付収入	162,911	
			国有財産使用収入	283,045	
		諸収入		1,286,738	
			授業料及入学検定料	13,523	
			許可及手数料	5,687	
			受託調査試験及役務収入	48,664	
			弁償及返納金	365,333	
			物品売払収入	171,176	
			雑入	682,355	
			計	11,823,001	
運輸省	政府資産整理収入			410,581	
		国有財産処分収入		25,314	
			国有財産売払収入	25,314	
		回収金等収入		385,267	
			貸付金等回収金収入	385,267	
	雑収入			2,359,650	
		国有財産利用収入		754,231	
			国有財産貸付収入	572,105	
			国有財産使用収入	182,126	
		諸収入		1,605,419	
			公共事業費負担金	1,043,214	
			授業料及入学検定料	284,404	

			受託調査試験及役務収入	111,500
			懲罰及没収金	1,500
			弁償及返納金	81,055
			物品売払収入	70,028
			雑入	13,718
			計	2,770,231
郵政省	租税及印紙収入			1,386,000,000
		印紙収入		1,386,000,000
			印紙収入	1,386,000,000
	雑収入			28,785
		国有財産利用収入		26,900
			国有財産貸付収入	26,900
		諸収入		1,885
			弁償及返納金	1,612
			物品売払収入	204
			雑入	69
			計	1,386,028,785
労働省	雑収入			2,498,492
		国有財産利用収入		162,922
			国有財産貸付収入	162,922
		諸収入		2,335,570
			弁償及返納金	1,106,350
			物品売払収入	228

			雑入	1,228,992	
建設省	政府資産整理収入			1,506,902	
		回収金等収入		1,506,902	
			貸付金等回収金収入	1,506,902	
	雑収入			21,943,208	
		国有財産利用収入		2,437,543	
			国有財産貸付収入	440,168	
			国有財産使用収入	1,997,375	
		納付金		195,665	
			雑納付金	195,665	
		諸収入		19,310,000	
			公共事業費負担金	16,506,916	
			受託調査試験及役務収入	250,819	
			弁償及返納金	387,896	
			物品売払収入	108,649	
			雑入	2,055,720	
			計	23,450,110	
自治省	雑収入			520,578	
		国有財産利用収入		35,313	
			国有財産貸付収入	35,313	
		諸収入		485,265	
			弁償及返納金	271	
			物品売払収入	151	
			雑入	484,843	
歳入総計				72,218,011,260	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	290,000
		宮廷費	6,974,381
		皇族費	296,745
		計	7,561,126
国会	衆議院	衆議院	55,266,985
		衆議院施設費	1,656,823
		衆議院予備経費	7,000
		計	56,930,808
	参議院	参議院	33,078,071
		参議院施設費	952,046
		参議院予備経費	5,000
		計	34,035,117
	国立国会図書館	国立国会図書館	12,742,488
		国立国会図書館施設費	1,579,958
		計	14,322,446
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	126,556
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	111,902
	国会所管合計		105,526,829
裁判所	裁判所	最高裁判所	76,476,963
		下級裁判所	174,137,282
		裁判費	9,587,976
		裁判所施設費	11,651,591
		裁判所予備経費	8,000
		計	271,861,812

	検察審査会	検察審査会	5,810,768
	裁判所所管合計		277,672,580
会計検査院	会計検査院	会計検査院	13,978,235
		会計検査院施設費	200,853
		計	14,179,088
内閣	内閣官房	内閣官房	5,770,137
		安全保障会議	219,778
		計	5,989,915
	内閣法制局	内閣法制局	782,156
	人事院	人事院	7,667,442
	内閣所管合計		14,439,513
総理府	総理本府	総理本府	33,997,214
		航空機管理施設費	3,350,314
		総理大臣官邸基盤施設整備費	2,911,105
		計	40,258,633
	日本学術会議	日本学術会議	1,042,482
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	336,727
	公正取引委員会	公正取引委員会	4,406,727
	警察庁	警察庁	143,480,469
		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	9,166,680
		船舶建造費	229,654
		科学警察研究所	1,208,508
		皇宮警察本部	7,058,940
		警察庁施設費	3,486,517
		都道府県警察費補助	48,832,900
		計	213,463,668

官　報（号外）

公害等調整委員会	公害等調整委員会	539,366
宮内庁	宮内庁	10,240,188
総務庁	総務庁	47,919,550
	恩給費	1,648,495,603
	恩給支給事務費	6,157,124
	国連アジア統計研修協力費	433,186
	統計調査費	9,376,241
	国勢調査費	2,063,392
	青少年対策本部	2,757,769
	北方対策本部	799,217
	計	1,718,002,082
北海道開発庁	北海道開発庁	17,169,366
	北海道開発計画費	118,000
	北海道開発事業指導監督費	455,281
	北海道治水事業費	117,596,000
	北海道急傾斜地崩壊対策事業費	1,301,000
	北海道治山事業費	16,087,000
	北海道海岸事業費	5,882,000
	北海道治水海岸事業工事諸費	10,863,000
	揮発油税等財源北海道道路整備事業費	185,298,000
	北海道道路整備事業費	79,348,000
	北海道道路事業工事諸費	32,133,000
	北海道港湾事業費	47,932,000
	北海道漁港施設費	42,509,000
	北海道空港整備事業費	2,807,000
	航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	7,034,000
	北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	9,649,000
	北海道住宅建設等事業費	29,711,000

		北海道住宅対策諸費	86,000
		北海道都市計画事業費	59,412,000
		北海道公園事業工事諸費	114,000
		北海道離島廃棄物処理施設整備費	164,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	127,270,883
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費	1,051,000
		北海道農村整備事業費	21,157,032
		北海道農地等保全管理事業費	5,184,271
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	10,753,814
		北海道造林事業費	5,598,000
		北海道林道事業費	6,661,000
		北海道沿岸漁場整備開発事業費	7,066,000
		北海道離島簡易水道等施設整備費	37,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	260,236
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	8,977,000
		北海道特定開発事業推進調査費	169,000
		計	859,853,883
	防衛本庁	防衛本庁	2,139,955,509
		武器車両等購入費	609,311,748
		航空機購入費	367,399,958
		艦船建造費	41,629,485
		昭和63年度甲Ⅳ型警備艦建造費	15,047,320
		平成元年度乙型警備艦建造費	19,026,376
		平成元年度潜水艦建造費	17,763,232
		平成2年度甲Ⅳ型警備艦建造費	24,504,466
		平成2年度潜水艦建造費	10,983,258
		平成3年度甲Ⅳ型警備艦建造費	19,518,092

		平成3年度甲型警備艦建造費	5,789,018
		平成3年度潜水艦建造費	10,349,010
		平成4年度甲型警備艦建造費	513,157
		平成4年度潜水艦建造費	74,844
		施設整備費	161,704,466
		装備品等整備諸費	502,479,354
		施設整備等附帯事務費	4,421,660
		研究開発費	114,849,063
		計	4,065,320,016
	防衛施設庁	防衛施設庁	30,569,920
		調達労務管理費	93,066,448
		施設運営等関連諸費	361,664,948
		提供施設移設整備費	854,831
		相互防衛援助協定交付金	143,280
		計	486,299,427
	経済企画庁	経済企画庁	9,393,530
		海外経済協力基金交付金	30,191,943
		国民生活安定対策等経済政策推進費	1,270,000
		経済研究所	929,730
		計	41,785,203
	科学技術庁	科学技術庁	11,965,979
		科学技術振興費	180,784,208
		科学技術振興調整費	11,000,000
		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	11,974,129
		原子力平和利用研究促進費	153,691,201
		国立機関原子力試験研究費	2,100,123
		放射能調査研究費	730,030
		科学技術庁試験研究所	33,811,522

		科学技術庁試験研究所施設費	5,808,400	
		計	411,865,592	
	環境庁	環境庁	39,645,322	
		環境保全総合調査研究促進調整費	109,000	
		国立機関公害防止等試験研究費	1,918,043	
		地球環境研究総合推進費	1,900,000	
		公害防止等調査研究費	1,454,959	
		自然公園等管理費	1,301,615	
		自然公園等施設整備費	5,290,624	
		環境庁研究所	6,359,325	
		環境庁研究所施設費	106,007	
		計	58,084,895	
	沖縄開発庁	沖縄開発庁	21,476,942	
		沖縄振興開発計画推進調査費	100,000	
		沖縄教育振興事業費	12,089,206	
		沖縄保健衛生諸費	275,121	
		沖縄保健衛生施設整備費	985,521	
		沖縄農業振興費	3,190,281	
		沖縄開発事業指導監督費	54,711	
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	64,862,000	
		沖縄開発事業費	164,321,264	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	1,449,000	
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費	972,000	
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	673,000	
		沖縄住宅対策諸費	27,000	
		沖縄治水事業工事諸費	1,161,000	
		沖縄道路事業工事諸費	961,000	
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	637,691	

		沖縄公園事業工事諸費	123,052
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	663,993
		沖縄特定開発事業推進調査費	67,000
		計	274,089,732
	国土庁	国土庁	20,285,456
		地域活性化施策推進費	1,000,000
		災害対策総合推進調整費	175,400
		第四次全国総合開発計画推進調査費	250,000
		国土調査費	8,822,885
		豪雪地帯対策特別事業費	238,074
		振興山村開発総合特別事業費	371,038
		小笠原諸島振興開発事業費	2,264,130
		離島振興特別事業費	556,019
		奄美群島園芸振興費	85,000
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	24,151,000
		離島振興事業費	145,689,000
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	1,717,000
		農村総合整備計画調査費	291,976
		牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費	499,000
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	5,155,000
		水資源開発事業費	77,148,632
		国土総合開発事業調整費	12,628,000
		計	301,327,610
	総理府所管合計		8,486,916,231
法務省	法務本省	法務本省	97,461,563
		登記事務費	68,469,996
		訟務費	1,270,950

		外国人登録事務費	4,333,252
		法務省施設費	15,767,353
		計	187,303,114
	法務総合研究所	法務総合研究所	1,062,845
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	309,087
		計	1,371,932
	法務局	法務局	16,048,357
	検察庁	検察官署	85,820,774
		検察費	4,304,967
		計	90,125,741
	矯正官署	矯正官署	138,936,911
		矯正収容費	24,936,371
		刑務所作業費	3,191,514
		計	167,064,796
	更生保護官署	更生保護官署	9,602,223
		補導援護費	5,427,407
		計	15,029,630
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	15,403,447
		護送収容費	723,378
		計	16,126,825
	公安審査委員会	公安審査委員会	64,361
	公安調査庁	公安調査庁	16,602,398
	法務省所管合計		509,737,154
外務省	外務本省	外務本省	57,896,328
		経済協力費	231,928,584

		国際分担金其他諸費	101,024,144
		国際協力事業団事業費	144,084,075
		計	534,933,131
	在外公館	在外公館	82,026,465
		在外公館施設費	4,565,028
		計	86,591,493
	外務省所管合計		621,524,624
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	68,435,776
		国家公務員等共済組合連合会等助成費	22,639,888
		日本たばこ産業共済組合等助成費	1,808,280
		産業投資特別会計へ繰入	216,647,000
		国庫受入預託金利子	2,000
		国債費	16,447,320,012
		公務員宿舎施設費	18,752,166
		政府出資	340,700,000
		経済協力費	43,635,205
		欧州復興開発銀行出資	4,343,000
		国民金融公庫補給金	9,502,000
		特定国有財産整備費	679,320
		特定国有財産整備諸費	44,854
		予備費	350,000,000
		計	17,524,509,501
	財務局	財務局	47,221,582
		財務局施設費	82,029
		計	47,303,611
	税関	税関	67,843,412
		税関施設費	245,043

		船舶建造費	214,209
		計	68,302,664
	国税庁	税務官署	556,111,482
		国税不服審判所	4,561,739
		醸造試験所	406,508
		税務官署施設費	1,407,932
		計	562,487,661
	大蔵省所管合計		18,202,603,437
文部省	文部本省	文部本省	47,354,725
		文部本省施設費	1,972,085
		教育統計調査費	532,488
		文化功労者年金	535,500
		生涯学習振興費	10,973,362
		義務教育教科書費	43,833,161
		義務教育費国庫負担金	2,726,309,000
		養護学校教育費国庫負担金	104,570,190
		学校教育振興費	112,223,350
		公立文教施設整備費	259,041,365
		公立文教施設災害復旧費	790,900
		育英事業費	88,908,412
		私立学校助成費	383,636,940
		科学振興費	72,808,931
		南極地域観測事業費	3,531,225
		体育振興費	13,547,483
		国立学校運営費	1,296,377,046
		国立学校船舶建造及施設費	83,257,736
		計	5,250,203,899

	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所	3,826,551
		文部本省所轄研究所施設費	1,359,986
		日本学士院	558,748
		国立社会教育施設運営費	8,360,097
		国立社会教育施設整備費	5,558,305
		計	19,663,687
	文化庁	文化庁	8,133,364
		文化庁施設費	3,529,084
		文化振興費	3,501,668
		文化財保存事業費	13,959,067
		文化財保存施設整備費	10,486,017
		国立博物館	3,053,066
		国立博物館施設費	276,681
		国立美術館	2,729,729
		国立美術館施設費	138,808
		文化庁研究所	2,951,891
		文化庁研究所施設費	420,792
		日本芸術院	418,285
		計	49,598,452
	文部省所管合計		5,319,466,038
厚生省	厚生本省	厚生本省	80,805,704
		厚生統計調査費	3,997,237
		科学研究費	33,793,033
		保健衛生諸費	132,076,351
		保健衛生施設整備費	24,235,500
		結核医療費	27,195,232
		原爆障害対策費	131,430,653

		精神保健費	41,775,302
		国立病院及療養所経営費	226,888,178
		国立病院及療養所施設費	13,664,828
		生活保護費	1,061,315,230
		身体障害者保護費	63,955,279
		老人福祉費	1,661,485,962
		婦人保護費	1,448,052
		社会福祉諸費	121,206,771
		社会福祉施設整備費	124,053,972
		災害救助等諸費	840,000
		児童保護費	530,698,432
		特別児童扶養手当等給付諸費	88,433,130
		母子福祉費	3,100,000
		児童扶養手当給付諸費	215,187,392
		社会保険国庫負担金	969,220,179
		厚生年金保険国庫負担金	2,605,962,278
		健康保険組合助成費	10,292,789
		厚生年金基金連合会等助成費	660,885
		国民健康保険助成費	2,603,468,716
		国民年金国庫負担金	1,538,588,836
		遺族及留守家族等援護費	127,199,272
		環境衛生施設整備費	208,633,000
		農業者年金実施費	1,412,909
		国民年金基金等助成費	1,289,723
		児童手当国庫負担金	44,197,049
		計	12,698,511,874
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所	12,619,613
		血清等製造及検定費	643,240

		厚生本省試験研究所施設費	178,399
		計	13,441,252
	検疫所	検疫所	6,183,827
	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	32,034,392
		国立らい療養所施設費	4,570,598
		計	36,604,990
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	8,382,006
		国立更生援護所施設費	851,818
		計	9,233,824
	地方医務局	地方医務局	1,361,543
	麻薬取締官事務所	麻薬取締官事務所	1,689,776
	厚生省所管合計		12,767,027,086
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	90,053,870
		農林水産本省施設費	284,101
		農林漁業金融費	133,329,729
		農業保険費	138,886,125
		農林漁業統計情報費	7,298,591
		農業振興費	100,756,801
		農業構造改善対策費	43,716,269
		農業者年金等実施費	111,465,886
		農蚕園芸振興費	33,783,921
		農業改良資金助成費	1,500,000
		水田農業確立対策費	135,148,432
		国産大豆等保護対策費	20,035,794
		農業改良普及対策費	36,056,919
		畜産振興費	42,015,596
		牛肉等関税財源畜産振興費	87,980,932
		家畜伝染病予防費	968,581

		飼料需給安定費	300,000
		食品流通等対策費	12,049,377
		卸売市場施設整備費	9,055,000
		糖価安定対策費	18,419,544
		農業生産基盤整備事業等指導監督費	271,061
		海岸事業費	9,109,796
		農業生産基盤整備事業費	430,381,497
		牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費	10,105,000
		農村整備事業費	256,053,168
		農地等保全管理事業費	94,363,107
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	35,039,000
		農業生産基盤整備事業等諸費	26,547,173
		農業施設災害復旧事業費	8,722,412
		農業施設災害関連事業費	1,770,185
		計	1,895,467,867
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,085,328
		農林水産業技術振興費	14,555,088
		農林水産業技術振興施設費	2,235,328
		計	18,875,744
	農林水産本省試験研究機関	農林水産本省試験研究所	37,208,466
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	24,280,226
		農林水産本省検査指導所施設費	1,373,361
		計	25,653,587
	地方農政局	地方農政局	50,699,796
		地方農政局施設費	127,439
		海岸事業工事諸費	331,204
		地すべり対策事業工事諸費	257,548

		農業施設災害復旧事業等工事諸費	2,138
		計	51,418,125
	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	3,476,663
	食糧庁	食糧庁	5,432,954
		食糧管理費	207,000,000
		計	212,432,954
	林野庁	林野庁	20,909,147
		林業振興費	47,665,264
		山林事業指導監督費	46,993
		治山事業費	158,046,000
		森林開発公団事業助成費	30,936,000
		造林事業費	44,029,000
		林道事業費	68,639,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	5,883,000
		森林開発公団事業費	15,029,000
		山林施設災害復旧事業費	2,601,000
		山林施設災害関連事業費	4,181,000
		森林総合研究所	6,907,360
		計	404,872,764
	水産庁	水産庁	6,858,325
		水産庁施設費	1,877,028
		船舶建造費	2,495,349
		漁業調査取締費	15,646,697
		水産業振興費	59,095,055
		漁港整備事業指導監督費	21,371
		海岸事業費	11,122,000
		漁港施設費	95,919,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	2,813,000

		沿岸漁場整備開発事業費	19,640,000
		漁港施設災害復旧事業費	1,023,000
		漁港施設災害関連事業費	208,000
		水産庁試験研究所	6,942,972
		真珠検査所	97,117
		水産大学校	2,200,497
		北海道さけ・ますふ化場	1,504,962
		計	227,464,373
農林水産省所管合計			2,876,870,543
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	98,485,041
		通商産業本省施設費	269,430
		商工鉱業統計調査費	839,025
		中小商工業等統計調査費	2,431,684
		経済協力費	26,475,912
		工業再配置促進対策費	4,884,562
		電子計算機産業振興対策費	1,158,292
		情報処理振興対策費	1,674,186
		航空機国際共同開発促進費	4,310,176
		繊維工業構造改善対策費	189,593
		工業用水道事業費	15,448,061
		計	156,165,962
	通商産業検査所	通商産業検査所	3,854,460
	工業技術院	工業技術院	2,701,087
		鉱工業技術振興費	13,208,567
		大型工業技術研究開発費	570,271
		エネルギー技術研究開発費	969,041
		工業技術院試験研究所	36,602,450

		工業技術院試験研究所施設費	1,864,504
		計	55,915,920
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	3,308,406
		エネルギー対策費	797,082
		石油税財源石油及石油代替エネルギー対策費	472,000,000
		地下資源対策費	5,563,758
		計	481,669,246
	中小企業庁	中小企業庁	1,485,063
		中小企業対策費	134,345,189
		計	135,830,252
	通商産業局	通商産業局	14,949,860
		商工鉱業統計調査費	433,111
		エネルギー対策費	296,843
		計	15,679,814
	鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	1,701,838
	通商産業省所管合計		850,817,492
運輸省	運輸本省	運輸本省	86,058,035
		観光事業費	2,448,777
		日本国有鉄道清算事業団事業助成費	92,400,000
		鉄道整備基金助成費	99,023,728
		海運助成費	7,683,690
		造船業基盤整備対策費	956,000
		船員雇用促進対策事業費	1,321,348
		港湾等事業指導監督費	148,691
		海岸事業費	30,736,110
		海岸事業工事諸費	319,890

		港湾事業費	211,792,000
		空港整備事業費	33,532,238
		航空機燃料税財源空港整備事業費	61,865,762
		鉄道防災事業費	556,000
		新幹線鉄道整備事業費	16,607,000
		港湾施設災害復旧事業費	664,051
		港湾災害復旧事業工事諸費	96,440
		港湾施設災害関連事業費	79,000
		計	646,288,760
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	5,566,093
		運輸本省試験研究所施設費	371,853
		計	5,937,946
	運輸本省教育機関	学校及訓練所	11,905,502
	地方運輸局	地方運輸局	20,955,794
	港湾建設局	港湾建設局	4,129,366
	地方航空局	地方航空局	1,600,458
	船員労働委員会	船員労働委員会	705,578
	海上保安庁	海上保安官署	130,742,010
		海上保安官署施設費	1,303,964
		船舶建造費	11,717,055
		航路標識整備費	7,867,000
		計	151,630,029
	海難審判庁	海難審判庁	2,320,782
	気象庁	気象官署	46,480,645
		静止気象衛星業務費	5,645,082
		気象官署施設費	531,473
		船舶建造費	1,140,243

		気象研究所	2,557,236
		計	56,354,679
	運輸省所管合計		901,828,894
郵政省	郵政本省	郵政本省	13,624,170
		電気通信監理費	2,584,597
		電気通信監理施設費	243,218
		計	16,451,985
	通信総合研究所	通信総合研究所	4,681,827
		通信総合研究所施設費	607,219
		計	5,289,046
	地方電気通信監理局	地方電気通信監理局	10,530,256
	郵政省所管合計		32,271,287
労働省	労働本省	労働本省	64,026,490
		労働統計調査費	1,186,770
		労働者災害補償保険費	1,307,000
		失業対策事業費	9,052,136
		特定地域開発就労事業費	6,495,437
		職業転換対策事業費	28,413,905
		政府職員等失業者退職手当	986,729
		雇用保険国庫負担金	282,450,000
		計	393,918,467
	労働本省研究機関	労働本省研究所	699,321
	中央労働委員会	中央労働委員会	1,730,853
	労働保護官署	労働保護官署	29,334,476
		労働統計調査費	216,873
		計	29,551,349

	職業安定官署	職業安定官署	61,155,080
	労働省所管合計		487,055,070
建設省	建設本省	建設本省	31,634,060
		官庁営繕費	23,812,785
		土地区画整理組合貸付金	1,630,000
		河川管理費	1,368,483
		河川管理施設整備費	177,479
		河川鉱害復旧事業費	195,665
		建設事業指導監督費	577,296
		治水事業費	883,058,838
		急傾斜地崩壊対策等事業費	38,843,000
		海岸事業費	26,980,000
		海岸事業工事諸費	1,612,000
		揮発油税等財源道路整備事業費	1,398,878,585
		道路整備事業費	472,102,415
		住宅建設等事業費	425,495,000
		住宅対策諸費	466,606,000
		都市計画事業費	987,332,866
		都市計画事業諸費	15,454,000
		河川等災害復旧事業費	25,488,853
		河川等災害復旧事業等工事諸費	3,714,933
		都市災害復旧事業費	103,000
		河川等災害関連事業費	19,290,571
		計	4,824,355,829
	国土地理院	国土地理院	9,030,105

		国土地理院施設費	179,648
		計	9,209,753
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	4,848,906
		建設本省試験研究所施設費	344,879
		計	5,193,785
	地方建設局	地方建設局	17,848,763
		道路災害復旧事業工事諸費	10,181
		公園事業工事諸費	941,134
		計	18,800,078
	建設省所管合計		4,857,559,445
自治省	自治本省	自治本省	7,950,433
		参議院議員通常選挙費	43,693,227
		参議院議員通常選挙啓発推進費	586,284
		地方交付税交付金	15,771,880,000
		地方債元利助成費	3,227,283
		地方公営企業助成費	12,954,506
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	21,550,000
		施設等所在市町村調整交付金	5,600,000
		計	15,867,441,733
	消防庁	消防庁	1,756,523
		消防防災施設等整備費	15,125,373
		消防研究所	631,194
		計	17,513,090
	自治省所管合計		15,884,954,823
歳出総計			72,218,011,260

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 昭和63年度（千円）	平成元年度（千円）	平成2年度（千円）	平成3年度（千円）	平成4年度（千円）	平成5年度（千円）	平成6年度（千円）	事由
総理府	防衛本庁	昭和63年度甲Ⅳ型警備艦建造費									
		既定	119,865,316	3,328,159	18,910,936	24,018,994	58,559,219	15,048,008	—	—	
		改定	119,864,628	3,328,159	18,910,936	24,018,994	58,559,219	15,047,320	—	—	昭和63年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成2年度甲Ⅳ型警備艦建造費									
		既定	125,989,529	—	—	3,403,861	20,297,966	24,504,466	61,935,485	15,847,751	
		改定	125,979,555	—	—	3,403,861	20,297,966	24,504,466	61,925,511	15,847,751	平成2年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成3年度（千円）	平成4年度（千円）	平成5年度（千円）	平成6年度（千円）	平成7年度（千円）	事由
		平成3年度甲Ⅳ型警備艦建造費							
		既定	122,672,009	3,021,453	19,518,092	23,744,641	60,786,954	15,600,869	
		改定	122,661,976	3,021,453	19,518,092	23,744,641	60,777,378	15,600,412	平成3年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		平成3年度甲型警備艦建造費							
		既　定	60,930,352	513,490	5,789,018	9,559,024	32,378,636	12,690,184	
		改　定	60,920,434	513,490	5,789,018	9,559,024	32,369,060	12,689,842	平成3年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成3年度潜水艦建造費							
		既　定	38,672,855	84,080	10,353,296	10,796,360	17,439,119	—	
		改　定	38,668,455	84,080	10,349,010	10,796,360	17,439,005	—	平成3年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額 平成4年度 (千円)	平成5年度 (千円)	平成6年度 (千円)	平成7年度 (千円)	平成8年度 (千円)	事由
		平成4年度甲型警備艦建造費	65,038,670	513,157	6,075,409	9,084,750	35,950,039	13,415,315	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成4年度潜水艦建造費	44,265,856	74,844	3,626,978	19,877,758	10,035,311	10,650,965	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項	所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち施設整備費		国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
			裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費	総理府	総理本府	(項) 総理大臣官邸基盤施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費		警察庁	(項) 警察庁施設費

		都道府県警察費補助のうち			日額旅費
		都道府県警察施設整備費補助金			工事雑費
					北海道住宅建設等事業費
	総務庁	（項）恩給費			北海道住宅対策諸費
	北海道開発庁	（項）北海道治水事業費			北海道都市計画事業費
		北海道急傾斜地崩壊対策事業費			北海道公園事業工事諸費のうち
		北海道治山事業費			超過勤務手当
		北海道海岸事業費			日額旅費
		北海道治水海岸事業工事諸費のうち			工事雑費
		超過勤務手当			北海道離島廃棄物処理施設整備費
		日額旅費			北海道農業生産基盤整備事業費
		工事雑費			牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費			北海道農村整備事業費
		北海道道路整備事業費			北海道農地等保全管理事業費
		北海道道路事業工事諸費のうち			北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費のうち
		超過勤務手当			超過勤務手当
		日額旅費			日額旅費
		工事雑費			工事雑費
		北海道港湾事業費			北海道造林事業費
		北海道漁港施設費			北海道林道事業費
		北海道空港整備事業費			北海道沿岸漁場整備開発事業費
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費			北海道離島簡易水道等施設整備費
		北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			

		北海道災害復旧事業等工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	
	防衛本庁	(項) 武器車両等購入費	
		航空機購入費	
		艦船建造費のうち	
		艦艇建造費	
		施設整備費	
		施設整備等附帯事務費	
		研究開発費のうち	
		試作品費	
		支援戦闘機試作費	
		研究用機械器具費	
		小型観測ヘリコプター設計研究委託費	
	防衛施設庁	(項) 調達労務管理費のうち	
		特別給付金	
		施設運営等関連諸費	
		提供施設移設整備費	
	科学技術庁	(項) 海洋開発及地球科学技術調査研究促進費のうち	
		試験研究費	
		原子力平和利用研究促進費のうち	
		放射性廃棄物処理処分対策調査研究委託費	
		国立機関原子力試験研究費のうち	
		試験研究費	
		放射能調査研究費のうち	
		放射能測定調査委託費	
		科学技術庁試験研究所のうち	
		試験研究費	
		研究設備整備費	
		科学技術庁試験研究所施設費のうち	
		施設施工旅費	
		施設施工庁費	
		施設整備費	
	環境庁	(項) 自然公園等施設整備費のうち	
		施設施工旅費	
		施設施工庁費	
		国立公園等施設整備費	
		自然公園等施設整備費補助金	
	沖縄開発庁	(項) 沖縄教育振興事業費	
		沖縄保健衛生施設整備費のうち	
		保健衛生施設等施設整備費補助金	
		医療施設等施設整備費補助金	
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	
		沖縄開発事業費	

		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費		国土庁	（項）国土庁のうち	防災基地建設モデル事業費等補助金
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費				過疎地域集落等整備事業費補助金
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費				過疎地域総合センター建設事業費補助金
		沖縄住宅対策諸費				防災集団移転促進事業費補助金
		沖縄治水事業工事諸費のうち				田園都市等地域個性形成事業費補助金
		超過勤務手当				豪雪地帯対策特別事業費
		日額旅費				振興山村開発総合特別事業費
		工事雑費				小笠原諸島振興開発事業費のうち
		沖縄道路事業工事諸費のうち				小笠原諸島振興開発事業費補助
		超過勤務手当				離島振興特別事業費
		日額旅費				揮発油税等財源離島道路整備事業費
		工事雑費				離島振興事業費
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち				航空機燃料税財源離島空港整備事業費
		超過勤務手当				牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費
		日額旅費				農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
		工事雑費				水資源開発事業費
		沖縄公園事業工事諸費のうち				
		超過勤務手当				
		日額旅費				
		工事雑費				
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費のうち				
		超過勤務手当	法務省	法務本省	（項）法務省施設費のうち	
		日額旅費				施設施工旅費
		工事雑費				施設施工庁費

外務省	外務本省		施設整備費
		(項)	経済協力費のうち
			経済開発等援助費
			食糧増産等援助費
	在外公館	(項)	在外公館施設費
大蔵省	大蔵本省	(項)	公務員宿舎施設費
文部省	文部本省	(項)	文部本省施設費
			学校教育振興費のうち
			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
			学校給食設備整備費補助金
			高等学校産業教育設備整備費等負担金
			公立文教施設整備費
			公立文教施設災害復旧費
			私立学校助成費のうち
			私立学校施設整備費補助金
			体育振興費のうち
			社会体育施設整備費補助金
	文部本省所轄機関	(項)	文部本省所轄研究所施設費
			国立社会教育施設整備費

	文化庁	(項)	文化財保存事業費のうち
			国有文化財保存整備費
			国宝重要文化財等保存整備費補助金
			文化財保存施設整備費
			国立博物館施設費
			国立美術館施設費
			文化庁研究所施設費
厚生省	厚生本省	(項)	保健衛生施設整備費
			社会福祉施設整備費
			特別児童扶養手当等給付諸費のうち
			特別児童扶養手当給付費
			児童扶養手当給付諸費のうち
			児童扶養手当給付費
			遺族及留守家族等援護費のうち
			遺族等年金
			環境衛生施設整備費
	国立らい療養所	(項)	国立らい療養所施設費
	国立更生援護機関	(項)	国立更生援護所施設費
農林水産省	農林水産本省	(項)	農林水産本省のうち
			民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
			農林水産本省施設費
			農業振興費のうち
			地域改善対策事業費補助金

			山村等振興対策事業費補助金 農業構造改善対策費のうち 農業構造改善事業費補助金 農蚕園芸振興費のうち 先進的農業生産対策事業費補助金 水田農業確立対策費のうち 水田農業確立対策推進事業費補助金 畜産振興費のうち 畜産活性化総合対策事業費補助金 牛肉等関税財源畜産振興費のうち 牛肉等関税財源畜産活性化総合対策費補助金（畜産活性化総合対策事業費補助金に限る。） 食品流通等対策費のうち 食料品等流通消費改善対策費補助金（地域食品産業高度化総合推進事業費補助金のうち地域食品産業高度化施設整備事業費に限る。） 食品商業基盤施設整備費補助金 卸売市場施設整備費 海岸事業費 農業生産基盤整備事業費 牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費 農村整備事業費		農地等保全管理事業費 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費 農業施設災害復旧事業費 農業施設災害関連事業費	
				農林水産技術会議	(項) 農林水産業技術振興費のうち 試験研究費 農林水産試験研究費補助金（沖縄県農業関係試験研究機関施設備品整備費補助金に限る。） 農林水産業技術振興施設費	
				農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費	
				地方農政局	(項) 海岸事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 地すべり対策事業工事諸費のうち 超過勤務手当 日額旅費 工事雑費 農業施設災害復旧事業等工事諸費	
				林野庁	(項) 林業振興費のうち 林業構造改善事業費補助金 治山事業費	

官報（号外）

		造林事業費のうち				農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費
		造林事業費補助				沿岸漁場整備開発事業費
		林道事業費のうち				漁港施設災害復旧事業費
		林道事業調査費				漁港施設災害関連事業費
		林道事業費補助				
		林道改良事業費補助				
		林業地域総合整備事業費補助				
		後進地域特例法適用団体等補助率差額	通商産業省	通商産業本省	(項)	通商産業本省のうち
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費				日本貿易振興会事業費補助金
		森林開発公団事業費				民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
		山林施設災害復旧事業費				休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
		山林施設災害関連事業費				新材料技術開発費等補助金
	水産庁	(項) 水産庁施設費				経済協力費のうち
		船舶建造費				海外開発計画調査委託費
		水産業振興費のうち				海外経済協力事業委託費（研究協力推進事業委託費及び研究協力プロジェクト委託費に限る。）
		漁業振興事業費補助金（漁業用無線施設等整備費補助金及び栽培漁業事業化促進事業費補助金に限る。）				海外経済協力費補助金
		沿岸漁業構造改善事業費補助金				工業再配置促進対策費のうち
		水産業振興施設整備費補助金				産業再配置促進環境整備費補助金
		地域改善対策事業費補助金				産業再配置促進施設整備費補助金
		海岸事業費				電子計算機産業振興対策費のうち
		漁港施設費				電子計算機基礎技術開発委託費

		工業技術院	工業用水道事業費のうち 工業用水道事業費補助	運輸省	運輸本省
			（項）鉱工業技術振興費のうち 国際共同研究開発費補助金 大型工業技術研究開発費のうち 研究開発費 エネルギー技術研究開発費のうち 研究開発費 研究開発委託費 工業技術院試験研究所施設費		
		資源エネルギー庁	（項）地下資源対策費のうち 広域地質構造調査等委託費 地下資源探鉱費等補助金		
		中小企業庁	（項）中小企業対策費のうち 中小企業指導事業費補助金（中小企業情報化促進事業費補助金、技術改善費補助金、地域中小企業振興対策費補助金のうち地域産業創造基盤整備事業費、地場産業等振興対策費補助金のうち施設建設費、中小企業国際化対策事業費補助金のうち日本貿易振興会事業費及び伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金のうち施設建設費に限る。） 中小商業振興対策費補助金（商業環境改善施設整備費補助金に限る。）		

	商業基盤施設整備費補助金
（項）運輸本省のうち	
	バス運行対策費補助金（バス活性化システム整備費等補助金に限る。）
	観光基盤施設整備費補助金
鉄道整備基金助成費のうち	
	鉄道技術開発費補助金
	地方鉄道新線建設費等補助金（地方開発線及地方幹線建設費等補助金に限る。）
	整備新幹線建設推進準備事業費補助金
	鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）
	地下高速鉄道建設費補助金
	幹線鉄道活性化事業費補助金
海岸事業費	
海岸事業工事諸費	
港湾事業費	
空港整備事業費	
航空機燃料税財源空港整備事業費	
鉄道防災事業費	

			新幹線鉄道整備事業費
			港湾施設災害復旧事業費
			港湾災害復旧事業工事諸費
			港湾施設災害関連事業費
		運輸本省試験研究機関	（項）運輸本省試験研究所施設費
		海上保安庁	（項）海上保安官署施設費
			航路標識整備費
		気象庁	（項）静止気象衛星業務費のうち
			静止気象衛星打上等委託費
			気象官署施設費
郵政省		郵政本省	（項）郵政本省のうち
			民間能力活用特定施設緊急整備費補助金
			電気通信格差是正事業費補助金
建設省		建設本省	（項）建設本省のうち
			都市廃棄物処理新システム開発費補助金
			官庁営繕費
			河川鉱害復旧事業費
			治水事業費
			急傾斜地崩壊対策等事業費
			海岸事業費

		海岸事業工事諸費
		揮発油税等財源道路整備事業費
		道路整備事業費
		住宅建設等事業費
		住宅対策諸費のうち
		市街地住宅密集地区再生事業費補助
		公営住宅建設等指導監督交付金
		住宅地区改良指導監督交付金
		都市計画事業費
		河川等災害復旧事業費
		河川等災害復旧事業等工事諸費
		都市災害復旧事業費
		河川等災害関連事業費
	国土地理院	（項）国土地理院施設費
	建設本省試験研究機関	（項）建設本省試験研究所施設費
	地方建設局	（項）道路災害復旧事業工事諸費
		公園事業工事諸費のうち
		超過勤務手当
		日額旅費
		工事雑費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	衆議院電話交換設備整備	841,551	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	電話交換設備の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館新館整備	364,452	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立国会図書館新館の整備には、多くの日数を要するため
		国立国会図書館本館改修	955,386	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立国会図書館本館の改修には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	裁判所施設整備	2,302,641	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎ほか1件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
総理府	総理本府	総理大臣官邸敷地取得	9,343,532	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	総理大臣官邸敷地の取得には、その引渡しを受けるまでに多くの日数を要するため
	総務庁	外国人恩給	年額 3,260	平成4年度	平成4年度以降	退職外国人教師1名に対し平成4年度以降年額1,419千円以内の年金を支給する契約及び退職した23名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて平成4年4月以降の年金につき年額1,841千円以内を増額して支給する契約をそれぞれ結ぶ必要があるため
	北海道開発庁	公営住宅建設等事業費補助	30,674,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公園事業費補助	380,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道緊急整備事業費補助	3,510,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
	防衛本庁	教育訓練用器材購入	57,634,484	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち深深度掃海術科訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器購入	194,416,048	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

		通信機器購入	72,303,002	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		弾薬購入	153,711,220	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	58,600,253	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	諸器材のうち偵察機RF—4EJ用偵察器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	273,940,224	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	戦闘機F—15等98機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		艦船建造	94,140,047	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	艦船のうち中型掃海艇等9隻の建造には、多くの日数を要するため
		施設整備	132,773,632	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	鹿屋弾薬庫ほか108箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設	22,213,174	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	厚木公務員宿舎ほか33箇所の公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		装備品等整備	341,628,898	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	137,135,620	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	研究開発のうち支援戦闘機等の試作用資材及び試験計測に必要な航空機等の生産又は研究には、多くの日数を要するため
	防衛施設庁	提供施設整備	97,483,095	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	三沢飛行場ほか35箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	155,536	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	キャンプ瑞慶覧の移設工事には、多くの日数を要するため
	科学技術庁	理化学研究所出資	3,972,705	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	理化学研究所における大型放射光施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		理化学研究所出資に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成5年度まで1箇年度延長	平成2年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「理化学研究所出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成5年度まで1箇年度延長する必要があるため
		宇宙開発事業団出資	86,764,940	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	宇宙開発事業団におけるロケットの開発等の資金に充てるための国の出資については、その開発等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

		宇宙開発事業団出資に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成6年度まで1箇年度延長	平成2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「宇宙開発事業団出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部並びに平成2年度及び平成3年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「宇宙開発事業団出資に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成6年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
		海洋科学技術センター出資に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成5年度まで1箇年度延長	平成2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「海洋科学技術センター出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成5年度まで1箇年度延長する必要があるため
		日本原子力研究所出資	37,460,284	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	日本原子力研究所における高温工学試験研究炉の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		動力炉・核燃料開発事業団出資	3,609,629	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	動力炉・核燃料開発事業団における低放射性液体廃棄物処理施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		動力炉・核燃料開発事業団出資に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成5年度まで1箇年度延長	平成2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「動力炉・核燃料開発事業団出資」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成5年度まで1箇年度延長する必要があるため
		放射能調査研究設備整備	184,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	放射能調査艇の建造には、多くの日数を要するため
		航空宇宙研究設備整備	1,258,660	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	航空宇宙技術研究所における極超音速風洞の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		金属材料研究設備整備	854,900	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	金属材料技術研究所における超電導実験用ハイブリッドマグネット電源設備の整備には、多くの日数を要するため
		金属材料研究設備整備に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成5年度まで1箇年度延長	平成2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「金属材料研究設備整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成5年度まで1箇年度延長する必要があるため

		航空宇宙研究施設整備	370,039	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	航空宇宙技術研究所における極超音速風洞建家の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		放射線医学研究施設整備	1,081,500	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	放射線医学総合研究所における重粒子線棟の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		防災科学技術研究施設整備	317,240	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	防災科学技術研究所における長岡雪氷防災実験研究所庁舎の建設には、多くの日数を要するため
	沖縄開発庁	公立学校施設整備費補助	784,273	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助	542,126	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	児童生徒急増市町村等の公立小中学校規模適正化特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
		公立学校施設整備費負担	1,536,342	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設事業費補助	3,497,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	国土庁	下水道緊急整備事業費補助	250,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
法務省	法務本省	法務省施設整備	5,334,189	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	三重刑務所ほか10件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
外務省	外務本省	漁港修築援助	2,158,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	スリ・ランカにおける漁港修築資金に充てるための国の援助については、その修築に多くの日数を要するので、あらかじめその修築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		橋梁建設援助	930,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	ネパールにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

		道路改築援助	7,588,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	エジプトにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 1,868,259	平成4年度	平成4年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
大蔵省	大蔵本省	公務員宿舎建設	10,493,013	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文部省	文部本省	義務教育教科書購入	34,009,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	平成5年度の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）の生徒に係る平成5年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費補助	6,970,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立社会教育施設整備費補助	751,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公立社会教育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助	11,075,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	児童生徒急増市町村等の公立小中学校規模適正化特別整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を3箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
		公立学校施設整備費負担	23,810,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		社会体育施設整備費補助	8,812,100	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部本省所轄機関	国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備	7,759,160	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	国立オリンピック記念青少年総合センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

農林水産省	農林水産本省	指定野菜価格差補給交付金交付資金補助	14,380,111	平成4年度	平成5年度	野菜供給安定基金が平成4年度において実施する指定野菜の価格安定対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金交付資金の不足に対し補助する旨の契約を結ぶ必要があるため
		直轄地すべり対策事業	440,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	板倉地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
	水産庁	漁業調査船建造	5,086,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	漁業調査船の建造には、多くの日数を要するため
通商産業省	通商産業本省	大田国際博覧会政府出展事業	606,783	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	平成5年に開催される大田国際博覧会において政府が出展する展示物の製作等には、多くの日数を要するため
	工業技術院	工業技術院試験研究所施設整備	940,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	筑波研究支援総合事務所(仮称)における物質・材料系国際共同研究棟の建設には、多くの日数を要するため
運輸省	運輸本省	海岸保全施設整備事業費補助	838,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	運輸本省試験研究機関	船舶技術研究施設整備	180,208	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	船舶技術研究所における変動風水洞実験棟の建設には、多くの日数を要するため
		港湾技術研究施設整備	250,599	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	港湾技術研究所における遠心模型実験施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	海上保安庁	弾薬購入	121,734	平成4年度	平成5年度	弾薬のうち35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	2,721,090	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	警備救難用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	3,605,765	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	1,000トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		小型巡視船代船建造	1,635,160	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	180トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		広域電波航法システム整備	2,078,297	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	広域電波航法システムの移管を受けることに伴い、その運用を行うため必要な航路標識の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	気象庁	静止気象衛星地上機器借入れ	23,292	平成4年度	平成5年度及び平成6年度	静止気象衛星の地上通信用機器の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため

		静止気象衛星資料処理用電子計算機借入れ	1,186,189	平成4年度	平成6年度及び平成7年度	静止気象衛星資料処理用の電子計算機の借入れには、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る借入契約を結ぶ必要があるため
		静止気象衛星打上げ等	347,225	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	静止気象衛星打上げ等には、多くの日数を要するものがあるため
建設省	建設本省	官庁営繕	19,668,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		急傾斜地崩壊対策事業費補助	740,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	急傾斜地崩壊対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		雪崩対策事業費補助	347,500	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	雪崩対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助	221,231,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	35,015,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	7,856,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	海の中道海浜公園ほか1箇所の施設の整備及び国営越後丘陵公園ほか3箇所の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		公園事業費補助	18,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	565,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	76,500,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道緊急整備事業費補助	216,070,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため

平成四年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、財政の健全化を図るため、歳出の徹底した見直し、合理化に取り組むことにより、公債発行額を可能な限り抑制することとして編成されたものである。

歳出面においては、社会資本整備を着実に進めていくための公共事業関係費、国際社会で積極的な貢献を図るための政府開発援助予算、今後の高齢化社会に対応するための社会保障関係費等に配慮するなど、限られた財源を社会経済情勢の推移に即応して重点的・効率的に配分することとしている。

一方、歳入面においては、税制について、土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担調整等を行い、租税特別措置の整理合理化等課税の適正・公平の確保を推進するとともに、現下の極めて厳しい財政事情を踏まえ、極力税収を確保する観点から税制上所要の措置を講ずることとしている。

本予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入	六二、五〇四、〇〇〇百万円
2　専売納付金	一〇、〇六七百万円
3　官業益金及官業収入	一八、八八二百万円
4　政府資産整理収入	一〇九、三一五百万円
5　雑収入	二、二一一、四九二百万円
6　公債金	七、二八〇、〇〇〇百万円
7　前年度剰余金受入	八四、二五五百万円
計	七二、二一八、〇一一百万円

歳出

1　社会保障関係費　一二、七三七、三六〇百万円

社会保障関係費については、今後の高齢化社会においても安定的かつ有効に機能するよう長期的視野に立って制度を築き上げていく必要があり、このため、政府管掌健康保険制度、雇用保険制度の見直し等各種施策の合理化・適正化に努めるとともに「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の着実な実施を図るなどの福祉施策を行うこととしている。

(1)　生活保護費	一、〇六一、三一五百万円
(2)　社会福祉費	二、八一八、八〇三百万円
(3)　社会保険費	七、八八八、三六八百万円
(4)　保健衛生対策費	六四一、一四一百万円
(5)　失業対策費	三二七、七三三百万円

2　文教及び科学振興費　五、六八三、三八七百万円

文教及び科学振興費については、教育行政に係る国と地方の役割分担の見直しを通じた初等中等教育と高等教育との間での財源配分の見直しを進め、高等教育・学術研究の改善・充実、公立学校施設整備事業費の確保、生涯学習の振興などの施策の充実に努めるとともに、基礎的・創造的研究をはじめとする科学技術の振興のための施策を推進することとしている。

(1)　義務教育費国庫負担金	二、七二六、三〇九百万円
(2)　国立学校特別会計へ繰入	一、三七九、六三五百万円
(3)　科学技術振興費	五四七、八二九百万円
(4)　文教施設費	二七一、九一二百万円
(5)　教育振興助成費	六六八、七九四百万円
(6)　育英事業費	八八、九〇八百万円

3　国債費　一六、四四七、三二〇百万円

国債費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還並びに国債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費であって、国債整理基金特別会計へ繰り入れるものである。

4　恩給関係費　一、七八三、八六六百万円

恩給関係費については、恩給年額の改定等を行うこととしている。

(1)　文官等恩給費	一〇一、五一五百万円
(2)　旧軍人遺族等恩給費	一、五四七、五一六百万円
(3)　恩給支給事務費	六、一五七百万円
(4)　遺族及び留守家族等援護費	一二八、六七八百万円

5　地方交付税交付金　一五、七七一、八八〇百万円

地方交付税交付金は、国税三税等の収入見込額の一定割合に相当する額に、「地方交付税法」の規定及び「昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」の附則第二項の規定に基づく特例措置額の減額等を行った額である。

6　防衛関係費　四、五五一、八三九百万円

四年度においては、「中期防衛力整備計画（平成三年度～平成七年度）」（平成二年一二月二〇

日安全保障会議及び閣議決定）の下、厳しさを増している財政事情、中期防策定後、国際関係安定化に向けてさらに動きつつある最近の国際情勢等を踏まえ、極力その抑制を図るとともに、その中にあって防衛力全体として均衡がとれた態勢の維持・整備を推進することとしている。

なお、後年度負担については、正面装備を中心にその抑制に努めることとしている。

7　公共事業関係費　八、〇二四、三〇一百万円

公共事業関係費については、「公共投資基本計画」に沿って着実に社会資本整備を進めていく必要があること等から、また、あわせて景気にも配慮しつつ、国民生活の質の向上に結びつく分野に重点を置き、着実にその拡充を図ることとして、一般歳出分六兆九千四百九億円及び「社会資本整備特別措置法」に基づく公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした一兆八百三十四億円を計上している。

なお、公共事業関係費として、別途、「社会資本整備特別措置法」に基づき貸付けを受けて実施される公共的建設事業のため、一千四百六十六億円を産業投資特別会計社会資本整備勘定に計上している。

(1)　治山治水対策事業費　一、四一五、八二七百万円
(2)　道路整備事業費　二、二八九、三六六百万円
(3)　港湾漁港空港整備事業費　六四五、〇四四百万円
(4)　住宅対策費　九三〇、七九九百万円
(5)　下水道環境衛生等施設整備費　一、三四〇、一〇七百万円
(6)　農業農村整備事業費　一、一〇三、六三九百万円
(7)　林道工業用水等事業費　二一八、四四〇百万円
(8)　調整費等　一二、八六四百万円
(9)　災害復旧等事業費　六八、二一五百万円

8　経済協力費　九〇五、〇七八百万円

経済協力費については、政府開発援助予算について九千五百二十二億円を計上している。また、効果的・効率的な援助とするため適正な評価やその内容の一層の改善を図ることとしている。

9　中小企業対策費　一九五、五八五百万円

中小企業対策費については、地域中小企業の創造的発展支援、中小企業の物流共同化・効率化への施策の内容の充実を図ることとしている。

10　エネルギー対策費　六三一、二七四百万円

エネルギー対策費については、地球環境保全及びエネルギー関係での国際協力の重要性を踏まえつつ、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

11　食糧管理費　三四二、一四八百万円

四年度においては、食糧管理特別会計調整勘定へ二千七十億円を繰り入れることとしている。また、米については、引き続き供給過剰基調にあるため、水田農業確立前期対策及び米需給均衡化緊急対策の実績等を踏まえ、水田農業確立後期対策の着実な推進を図ることとし、一千三百五十一億円を計上している。

12　産業投資特別会計へ繰入　二一六、六四七百万円

この経費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき、無利子貸付けの財源として産業投資特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

13　その他の事項経費　四、五七七、三二六百万円

14　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

計　七二、二一八、〇一一百万円

二　予算の可決理由

本予算は、既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に経常部門経費を厳しく抑制して、財政の健全化を図るとともに、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るための諸般の施策を推進することとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の児玉健次君外一名提出の「平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算及び平成四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成四年三月十三日　予算委員長　山村新治郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

平成四年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成四年一月二十四日　内閣総理大臣　宮澤　喜一

平成4年度特別会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成4年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び通商産業省所管	電源開発促進対策
総理府、大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
大蔵省所管	造幣局
	印刷局
	資金運用部
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策
大蔵省及び建設省所管	特定国有財産整備
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	国民年金
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
通商産業省所管	アルコール専売事業
	貿易保険
	特許
運輸省所管	自動車損害賠償責任再保険
	港湾整備
	自動車検査登録
	空港整備
郵政省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険
労働省所管	労働保険
建設省所管	道路整備
	治水
	都市開発資金融通

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成4年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成4年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成4年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
国立学校		4,000,000千円
国立病院	病院勘定	1,000,000
	療養所勘定	1,000,000
国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
	治山勘定	3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000

空港整備		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第7条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第5条ノ2の規定により平成4年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、3,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の処分限度数）

第8条　「日本たばこ産業株式会社法」第3条の規定により、国債整理基金特別会計において平成4年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を666,666株とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第9条　「日本電信電話株式会社法」の規定により、国債整理基金特別会計において平成4年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を500,000株とする。

（借入金の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定 617,678,000千円
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項	46,600,000
国立学校	「国立学校特別会計法」	75,900,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定 34,700,000 療養所勘定 16,100,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定 260,700,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	105,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	149,500,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	321,200,000
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の2第4項	金融自由化対策特別勘定 4,750,000,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」	77,900,000

（一時借入金等の最高額）

第11条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」第11条第2項	電源立地勘定 1,000,000千円 電源多様化勘定 8,000,000
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定 1,120,868,000
登記	「登記特別会計法」第11条第2項	14,400,000
印刷局	「印刷局特別会計法」第6条第3項	500,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	28,000,000,000
石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策	「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」	石炭勘定 17,700,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第2項	3,000,000
国立学校	「国立学校特別会計法」	2,000,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	病院勘定 4,500,000 療養所勘定 4,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」	国有林野事業勘定 140,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	1,900,000
貿易保険	「貿易保険特別会計法」第12条第4項	1,046,000,000

特許	「特許特別会計法」第12条第2項		14,500,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第9条第2項		10,000,000
郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項		243,000,000
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第14条第4項	金融自由化対策特別勘定	83,200,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」		150,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,300,000,000千円とする。

(給与総額)

第12条　次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成4年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関等派遣職員給与、育児休業給その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第14条第1項若しくは第2項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは流用、予備費の使用又は第14条第1項若しくは第2項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造幣局	8,474,899千円
印刷局	33,821,078
国有林野事業	102,709,052
郵政事業	1,849,648,013

(特別給与の支出)

第13条　前条に規定するもののほか、造幣局、印刷局、国有林野事業及び郵政事業の各特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成4年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項(郵政事業特別会計にあっては、「郵政事業特別会計法」第26条)並びに第36条の規定の例による。

(歳入歳出予算の弾力条項)

第14条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における消費税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　登記	登記印紙収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
3　造幣局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	製造及び売渡しのため直接必要な経費
4　資金運用部	郵便貯金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
5　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費
	株式売払いによる収入の増加	株式売払いに必要な経費
6　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
7　石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策(石炭勘定に限る。)	原油等関税収入その他の収入の増加	炭鉱整理促進費補助金及び炭鉱離職者就職促進手当に必要な経費
8　国立学校	附属病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
9　国立病院	病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞれの勘定における当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費

官報(号外)

10 厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
11 厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
12 国民年金	業務勘定における印紙売捌収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
13 農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
14 農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費
15 国有林野事業（国有林野事業勘定に限る。）	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
16 アルコール専売事業	アルコールの売渡数量の増加又は収納アルコールの値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	アルコールの収納又は売渡しのため直接必要な経費
17 特許	特許印紙収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
18 自動車損害賠償責任再保険	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
19 自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
20 郵政事業	業務外収入以外の収入の増加	当該収入に対応する業務に直接必要な経費
	業務外収入の増加	業務外支出に必要な経費
21 郵便貯金	一般勘定における郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	一般勘定における郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
	金融自由化対策特別勘定における運用収入の増加	金融自由化対策特別勘定における国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
22 簡易生命保険	契約者の増加等による保険料収入の増加	保険金、年金又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
23 労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
24 都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2 造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

3 労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

4 国債整理基金特別会計において、前年度発行の償還期間1年未満の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。

5 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措

置をとることができる。

（1） 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内麦買入費又は国内麦管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2） 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3） 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（4） 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（5） 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（6） 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（7） 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

6　国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業、国営土地改良事業、港湾整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7　国有林野事業（治山勘定に限る。）、港湾整備（港湾整備勘定に限る。）、道路整備、治水（治水勘定に限る。）及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第1号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあっては、「郵政事業特別会計法」第26条）並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第20号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　特別会計（勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定）の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、資金運用部、外国為替資金、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、国立学校、船員保険、国立病院、国民年金、特許、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険、労働保険	各項

第2表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	各項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、年金福祉事業団出資、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項

食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各　項
国有林野事業	治山	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各　項
治水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項
		河川事業資金貸付金、河川総合開発事業資金貸付金、水資源開発公団貸付金、砂防事業資金貸付金の各項
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

第3表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
道路整備	道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公団等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項
	道路事業資金貸付金と街路事業資金貸付金
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項

（保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約（再保険契約を含む。）の金額の限度は、平成4年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額　千円 1,271,500,000
貿易保険	「貿易保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険　23,600,000,000 輸出代金保険　24,100,000,000 為替変動保険　50,000,000 輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係　1,500,000,000 輸出保証保険　120,000,000 前払輸入保険　20,000,000 仲介貿易保険　590,000,000 海外投資保険　560,000,000
	「貿易保険法」第14条の16第3項	再保険の再保険金額の総額 130,000,000

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第17条　「電源開発促進対策特別会計法」第3条の3の規定により平成4年度において電源立地勘定及

び電源多様化勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の160に相当する金額とし、電源多様化勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の285に相当する金額とする。

（外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第18条　「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成4年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、150,000,000千円とする。

（資金及び積立金の長期運用予定額）

第19条　平成4年度における「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する長期運用予定額は、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される平成4年度の国債に対する運用600,000,000千円及び資金運用部資金の「国債整理基金特別会計法」第5条第1項の規定による起債に応ずるための運用3,135,000,000千円並びに資金運用部資金の「資金運用部資金法」第7条第1項第12号に掲げる債券に対する運用100,000,000千円並びに簡易生命保険特別会計の積立金の「簡易生命保険の積立金の運用に関する法律」第3条第1項第6号及び第13号から第15号までに掲げる債券（商工組合中央金庫の発行するものを除く。）及び金銭信託に対する運用1,300,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ中欄又は右欄に掲げるとおりとする。ただし、「公害防止事業団法の一部を改正する法律」（仮称）の施行により、公害防止事業団が環境事業団となった場合には、第37号左欄の「公害防止事業団」とあるのは「環境事業団」と読み替えるものとする。

区分	資金運用部資金	簡易生命保険特別会計の積立金
（国）		
1 特定国有財産整備特別会計	46,600,000千円	0千円
2 国立学校特別会計	75,900,000	0
3 国立病院特別会計	50,800,000	0
4 国有林野事業特別会計	260,700,000	0
5 国営土地改良事業特別会計	105,000,000	0
6 空港整備特別会計	149,500,000	0
7 郵政事業特別会計	0	78,900,000
8 郵便貯金特別会計	4,750,000,000	0
9 都市開発資金融通特別会計	77,900,000	0
（政府関係機関）		
10 国民金融公庫	2,175,100,000	278,900,000
11 住宅金融公庫	6,384,400,000	94,100,000
12 農林漁業金融公庫	419,000,000	48,000,000
13 中小企業金融公庫	1,546,000,000	495,500,000
14 北海道東北開発公庫	118,800,000	64,000,000
15 環境衛生金融公庫	283,300,000	0
16 沖縄振興開発金融公庫	143,500,000	30,000,000
17 日本開発銀行	1,456,700,000	80,300,000
18 日本輸出入銀行	1,295,700,000	59,800,000
（公団、事業団等）		
19 日本道路公団	1,102,700,000	1,075,000,000
20 森林開発公団	19,200,000	0
21 船舶整備公団	50,800,000	2,500,000

22 首都高速道路公団	132,600,000	276,000,000
23 水資源開発公団	50,600,000	40,500,000
24 阪神高速道路公団	125,700,000	247,000,000
25 日本鉄道建設公団	55,200,000	20,000,000
26 新東京国際空港公団	15,900,000	47,500,000
27 石油公団	149,500,000	11,700,000
28 本州四国連絡橋公団	66,600,000	145,000,000
29 農用地整備公団	11,500,000	0
30 地域振興整備公団	68,800,000	8,000,000
31 住宅・都市整備公団	764,500,000	171,000,000
32 労働福祉事業団	18,200,000	0
33 雇用促進事業団	26,500,000	7,700,000
34 年金福祉事業団	4,624,600,000	0
35 簡易保険福祉事業団	0	1,400,100,000
36 金属鉱業事業団	14,500,000	0
37 公害防止事業団	78,300,000	0
38 中小企業事業団	32,000,000	5,500,000
39 社会福祉・医療事業団	224,100,000	0
40 日本国有鉄道清算事業団	1,042,000,000	55,000,000
41 日本下水道事業団	12,900,000	2,000,000
42 帝都高速度交通営団	28,400,000	21,100,000
43 日本育英会	37,600,000	0
44 海外経済協力基金	711,900,000	37,100,000
45 鉄道整備基金	242,800,000	11,400,000
46 日本私学振興財団	12,300,000	12,400,000
47 電源開発株式会社	85,400,000	19,000,000
48 商工組合中央金庫	60,100,000	0
（地方公共団体）		
49 地方公共団体	3,685,000,000	1,210,000,000

2　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項第10号から第49号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額（年金福祉事業団にあっては「年金福祉事業団法」第17条第１項の規定に基づく業務に対応する金額に限り、簡易保険福祉事業団にあっては「郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」第２条第１項の規定に基づく業務に対応する金額に限る。）のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。

（俸給予算等の制限）

第20条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入 款	歳入 項	歳入 金額 (千円)	歳出 項	歳出 金額 (千円)
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		112,000,000	電源立地対策費	189,524,463
			電源開発促進税	112,000,000	事務取扱費	1,221,826
		前年度剰余金受入		77,382,099	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	77,382,099	国債整理基金特別会計へ繰入	9,765
		雑収入		2,374,055	予備費	1,000,000
			雑収入	2,374,055		
		合計		191,756,154	合計	191,756,154
	電源多様化勘定	租税		199,600,000	電源多様化対策費	214,587,366
			電源開発促進税	199,600,000	事務取扱費	3,953,294
		前年度剰余金受入		21,005,456	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	21,005,456	国債整理基金特別会計へ繰入	74,696
		雑収入		10,000	予備費	2,000,000
			雑収入	10,000		
		合計		220,615,456	合計	220,615,456
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		15,771,880,000	地方交付税交付金	15,679,199,106
			一般会計より受入	15,771,880,000	地方譲与税譲与金	1,883,800,000
		租税		1,889,300,000	事務費	226,738
			消費税	1,242,000,000	諸支出金	500
			地方道路税	382,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	714,942,000
			石油ガス税	16,000,000	予備費	3,300,000

				航空機燃料税	12,500,000		
				自動車重量税	224,700,000		
				特別とん税	11,300,000		
			借入金		617,678,000		
				借入金	617,678,000		
			前年度剰余金受入		293,908,544		
				前年度剰余金受入	293,908,544		
			雑収入		1,800		
				雑収入	1,800		
			合計		18,572,768,344	合計	18,281,468,344
		交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		91,100,709	交通安全対策特別交付金	87,985,318
				交通反則者納金	91,100,709	諸支出金	4,201,452
			前年度剰余金受入		8,202,432	予備費	300,000
				前年度剰余金受入	8,202,432		
			雑収入		665,433		
				雑収入	665,433		
			合計		99,968,574	合計	92,486,770
法務省	登記		登記印紙収入		70,385,818	事務取扱費	132,731,502
				登記印紙収入	70,385,818	施設整備費	8,488,397
			他会計より受入		68,469,996	国債整理基金特別会計へ繰入	352,000
				一般会計より受入	68,469,996	予備費	1,000,000
			雑収入		81,667		
				雑収入	81,667		
			前年度剰余金受入		4,673,472		
				前年度剰余金受入	4,673,472		
			合計		143,610,953	合計	142,571,899

大蔵省	造幣局	貨幣回収準備資金より受入		21,729,759	事業費	31,261,619
			貨幣回収準備資金より受入	21,729,759	予備費	100,000
		事業収入		7,385,528		
			事業収入	7,385,528		
		雑収入		2,246,332		
			雑収入	2,246,332		
		合計		31,361,619	合計	31,361,619
	印刷局	事業収入		86,311,647	事業費	89,426,148
			事業収入	86,311,647	予備費	500,000
		雑収入		10,233,385		
			雑収入	10,233,385		
		合計		96,545,032	合計	89,926,148
	資金運用部	資金運用収入		17,431,767,786	事務費	4,416,088
			運用利殖金収入	17,431,767,786	諸支出金	17,427,253,801
		他会計より受入		2,000	予備費	100,000
			一般会計より受入	2,000		
		雑収入		103		
			雑収入	103		
		合計		17,431,769,889	合計	17,431,769,889
	国債整理基金	他会計より受入		23,273,730,023	国債整理基金支出	45,535,857,118
			他会計より受入	23,273,730,023	一般会計へ繰入	216,647,000
		租税		17,000,000		
			法人臨時特別税	5,000,000		
			石油臨時特別税	12,000,000		
		公債金		18,498,025,528		
			公債金	18,498,025,528		

		資産処分収入		579,999,721		
			株式売払収入	579,999,721		
		配当金収入		24,000,000		
			配当金収入	24,000,000		
		運用収入		143,031,846		
			運用収入	143,031,846		
		前年度剰余金受入		3,216,647,000		
			前年度剰余金受入	3,216,647,000		
		雑収入		70,000		
			雑収入	70,000		
		合計		45,752,504,118	合計	45,752,504,118
	外国為替資金	外国為替等売買差益		150,000,000	事務取扱費	787,946
			外国為替等売買差益	150,000,000	諸支出金	4,977,386
		運用収入		1,451,101,959	国債整理基金特別会計へ繰入	1,270,330,562
			運用収入	1,451,101,959	予備費	300,000,000
		雑収入		110		
			雑収入	110		
		合計		1,601,102,069	合計	1,576,095,894
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		40,115,311	産業投資支出	58,100,000
			運用金回収	1,190,000	事務費	86,209
			利子収入	617,495	国債整理基金特別会計へ繰入	6,360
			納付金	11,535,916	予備費	1,200,000
			配当金収入	26,771,900		
		前年度剰余金受入		19,266,747		
			前年度剰余金受入	19,266,747		

		雑収入		10,511		
			雑収入	10,511		
		合計		59,392,569	合計	59,392,569
	社会資本整備勘定	他会計より受入		223,025,000	治水事業資金貸付金	10,644,000
			他会計より受入	223,025,000	急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	50,000
		償還金収入		7,026,444	治山事業資金貸付金	2,016,000
			償還金収入	7,026,444	海岸事業資金貸付金	826,000
		前年度剰余金受入		29,000	道路整備事業資金貸付金	106,718,000
			前年度剰余金受入	29,000	港湾事業資金貸付金	8,027,000
		雑収入		245,385	漁港施設整備事業資金貸付金	2,859,000
			雑収入	245,385	空港整備事業資金貸付金	933,000
					住宅建設等事業資金貸付金	2,159,000
					都市計画事業資金貸付金	5,353,000
					環境衛生施設整備事業資金貸付金	7,000
					農業生産基盤整備事業資金貸付金	2,342,000
					農村整備事業資金貸付金	3,246,000
					農地等保全事業資金貸付金	555,000
					造林事業資金貸付金	5,000
					林道事業資金貸付金	718,000
					水資源開発事業資金貸付金	189,000
					民間能力活用施設整備事業資金貸付金	70,000,000
					一般会計へ繰入	13,433,444
					事務費	244,885
					予備費	500
		合計		230,325,829	合計	230,325,829
	地震再保険	再保険料収入		10,109,100	再保険費	28,506,142

			再保険料収入	10,109,100	事務取扱費	62,999
		雑収入		18,460,541	予備費	500
			雑収入	18,460,541		
		合計		28,569,641	合計	28,569,641
大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策					
	石炭勘定	租税		98,700,000	石炭鉱業合理化安定対策費	24,789,938
			関税	98,700,000	鉱害対策費	48,322,884
		前年度剰余金受入		5,222,568	産炭地域振興対策費	11,287,162
			前年度剰余金受入	5,222,568	事務処理費	3,270,092
		雑収入		400,000	炭鉱離職者等援護対策費	6,000,820
			雑収入	400,000	産炭地域開発雇用対策費	10,148,732
					諸支出金	100
					国債整理基金特別会計へ繰入	302,840
					予備費	200,000
		合計		104,322,568	合計	104,322,568
	石油及び石油代替エネルギー勘定	他会計より受入		472,000,000	石油安定供給対策費	451,569,896
			一般会計より受入	472,000,000	石油生産流通合理化対策費	40,148,102
		償還金収入		2,865,484	石油代替エネルギー対策費	39,790,710
			償還金収入	2,865,484	事務処理費	930,702
		前年度剰余金受入		60,573,026	諸支出金	100
			前年度剰余金受入	60,573,026	予備費	3,000,000
		雑収入		1,000		
			雑収入	1,000		
		合計		535,439,510	合計	535,439,510
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		115,587,130	特定国有財産整備費	231,298,008

				国有財産売払収入	115,587,130	事務取扱費	1,125,706
			他会計より受入	724,174		国債整理基金特別会計へ繰入	4,782,958
				一般会計より受入	724,174	予備費	50,000
			借入金	46,600,000			
				借入金	46,600,000		
			前年度剰余金受入	70,857,582			
				前年度剰余金受入	70,857,582		
			雑収入	3,487,786			
				雑収入	3,487,786		
			合計	237,256,672		合計	237,256,672
文部省	国立学校		他会計より受入	1,379,634,782		国立学校	1,335,508,053
				一般会計より受入	1,379,634,782	大学附属病院	494,214,375
			借入金	75,900,000		研究所	157,053,073
				借入金	75,900,000	施設整備費	149,207,568
			附属病院収入	412,380,906		特別施設整備費	20,252,228
				附属病院収入	412,380,906	船舶建造費	460,168
			授業料及入学検定料	230,404,624		国債整理基金特別会計へ繰入	60,073,865
				授業料及入学検定料	230,404,624	予備費	500,000
			学校財産処分収入	10,741,000			
				学校財産処分収入	10,741,000		
			特別施設整備資金より受入	384,903			
				特別施設整備資金より受入	384,903		
			雑収入	76,024,245			
				雑収入	76,024,245		
			前年度剰余金受入	31,798,870			
				前年度剰余金受入	31,798,870		
			合計	2,217,269,330		合計	2,217,269,330

厚生省	厚生保険					
	健康勘定	保険収入		6,065,930,187	保険給付費	4,145,312,526
			保険料収入	5,206,878,504	老人保健拠出金	1,389,304,168
			一般会計より受入	857,538,590	退職者給付拠出金	297,949,530
			日雇拠出金収入	1,513,093	保健施設費等業務勘定へ繰入	119,366,424
		運用収入		58,397,656	事業運営安定資金へ繰入	32,000,000
			運用収入	58,397,656	借入金償還金	1,481,159,939
		借入金		1,481,159,939	諸支出金	93,298,473
			借入金	1,481,159,939	予備費	60,000,000
		雑収入		12,903,278		
			雑収入	12,903,278		
		合計		7,618,391,060	合計	7,618,391,060
	年金勘定	保険収入		32,196,706,478	保険給付費	12,681,812,100
			保険料収入	15,503,924,350	制度間調整勘定へ繰入	6,703,571,030
			一般会計より受入	2,605,962,278	国民年金特別会計へ繰入	5,514,753,577
			制度間調整勘定より受入	6,612,547,916	福祉施設費等業務勘定へ繰入	153,261,933
			船員保険特別会計より受入	15,634,376	諸支出金	39,062,678
			国民年金特別会計より受入	2,503,169,822	予備費	634,100,000
			運用収入	4,955,467,736		
		年金福祉事業団納付金		37,759,385		
			年金福祉事業団納付金	37,759,385		
		雑収入		13,579,524		
			雑収入	13,579,524		
		合計		32,248,045,387	合計	25,726,561,318
	制度間調整勘定	拠出金等収入		8,370,725,014	調整対象給付費繰入及交付金	8,370,725,014
			拠出金等収入	8,370,725,014		

	児童手当勘定	拠出金収入		149,205,634	被用者児童手当交付金	149,994,810
			事業主拠出金収入	149,205,634	非被用者児童手当交付金	38,720,640
		他会計より受入		44,197,049	業務取扱費	7,994,422
			一般会計より受入	44,197,049	諸支出金	767,106
		積立金より受入		5,250,000	福祉施設費	8,396,944
			積立金より受入	5,250,000	予備費	5,700,000
		雑収入		1,707,577		
			雑収入	1,707,577		
		前年度剰余金受入		11,213,662		
			前年度剰余金受入	11,213,662		
		合計		211,573,922	合計	211,573,922
	業務勘定	他会計より受入		104,454,626	業務取扱費	111,234,812
			一般会計より受入	104,454,626	施設整備費	2,925,420
		他勘定より受入		272,628,357	保健施設費	62,705,708
			他勘定より受入	272,628,357	福祉施設費	204,069,030
		児童手当収入		140,357,539	特別保健福祉施設費	6,751,812
			児童手当収入	140,357,539	特別保健福祉事業費補助	75,781,383
		特別保健福祉事業資金より受入		85,000,000	年金福祉事業団出資	5,489,593
			特別保健福祉事業資金より受入	85,000,000	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	142,958,372
		雑収入		7,867,847	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	2,466,805
			雑収入	7,867,847	諸支出金	5,130
		前年度剰余金受入		4,679,696	予備費	600,000
			前年度剰余金受入	4,679,696		
		合計		614,988,065	合計	614,988,065
	船員保険	保険収入		108,806,785	保険給付費	68,081,516
			保険料収入	98,509,736	老人保健拠出金	13,782,026

			一般会計より受入	7,226,963	退職者給付拠出金	2,543,435
			運用収入	3,070,086	業務取扱費	2,974,449
		児童手当収入		2,841	諸支出金	15,820,773
			児童手当収入	2,841	福祉施設費	8,482,829
		他会計より受入		2,466,805	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	2,831
			厚生保険特別会計より受入	2,466,805	予備費	1,000,000
		雑収入		2,547,703		
			雑収入	2,547,703		
		合計		113,824,134	合計	112,687,909
	国立病院 病院勘定	病院収入		351,280,191	病院経営費	424,426,838
			診療収入	351,280,191	看護婦等養成費	4,421,507
		他会計より受入		119,299,080	施設整備費	45,654,904
			一般会計より受入	119,299,080	国債整理基金特別会計へ繰入	42,152,516
		借入金		34,700,000	予備費	100,000
			借入金	34,700,000		
		積立金より受入		4,302,000		
			積立金より受入	4,302,000		
		雑収入		7,174,494		
			雑収入	7,174,494		
		合計		516,755,765	合計	516,755,765
	療養所勘定	療養所収入		267,013,131	療養所経営費	367,259,356
			診療収入	267,013,131	看護婦等養成費	3,709,610
		他会計より受入		121,253,926	施設整備費	23,009,924
			一般会計より受入	121,253,926	国債整理基金特別会計へ繰入	30,965,379
		借入金		16,100,000	予備費	100,000

			借入金	16,100,000		
		積立金より受入		5,980,000		
			積立金より受入	5,980,000		
		雑収入		14,697,212		
			雑収入	14,697,212		
		合計		425,044,269	合計	425,044,269
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		8,738,697,959	基礎年金給付費	2,176,398,998
			拠出金等収入	8,682,611,668	基礎年金相当給付費繰入及交付金	6,677,297,982
			運用収入	56,086,291	諸支出金	223,693
		雑収入		5,042,565	予備費	272,100,000
			雑収入	5,042,565		
		前年度剰余金受入		382,280,149		
			前年度剰余金受入	382,280,149		
		合計		9,126,020,673	合計	9,126,020,673
	国民年金勘定	保険収入		6,407,302,610	国民年金給付費	3,414,488,620
			保険料収入	1,743,859,347	基礎年金勘定へ繰入	2,127,927,856
			一般会計より受入	1,155,028,518	諸支出金	17,805,357
			基礎年金勘定より受入	3,269,393,985	福祉施設費等業務勘定へ繰入	37,043,138
			運用収入	239,020,760	予備費	170,700,000
		年金福祉事業団納付金		1,982,767		
			年金福祉事業団納付金	1,982,767		
		雑収入		5,227,774		
			雑収入	5,227,774		
		合計		6,414,513,151	合計	5,767,964,971
	福祉年金勘定	他会計より受入		239,649,235	福祉年金給付費	241,442,887

			一般会計より受入	239,649,235	諸支出金	5,500
		雑収入		618,031	予備費	1,200,000
			雑収入	618,031		
		前年度剰余金受入		2,381,121		
			前年度剰余金受入	2,381,121		
		合計		242,648,387	合計	242,648,387
	業務勘定	他会計より受入		143,911,083	業務取扱費	145,485,362
			一般会計より受入	143,911,083	施設整備費	361,111
		印紙売捌収入		1,674,977,567	印紙収入国民年金勘定へ繰入	1,626,176,567
			印紙売捌収入	1,674,977,567	諸支出金	1,000
		他勘定より受入		37,043,138	福祉施設費	36,364,649
			国民年金勘定より受入	37,043,138	年金福祉事業団出資	678,489
		雑収入		747,503	予備費	49,300,000
			雑収入	747,503		
		前年度剰余金受入		1,687,887		
			前年度剰余金受入	1,687,887		
		合計		1,858,367,178	合計	1,858,367,178
農林水産省	食糧管理					
	国内米管理勘定	食糧管理収入		615,987,603	国内米買入費	740,655,214
			国内米売払代	615,987,603	国内米管理費	226,860,873
		他勘定より受入		963,710,316	返還金等他勘定へ繰入	471,756,398
			調整勘定より受入	963,710,316	予備費	150,000,000
		雑収入		9,574,566		
			雑収入	9,574,566		
		合計		1,589,272,485	合計	1,589,272,485
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		42,087,760	国内麦買入費	157,823,744

			国内麦売払代	42,087,760	国内麦管理費	10,404,238
		他勘定より受入		184,153,032	返還金等他勘定へ繰入	28,083,185
			調整勘定より受入	184,153,032	予備費	30,000,000
		雑収入		70,375		
			雑収入	70,375		
		合計		226,311,167	合計	226,311,167
	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		255,322,975	輸入食糧買入費	134,905,037
			輸入食糧売払代	255,322,975	輸入食糧管理費	8,175,147
		他勘定より受入		225,800,377	返還金等他勘定へ繰入	138,051,298
			調整勘定より受入	225,800,377	予備費	200,000,000
		雑収入		8,130		
			雑収入	8,130		
		合計		481,131,482	合計	481,131,482
	農産物等安定勘定	他勘定より受入		4,293,165	農産物等買入費	269,580
			調整勘定より受入	4,293,165	農産物等管理費	9,789
		雑収入		20	返還金等他勘定へ繰入	13,816
			雑収入	20	予備費	4,000,000
		合計		4,293,185	合計	4,293,185
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		98,533,300	輸入飼料買入費	91,904,060
			輸入飼料売払代	98,533,300	輸入飼料管理費	17,470,114
		他会計より受入		300,000	返還金等他勘定へ繰入	15,711,255
			一般会計より受入	300,000	予備費	50,000,000
		他勘定より受入		76,248,189		
			調整勘定より受入	76,248,189		
		雑収入		3,940		

			雑収入	3,940		
		合計		175,085,429	合計	175,085,429
	業務勘定	他勘定より受入		157,728,486	事務費	124,059,762
			他勘定より受入	157,728,486	サイロ及倉庫運営費	2,111,646
		検査印紙収入		5,786,342	返還金調整勘定へ繰入	32,617,305
			検査印紙収入	5,786,342	予備費	5,000,000
		雑収入		273,885		
			雑収入	273,885		
		合計		163,788,713	合計	163,788,713
	調整勘定	他会計より受入		207,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	476,829,692
			一般会計より受入	207,000,000	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,493,073,111
		他勘定より受入		567,372,803		
			他勘定より受入	567,372,803		
		食糧証券及借入金収入		1,195,530,000		
			食糧証券及借入金収入	1,195,530,000		
		合計		1,969,902,803	合計	1,969,902,803
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		2,400,816	再保険金支払財源他勘定へ繰入	2,363,357
			前年度繰越資金受入	2,400,816		
		雑収入		42,014		
			雑収入	42,014		
		合計		2,442,830	合計	2,363,357
	農業勘定	農業再保険収入		48,809,529	農業再保険費	37,016,294
			再保険料	4,479,619	農業共済組合連合会等補助及交付金	11,537,749

			一般会計より受入	44,073,143	予備費	400,000
			前年度繰越資金受入	256,767		
		支払基金受入		123,965		
			再保険金支払基金勘定より受入	123,965		
		雑収入		20,549		
			雑収入	20,549		
		合計		48,954,043	合計	48,954,043
	家畜勘定	家畜再保険収入		48,642,228	家畜再保険費	28,496,395
			再保険料	1,815,743	農業共済組合連合会等交付金	7,596,901
			一般会計より受入	32,612,749	予備費	6,000,000
			前年度繰越資金受入	14,213,736		
		雑収入		456,229		
			雑収入	456,229		
		合計		49,098,457	合計	42,093,296
	果樹勘定	果樹再保険収入		5,019,931	果樹再保険費	2,216,795
			再保険料	280,230	農業共済組合連合会交付金	850,350
			一般会計より受入	2,881,453	予備費	2,000,000
			前年度繰越資金受入	1,858,248		
		支払基金受入		1,991,851		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,991,851		
		雑収入		8,149		
			雑収入	8,149		
		合計		7,019,931	合計	5,067,145
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,011,413	園芸施設再保険費	503,129
			一般会計より受入	2,726,082	農業共済組合連合会交付金	2,202,423

				前年度繰越資金受入	285,831	予備費	800,000
		支払基金受入			247,541		
				再保険金支払基金勘定より受入	247,541		
		雑収入			246,598		
				雑収入	246,598		
		合計			3,505,552	合計	3,505,552
	業務勘定	他会計より受入			1,446,831	農業共済再保険業務費	1,445,913
				一般会計より受入	1,446,831	予備費	1,000
		雑収入			72		
				雑収入	72		
		前年度剰余金受入			10		
				前年度剰余金受入	10		
		合計			1,446,913	合計	1,446,913
	森林保険	森林保険収入			13,295,475	森林保険費	2,270,685
				保険料	3,307,908	森林保険業務費	1,383,083
				前年度繰越資金受入	9,987,567	予備費	2,000,000
		雑収入			754,667		
				雑収入	754,667		
		合計			14,050,142	合計	5,653,768
	漁船再保険及漁業共済保険						
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入			36,590,218	漁船再保険費	20,809,284
				再保険料	14,714,996	漁船保険振興費	1,161,599
				一般会計より受入	6,413,013	漁船保険中央会交付金	658,196
				前年度繰越資金受入	15,462,209	予備費	7,000,000

		雑収入		2,405,923		
			雑収入	2,405,923		
		合計		38,996,141	合計	29,629,079
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		204,850	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	漁船保険振興費	75,705
			前年度繰越資金受入	35,627	予備費	100,000
		雑収入		186,111		
			雑収入	186,111		
		合計		390,961	合計	344,928
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		27,290	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	30,000
			前年度繰越資金受入	4,770		
		雑収入		42,783		
			雑収入	42,783		
		合計		70,073	合計	52,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		9,370,555	漁業共済保険費	1,891,807
			保険料	10	漁業共済組合連合会交付金	5,173,918
			一般会計より受入	7,040,116	予備費	200,000
			前年度繰越資金受入	2,330,429		
		雑収入		20,177		
			雑収入	20,177		
		合計		9,390,732	合計	7,265,725
	業務勘定	他会計より受入		1,027,988	業務取扱費	1,026,028
			一般会計より受入	1,027,988	予備費	2,000

			雑収入		30		
				雑収入	30		
			前年度剰余金受入		10		
				前年度剰余金受入	10		
			合計		1,028,028	合計	1,028,028
		農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		7,109,616	事務取扱費	3,097,680
				農地等売払収入	6,335,046	農地等買入諸費	2,871,420
				農地等貸付収入	774,570	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	417,538
			償還金収入		3,254,845	農地保有合理化促進対策費	12,855,015
				償還金収入	3,254,845	農業改良資金貸付金	14,228,095
			他会計より受入		1,500,000	予備費	300,000
				一般会計より受入	1,500,000		
			雑収入		1,928,245		
				雑収入	1,928,245		
			前年度剰余金受入		19,977,042		
				前年度剰余金受入	19,977,042		
			合計		33,769,748	合計	33,769,748
		国有林野事業					
		国有林野事業勘定	国有林野事業収入		310,332,821	国有林野事業費	612,503,606
				業務収入	213,748,686	予備費	3,000,000
				林野等売払代	80,680,520		
				雑収入	15,903,615		
			他会計より受入		30,304,785		
				一般会計より受入	30,304,785		
			他勘定より受入		14,166,000		
				治山勘定より受入	14,166,000		

		借入金		260,700,000		
			借入金	260,700,000		
		合計		615,503,606	合計	615,503,606
	治山勘定	他会計より受入		178,873,139	治山事業費	150,862,663
			一般会計より受入	176,857,139	北海道治山事業費	14,153,832
			産業投資特別会計より受入	2,016,000	離島治山事業費	2,138,950
		地方公共団体工事費負担金収入		5,385,308	沖縄治山事業費	548,850
			地方公共団体工事費負担金収入	5,385,308	治山事業資金貸付金	2,016,000
					治山事業工事諸費	14,538,169
		雑収入		9,955	予備費	100,000
			雑収入	9,955		
		前年度剰余金受入		90,062		
			前年度剰余金受入	90,062		
		合計		184,358,464	合計	184,358,464
	国営土地改良事業	他会計より受入		241,767,891	土地改良事業費	198,178,215
			一般会計より受入	241,767,891	北海道土地改良事業費	93,362,335
		借入金		105,000,000	離島土地改良事業費	3,223,614
			借入金	105,000,000	沖縄土地改良事業費	7,195,861
		受託工事費受入		15,235,050	農業用施設災害復旧事業費	293,010
			受託工事費受入	15,235,050	受託工事費	14,786,303
		土地改良事業費負担金等収入		116,867,059	土地改良事業工事諸費	26,446,325
			土地改良事業費負担金収入	116,778,579	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	6,700,542
			土地改良財産共有対価収入	88,480	国債整理基金特別会計へ繰入	133,288,299
		雑収入		1,677,870	土地改良財産共有対価交付金	46,558
			雑収入	1,677,870	予備費	1,300,000

		前年度剰余金受入		4,273,192		
			前年度剰余金受入	4,273,192		
		合計		484,821,062	合計	484,821,062
通商産業省	アルコール専売事業	事業収入		43,344,062	事業費	33,116,554
			事業収入	43,344,062	予備費	250,000
		雑収入		89,059		
			雑収入	89,059		
		合計		43,433,121	合計	33,366,554
	貿易保険	保険及再保険収入		129,828,517	保険及再保険費	202,041,255
			保険料及再保険料収入	91,341,388	事務取扱費	4,719,948
			回収金	38,474,832	国債整理基金特別会計へ繰入	926,039,086
			受入再保険金	12,297	予備費	30,000,000
		借入金		980,458,262		
			借入金	980,458,262		
		雑収入		31,913,510		
			雑収入	31,913,510		
		他会計より受入		20,600,000		
			一般会計より受入	20,600,000		
		合計		1,162,800,289	合計	1,162,800,289
	特許	特許印紙収入		63,557,954	事務取扱費	70,698,083
			特許印紙収入	63,557,954	国債整理基金特別会計へ繰入	612,714
		他会計より受入		15,722	予備費	800,000
			一般会計より受入	15,722		

		雑収入	4,228,812			
			雑収入	4,228,812		
		前年度剰余金受入	4,413,922			
			前年度剰余金受入	4,413,922		
		合計	72,216,410		合計	72,110,797
運輸省	自動車損害賠償責任再保険					
	保険勘定	再保険料及保険料収入	585,672,849		再保険及保険費	562,173,424
			再保険料及保険料収入	585,672,849	他勘定へ繰入	3,692,399
		償還金収入	9,000		予備費	80,000,000
			償還金収入	9,000		
		雑収入	141,959,372			
			雑収入	141,959,372		
		前年度剰余金受入	2,477,511,772			
			前年度剰余金受入	2,477,511,772		
		合計	3,205,152,993		合計	645,865,823
	保障勘定	保障事業収入	3,475,091		保障費	7,962,607
			賦課金収入	3,475,091	業務勘定へ繰入	1,926,184
		他勘定より受入	3,139,942		予備費	1,000,000
			保険勘定より受入	3,139,942		
		雑収入	7,135,598			
			雑収入	7,135,598		
		前年度剰余金受入	118,155,514			
			前年度剰余金受入	118,155,514		
		合計	131,906,145		合計	10,888,791
	業務勘定	他勘定より受入	2,478,641		業務取扱費	1,406,923

			雑収入	他勘定より受入	2,478,641	保障業務委託費	1,071,789
					71	予備費	1,000
				雑収入	71		
			前年度剰余金受入		1,000		
				前年度剰余金受入	1,000		
			合計		2,479,712	合計	2,479,712
		港湾整備					
		港湾整備勘定	他会計より受入		328,578,201	港湾事業費	244,458,414
				他会計より受入	328,578,201	北海道港湾事業費	60,503,068
			他勘定より受入		1,665,051	離島港湾事業費	34,716,600
				特定港湾施設工事勘定より受入	1,665,051	沖縄港湾事業費	29,932,161
			港湾管理者工事費負担金収入		74,737,395	埠頭整備等資金貸付金	6,421,000
				港湾管理者工事費負担金収入	74,737,395	北海道埠頭整備資金貸付金	68,000
			償還金収入		1,706,259	港湾事業資金貸付金	8,027,000
				償還金収入	1,706,259	受託工事費	22,946,591
			受託工事納付金収入		24,684,000	港湾事業等工事諸費	28,503,942
				受託工事納付金収入	24,684,000	予備費	1,000,000
			前年度剰余金受入		4,545,662		
				前年度剰余金受入	4,545,662		
			雑収入		660,208		
				雑収入	660,208		
			合計		436,576,776	合計	436,576,776
		特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		3,993,380	エネルギー港湾施設工事費	13,314,490
				一般会計より受入	3,993,380	鉄鋼港湾施設工事費	339,900
			港湾管理者工事費負担金収入		3,840,870	物資別専門埠頭港湾施設工事費	1,016,800

官報（号外）

			港湾管理者工事費負担金収入	3,840,870	受託工事費	104,010
		受益者工事費負担金収入		8,485,750	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,665,051
			受益者工事費負担金収入	8,485,750	予備費	100,000
		受託工事納付金収入		116,000		
			受託工事納付金収入	116,000		
		前年度剰余金受入		27,457		
			前年度剰余金受入	27,457		
		雑収入		76,794		
			雑収入	76,794		
		合計		16,540,251	合計	16,540,251
	自動車検査登録	検査登録印紙収入		38,124,492	業務取扱費	34,776,878
			検査登録印紙収入	38,124,492	施設整備費	6,089,110
		他会計より受入		2,095,607	予備費	500,000
			一般会計より受入	2,095,607		
		雑収入		149,415		
			雑収入	149,415		
		前年度剰余金受入		6,515,725		
			前年度剰余金受入	6,515,725		
		合計		46,885,239	合計	41,365,988
	空港整備	他会計より受入		110,723,233	空港整備事業費	248,207,605
			一般会計より受入	109,790,233	北海道空港整備事業費	11,482,447
			産業投資特別会計より受入	933,000	離島空港整備事業費	2,611,750
		空港使用料収入		180,252,735	沖縄空港整備事業費	4,287,291
			空港使用料収入	180,252,735	航空路整備事業費	27,778,290
		地方公共団体工事費負担金収入		6,655,960	新東京国際空港公団等出資	74,200,000

			地方公共団体工事費負担金収入	6,655,960	航空機騒音対策事業資金貸付金	235,939
		借入金		149,500,000	空港整備事業資金貸付金	933,000
			借入金	149,500,000	受託工事費	6,252,212
		空港等財産処分収入		4,532,192	空港等整備事業工事諸費	3,507,270
			空港等財産処分収入	4,532,192	空港等維持運営費	108,803,000
		償還金収入		316,258	国債整理基金特別会計へ繰入	18,200,364
			償還金収入	316,258	予備費	2,000,000
		受託工事納付金収入		6,386,000		
			受託工事納付金収入	6,386,000		
		雑収入		22,130,490		
			雑収入	22,130,490		
		前年度剰余金受入		23,002,300		
			前年度剰余金受入	23,002,300		
		合計		503,499,168	合計	503,499,168
郵政省	郵政事業	業務収入		3,567,525,553	業務費	3,454,198,812
			業務収入	1,884,212,890	業務外支出	2,437,843,657
			受託業務収入	1,564,818,904	局舎其他施設費	329,416,000
			雑収入	118,493,759	借入金償還	196,277,800
		業務外収入		2,437,843,657	予備費	20,000,000
			業務外収入	2,437,843,657		
		資本収入		432,367,059		
			借入金	321,200,000		
			設備負担金	111,167,059		
		合計		6,437,736,269	合計	6,437,736,269
	郵便貯金一般勘定	事業収入		9,613,460,314	支払利子	8,557,092,369

官報（号外）

				利子収入	9,608,482,190	諸支出金	1,577,944
				雑収入	4,978,124	郵政事業特別会計へ繰入	946,653,336
			前年度剰余金受入		1,827,471,840	予備費	12,500,000
				前年度剰余金受入	1,827,471,840		
			合計		11,440,932,154	合計	9,517,823,649
		金融自由化対策特別勘定	運用収入		1,043,420,386	金融自由化対策資金へ繰入	4,750,000,000
				運用収入	1,043,420,386	諸支出金	2,022,500
			簡易保険福祉事業団納付金		5,932,753	郵政事業特別会計へ繰入	1,582,973
				簡易保険福祉事業団納付金	5,932,753	国債整理基金特別会計へ繰入	1,036,368,000
			借入金		4,750,000,000	予備費	2,000,000
				借入金	4,750,000,000		
			合計		5,799,353,139	合計	5,791,973,473
		簡易生命保険	保険料収入		9,560,976,392	保険費	6,564.767,417
				保険料	9,560,976,392	諸支出金	251,092,171
			運用収入		3,695,296,391	郵政事業特別会計へ繰入	687,318,937
				運用収入	3,695,296,391	簡易保険福祉事業団出資金	35,897,321
			簡易保険福祉事業団納付金		3,933,897	簡易保険福祉事業団交付金	25,306,726
				簡易保険福祉事業団納付金	3,933,897	予備費	2,020,000
			雑収入		1,366,644		
				雑収入	1,366,644		
			合計		13,261,573,324	合計	7,566,402,572
労働省	労働保険	労災勘定	保険収入		2,210,941,804	保険給付費	849,060,524
				他勘定より受入	1,807,990,873	業務取扱費	45,589,934

				一般会計より受入	1,307,000	施設整備費	1,660,170
				未経過保険料受入	62,508,537	労働福祉事業費	244,319,867
				支払備金受入	339,135,394	労働福祉事業団出資	25,672,648
			雑収入		191,936,940	他勘定へ繰入	85,431,956
				雑収入	191,936,940	予備費	50,000,000
			合計		2,402,878,744	合計	1,301,735,099
		雇用勘定	保険収入		2,237,523,237	失業給付費	1,503,201,716
				他勘定より受入	1,955,073,237	業務取扱費	58,678,449
				一般会計より受入	282,450,000	施設整備費	5,887,103
			運用収入		217,027,523	雇用安定等事業費	400,130,117
				運用収入	217,027,523	雇用促進事業団出資	75,672,971
			雑収入		11,853,448	他勘定へ繰入	21,766,067
				雑収入	11,853,448	雇用安定資金へ繰入	34,792,179
						予備費	300,000,000
			合計		2,466,404,208	合計	2,400,128,602
		徴収勘定	保険収入		3,760,917,221	保険料返還金	70,351,780
				保険料収入	3,759,280,138	業務取扱費	36,296,388
				印紙収入	1,637,083	他勘定へ繰入	3,763,064,110
			他勘定より受入		107,198,023	予備費	1,000,000
				他勘定より受入	107,198,023		
			雑収入		2,146,889		
				雑収入	2,146,889		
			前年度剰余金受入		450,145		
				前年度剰余金受入	450,145		
			合計		3,870,712,278	合計	3,870,712,278

官報（号外）

建設省	道路整備	租税		552,800,000	道路事業費	1,754,403,000
			揮発油税	552,800,000	北海道道路事業費	293,359,000
		他会計より受入		2,362,990,000	街路事業費	309,193,000
			一般会計より受入	2,256,272,000	北海道街路事業費	29,815,000
			産業投資特別会計より受入	106,718,000	建設機械整備費	9,513,000
		地方公共団体工事費負担金収入		507,166,000	北海道建設機械整備費	5,526,000
			地方公共団体工事費負担金収入	507,166,000	離島道路事業費	32,578,000
		償還金収入		34,585,000	沖縄道路事業費	89,721,000
			償還金収入	34,585,000	地方道路整備臨時交付金	552,800,000
		附帯工事費負担金収入		74,266,000	日本道路公団等事業助成費	132,562,000
			附帯工事費負担金収入	74,266,000	有料道路整備等資金貸付金	71,850,000
		受託工事納付金収入		91,298,000	道路事業資金貸付金	96,118,000
			受託工事納付金収入	91,298,000	街路事業資金貸付金	10,600,000
		前年度剰余金受入		6,551,000	附帯工事費	71,427,000
			前年度剰余金受入	6,551,000	受託工事費	89,172,000
		雑収入		15,948,000	道路事業工事諸費	89,304,166
			雑収入	15,948,000	事務費	545,834
					産業投資特別会計へ繰入	3,617,000
					予備費	3,500,000
		合計		3,645,604,000	合計	3,645,604,000
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		944,322,301	河川事業費	562,521,600
			一般会計より受入	933,611,301	北海道河川事業費	102,914,970
			産業投資特別会計より受入	10,711,000	河川総合開発事業費	148,036,653
		他勘定より受入		17,568,775	北海道河川総合開発事業費	9,303,184

			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	17,568,775	水資源開発公団交付金	54,419,482
		地方公共団体工事費負担金収入		227,938,791	砂防事業費	204,205,043
			地方公共団体工事費負担金収入	227,938,791	北海道砂防事業費	11,328,785
					建設機械整備費	1,022,000
		電気事業者等工事費負担金収入		26,785,075	北海道建設機械整備費	122,000
			電気事業者等工事費負担金収入	26,785,075	離島治水事業費	9,058,000
		償還金収入		334,000	沖縄治水事業費	15,465,949
			償還金収入	334,000	河川事業資金貸付金	4,740,000
		附帯工事費負担金収入		11,290,000	河川総合開発事業資金貸付金	3,495,000
			附帯工事費負担金収入	11,290,000	水資源開発公団貸付金	67,000
		受託工事納付金収入		45,330,000	砂防事業資金貸付金	2,409,000
			受託工事納付金収入	45,330,000	附帯工事費	10,797,000
		前年度剰余金受入		1,100,000	受託工事費	42,586,554
			前年度剰余金受入	1,100,000	治水事業工事諸費	93,576,472
		雑収入		2,457,000	事務費	228,300
			雑収入	2,457,000	産業投資特別会計へ繰入	334,000
					予備費	500,000
		合計		1,277,125,942	合計	1,277,125,942
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		129,647,250	多目的ダム建設事業費	197,319,000
			一般会計より受入	129,647,250	北海道多目的ダム建設事業費	25,910,000
		地方公共団体工事費負担金収入		49,709,409	沖縄多目的ダム建設事業費	3,146,000
			地方公共団体工事費負担金収入	49,709,409	受託工事費	7,816,225
					工事諸費等治水勘定へ繰入	17,568,775
		電気事業者等工事費負担金収入		63,762,341	予備費	100,000
			電気事業者等工事費負担金収入	63,762,341		

		受託工事納付金収入		8,132,000		
			受託工事納付金収入	8,132,000		
		前年度剰余金受入		507,000		
			前年度剰余金受入	507,000		
		雑収入		102,000		
			雑収入	102,000		
		合計		251,860,000	合計	251,860,000
	都市開発資金融通	他会計より受入		10,372,000	都市開発資金貸付金	93,600,000
			一般会計より受入	5,700,000	都市開発資金特別貸付金	4,672,000
			産業投資特別会計より受入	4,672,000	事務取扱費	4,517
		借入金		77,900,000	産業投資特別会計へ繰入	2,427,000
			借入金	77,900,000	国債整理基金特別会計へ繰入	53,644,373
		運用収入		63,611,367	予備費	20,000
			運用金回収	43,271,748		
			運用利殖金収入	20,339,619		
		償還金収入		2,427,000		
			償還金収入	2,427,000		
		前年度剰余金受入		57,513		
			前年度剰余金受入	57,513		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		154,367,890	合計	154,367,890

丙号 繰越明許費

所管	特別会計	事項
法務省	登記	(項) 施設整備費
大蔵省	造幣局	(項) 事業費のうち 施設費
	印刷局	(項) 事業費のうち 施設費
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	(項) 特定国有財産整備費
文部省	国立学校	(項) 国立学校のうち 受託研究謝金 受託研究旅費 受託研究費 施設整備費 特別施設整備費
厚生省	厚生保険 児童手当勘定	(項) 福祉施設費のうち 児童健全育成事業費補助金（児童厚生施設整備費に限る。）
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 不動産購入費
		保健施設費のうち 施設施工庁費 健康増進施設整備費 不動産購入費 福祉施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 健康保険医療施設整備費 厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館等施設整備費 老人ホーム等施設整備費 体育施設整備費 不動産購入費 特別保健福祉施設費のうち 施設施工庁費 不動産購入費
	船員保険	(項) 福祉施設費のうち 施設施工庁費 福祉施設整備費
	国立病院 病院勘定	(項) 病院経営費のうち 受託研究謝金 受託研究旅費 受託研究費 施設整備費

	療養所勘定	(項) 療養所経営費のうち
		受託研究謝金
		受託研究旅費
		受託研究費
		施設整備費
	国民年金	
	福祉年金勘定	(項) 福祉年金給付費
	業務勘定	(項) 施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		福祉施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
		不動産購入費
農林水産省	食糧管理	
	輸入食糧管理勘定	(項) 輸入食糧買入費
	輸入飼料勘定	(項) 輸入飼料買入費
	業務勘定	(項) 事務費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		サイロ及倉庫運営費のうち

	施設施工旅費
	施設施工庁費
	施設整備費
国有林野事業	
治山勘定	(項) 治山事業費
	北海道治山事業費
	離島治山事業費
	沖縄治山事業費
	治山事業資金貸付金のうち
	治山事業資金収益回収特別貸付金
	治山事業工事諸費のうち
	日額旅費
	工事雑費
国営土地改良事業	(項) 土地改良事業費のうち
	国営かんがい排水事業費
	国営総合農地防災事業費
	土地改良調査計画費
	国営造成施設管理費
	国営農用地再編開発事業費
	直轄干拓事業費
	北海道土地改良事業費
	離島土地改良事業費
	沖縄土地改良事業費
	農業用施設災害復旧事業費
	受託工事費のうち

			受託工事費
			土地改良事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
運輸省	港湾整備		
	港湾整備勘定	(項)	港湾事業費
			北海道港湾事業費
			離島港湾事業費
			沖縄港湾事業費
			埠頭整備等資金貸付金
			北海道埠頭整備資金貸付金
			港湾事業資金貸付金のうち
			港湾事業資金収益回収特別貸付金
			受託工事費
			港湾事業等工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
	特定港湾施設工事勘定	(項)	エネルギー港湾施設工事費
			鉄鋼港湾施設工事費
			物資別専門埠頭港湾施設工事費
			受託工事費
	自動車検査登録	(項)	施設整備費
	空港整備	(項)	空港整備事業費
			北海道空港整備事業費
			離島空港整備事業費
			沖縄空港整備事業費
			航空路整備事業費
			航空機騒音対策事業資金貸付金
			受託工事費
			空港等整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			港湾整備特別会計へ繰入
郵政省	郵政事業	(項)	局舎其他施設費のうち
			業務旅費（施設費に係るものに限る。）
			需品費（施設費に係るものに限る。）
			機械器具整備費（大型機械器具購入費に限る。）
			施設費
労働省	労働保険		
	労災勘定	(項)	施設整備費
			労働福祉事業費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設費
			不動産購入費
	雇用勘定	(項)	施設整備費
			雇用安定等事業費のうち
			勤労婦人青少年福祉施設整備費補助金

建設省	道路整備	（項）道路事業費			北海道砂防事業費
		北海道道路事業費			離島治水事業費
		街路事業費			沖縄治水事業費
		北海道街路事業費			河川事業資金貸付金のうち
		離島道路事業費			河川事業資金収益回収特別貸付金
		沖縄道路事業費			河川総合開発事業資金貸付金のうち
		地方道路整備臨時交付金			河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金
		有料道路整備等資金貸付金			水資源開発公団貸付金
		道路事業資金貸付金のうち			砂防事業資金貸付金のうち
		道路事業資金収益回収特別貸付金			砂防事業資金収益回収特別貸付金
		街路事業資金貸付金			附帯工事費のうち
		附帯工事費のうち			附帯工事費
		附帯工事費			受託工事費のうち
		道路附属物等復旧費			受託工事費
		受託工事費のうち			治水事業工事諸費のうち
		受託工事費			超過勤務手当
		道路事業工事諸費のうち			日額旅費
		超過勤務手当			工事雑費
		日額旅費			
		工事雑費			
	治水		特定多目的ダム建設工事勘定	（項）多目的ダム建設事業費	
	治水勘定	（項）河川事業費		北海道多目的ダム建設事業費	
		北海道河川事業費		沖縄多目的ダム建設事業費	
		河川総合開発事業費		受託工事費のうち	
		北海道河川総合開発事業費		受託工事費	
		水資源開発公団交付金	都市開発資金融通	（項）都市開発資金貸付金	
		砂防事業費		都市開発資金特別貸付金	

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策					
	電源多様化勘定	動力炉・核燃料開発事業団出資	5,961,885	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	動力炉・核燃料開発事業団におけるプルトニウム混合転換工程設備の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		動力炉・核燃料開発事業団出資に係る契約の一部変更	—	平成4年度	平成5年度まで1箇年度延長	昭和63年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「動力炉・核燃料開発事業団出資」及び（事項）「動力炉・核燃料開発事業団出資に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成5年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
法務省	登記	施設整備	3,339,953	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	長野地方法務局長野南出張所庁舎ほか4件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
大蔵省	印刷局	原材料購入	103,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	印刷事業に必要な原材料の購入には、その生産に多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	2,464,357	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	印刷工場及び製紙工場の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		機械購入	2,106,299	平成4年度	平成5年度	製紙用機械の購入には、その製作に多くの日数を要するため
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備	124,179,426	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
文部省	国立学校	科学衛星製作	9,014,914	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	宇宙科学研究所における科学衛星の製作には、多くの日数を要するため
		施設整備	55,682,070	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立学校、大学附属病院及び研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		特別施設整備	13,647,500	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立学校及び研究所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

厚生省	国立病院					
	病院勘定	施設整備	618,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立がんセンターの施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立病院特別施設整備	34,923,466	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立病院の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	療養所勘定	施設整備	1,236,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立療養所中部病院の施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立療養所特別施設整備	10,577,336	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	54,800,000	平成4年度	平成5年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	34,300,000	平成4年度	平成5年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	施設整備	220,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	横浜第2地方合同庁舎ほか1件の施設の整備には、多くの日数を要するため
		政府倉庫施設整備	2,887,375	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	福岡政府倉庫の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国有林野事業					
	国有林野事業勘定	大阪営林局庁舎新営工事	1,542,970	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大阪営林局庁舎新営工事には、多くの日数を要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		浅瀬石川農業水利事業水管理施設建設工事	330,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	浅瀬石川農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		浅瀬石川農業水利事業青荷頭首工建設工事	290,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	浅瀬石川農業水利事業青荷頭首工の建設工事には、多くの日数を要するため
		会津宮川(一期)農業水利事業水管理施設建設工事	280,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	会津宮川(一期)農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		会津南部農業水利事業水管理施設建設工事	302,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	会津南部農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため

		津軽北部農業水利事業砂山機場建設工事	464,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	津軽北部農業水利事業砂山機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		津軽北部農業水利事業砂山機場ポンプ設備建設工事	490,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	津軽北部農業水利事業砂山機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		角田農業水利事業岡排水機場建設工事	435,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	角田農業水利事業岡排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		角田農業水利事業岡排水機場ポンプ設備建設工事	220,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	角田農業水利事業岡排水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		角田農業水利事業岡排水機場門扉建設工事	120,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	角田農業水利事業岡排水機場門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
		角田農業水利事業小桜橋建設工事	45,100	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	角田農業水利事業小桜橋の建設工事には、多くの日数を要するため
		大崎西部農業水利事業米袋排水機場建設工事	644,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大崎西部農業水利事業米袋排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		大崎西部農業水利事業米袋排水機場ポンプ設備建設工事	544,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大崎西部農業水利事業米袋排水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		山王海(二期)農業水利事業山王海ダム第二期建設工事	1,266,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		赤城西麓農業水利事業利根調整池第二期建設工事	650,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	赤城西麓農業水利事業利根調整池の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		西蒲原排水農業水利事業新々樋曽山隧道上口第二期建設工事	4,670,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	西蒲原排水農業水利事業新々樋曽山隧道上口の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		西蒲原排水農業水利事業新々樋曽山隧道下口建設工事	3,660,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	西蒲原排水農業水利事業新々樋曽山隧道下口の建設工事には、多くの日数を要するため
		阿賀野川農業水利事業阿賀野川頭首工管理橋上部工建設工事	500,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	阿賀野川農業水利事業阿賀野川頭首工管理橋上部工の建設工事には、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		日野川用水(二期)農業水利事業桝谷ダム仮排水路建設工事	405,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	日野川用水(二期)農業水利事業桝谷ダム仮排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池建設工事	1,125,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業大島ダム付替道路隧道建設工事	275,600	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	豊川総合用水農業水利事業大島ダム付替道路隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業寒狭川頭首工第二期建設工事	242,100	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業寒狭川頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		尾張西部（特定工事日光川）農業水利事業日光川河口排水機場第四期建設工事	1,100,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
		長良川用水農業水利事業中江導水路建設工事	400,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	長良川用水農業水利事業中江導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業東蓮寺ダム建設工事	3,000,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	南予農業水利事業東蓮寺ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
		東伯農業水利事業船上山ダム建設工事	3,700,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	東伯農業水利事業船上山ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
		筑後川下流（特定工事佐賀）農業水利事業徳永幹線水路第二期建設工事	300,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	筑後川下流(特定工事佐賀)農業水利事業徳永幹線水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		大淀川右岸（特定工事）農業水利事業天神ダム第三期建設工事	6,400,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	大淀川右岸(特定工事)農業水利事業天神ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		大野川上流農業水利事業大蘇ダム第二期建設工事	5,200,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	大野川上流農業水利事業大蘇ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		大野川上流農業水利事業導水路建設工事	800,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	大野川上流農業水利事業導水路の建設工事には、多くの日数を要するため

		大淀川左岸農業水利事業広沢ダム第五期建設工事	1,200,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大淀川左岸農業水利事業広沢ダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
		曽於南部(一期)農業水利事業輝北ダム建設工事	4,200,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	曽於南部(一期)農業水利事業輝北ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		国営農用地再編開発事業				
		藤沢開拓建設事業相川ダム建設工事	4,340,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	藤沢開拓建設事業相川ダム建設工事には、多くの日数を要するため
		郡山東部開拓建設事業第1号幹線用水路建設工事	505,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	郡山東部開拓建設事業第1号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		郡山東部開拓建設事業三春ダム取水塔建設工事	130,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	郡山東部開拓建設事業三春ダム取水塔の建設工事には、多くの日数を要するため
		飯山開拓建設事業岡山幹線第5号橋梁上部工建設工事	339,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	飯山開拓建設事業岡山幹線第5号橋梁上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
		広島中部台地開拓建設事業京丸ダム建設工事	1,500,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	広島中部台地開拓建設事業京丸ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
		直轄干拓事業				
		諫早湾干拓事業潮受堤防第二期建設工事	16,083,450	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	諫早湾干拓事業潮受堤防の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		諫早湾干拓事業北部排水門設備建設工事	4,181,800	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	諫早湾干拓事業北部排水門設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		諫早湾干拓事業南部排水門建設工事	3,090,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	諫早湾干拓事業南部排水門の建設工事には、多くの日数を要するため
		諫早湾干拓事業潮受堤防砂採取工事	2,590,450	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	諫早湾干拓事業潮受堤防の砂採取工事には、多くの日数を要するため
		北海道国営かんがい排水事業				
		篠津中央農業水利事業中小屋揚水機場建設工事	700,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	篠津中央農業水利事業中小屋揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため

		北後志農業水利事業落合用水路隧道建設工事	900,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	北後志農業水利事業落合用水路隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
		沖縄国営かんがい排水事業				
		羽地大川農業水利事業真喜屋ダム建設工事	2,017,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	羽地大川農業水利事業真喜屋ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		宮古農業水利事業仲尾峰ファームポンド建設工事	617,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	宮古農業水利事業仲尾峰ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため
		受託工事				
		会津南部農業水利事業水管理施設建設工事	8,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	会津南部農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		角田農業水利事業小桜橋建設工事	194,900	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	角田農業水利事業小桜橋の建設工事には、多くの日数を要するため
		日野川用水(二期)農業水利事業桝谷ダム仮排水路建設工事	405,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	日野川用水（二期）農業水利事業桝谷ダム仮排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池建設工事	1,375,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業大島ダム付替道路隧道建設工事	424,400	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	豊川総合用水農業水利事業大島ダム付替道路隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
		豊川総合用水農業水利事業寒狭川頭首工第二期建設工事	295,900	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	豊川総合用水農業水利事業寒狭川頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
運輸省	自動車損害賠償責任再保険					
	保険勘定	自動車事故対策センター出資	2,081,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	自動車事故対策センターにおける施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため

	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業	9,696,420	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	新潟港ほか10港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	4,872,600	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	1,854,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	11,942,980	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	大阪市等からの委託に係る大阪港等の臨港交通施設等の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	60,516,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか3空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道空港整備	965,300	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	釧路空港及び丘珠空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道空港整備事業費補助	1,011,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	547,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	下地島空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	2,540,900	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	福江航空路監視レーダー、山田航空路監視レーダー、新東京国際空港における国際航空通信施設及び大阪国際空港における国内航空通信施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		大型化学消防車購入	333,720	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空保安施設飛行検査用航空機購入	5,768,318	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	航空保安施設飛行検査用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
郵政省	郵政事業	事業用品購入調製等	8,508,146	平成4年度	平成5年度	郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等には、その調達に多くの日数を要するものがあるため
		機械器具整備	8,995,428	平成4年度	平成5年度	機械器具のうち郵便局用端末機等の整備には、その製作に多くの日数を要するものがあるため
		局舎等施設整備	216,447,903	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		土地建物借入れ	年額 2,879,000	平成4年度	平成4年度以降所要の年限	郵政事業に必要な土地及び建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
	簡易生命保険	簡易保険福祉事業団出資	10,453,030	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	簡易保険福祉事業団における施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
労働省	労働保険					
	労災勘定	庁舎施設整備	535,161	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	川崎南労働基準監督署庁舎ほか1件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		労災特別介護施設整備	1,992,127	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	労災特別介護施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		労働福祉事業団出資	8,257,625	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	労働福祉事業団における労災病院施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
	雇用勘定	庁舎施設整備	1,613,295	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	福岡中央公共職業安定所庁舎ほか2件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		日本障害者雇用促進協会出資	231,918	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	日本障害者雇用促進協会における福岡障害者職業センター施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		雇用促進事業団出資	40,856,078	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設ほか2箇所の施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業	315,599,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	一般国道京都1号洛南橋ほか191箇所の新設及び改築工事並びに一般国道静岡1号ほか64箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路共同溝事業	21,134,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	一般国道東京1号共同溝ほか19箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路修繕事業	12,117,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道青森4号稲生修繕ほか108箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		一般国道改修費補助	44,391,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		地方道改修費補助	21,554,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	5,956,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	直轄道路交通安全施設等整備工事のうち一般国道大阪2号曽根崎地下横断歩道ほか20箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	4,354,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路改築事業	24,444,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	一般国道36号恵南跨線橋ほか10箇所及び道道名寄遠別線奥正修5号橋の改築工事並びに一般国道5号の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路修繕事業	2,000,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	直轄道路修繕工事のうち一般国道5号国富修繕ほか13箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		北海道地方道改修費補助	2,286,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路交通安全施設等整備事業	1,228,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	直轄道路交通安全施設等整備工事のうち一般国道38号共栄自転車歩行者道ほか6箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
		北海道交通安全施設等整備事業費補助	55,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		土地区画整理事業費補助	10,285,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		街路事業費補助	27,011,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島道路事業費補助	2,415,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路改築事業	6,366,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	一般国道329号石川高架橋ほか3箇所の改築工事及び一般国道58号の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		沖縄地方道改修費補助	1,170,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改築附帯工事	40,307,500	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか19箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道福岡3号久留米大橋ほか23箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	14,078,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道神奈川1号茅ケ崎高架橋(その2)ほか12箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	103,118,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	最上川ほか36河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川ほか27河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	8,173,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	中川ほか2河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事並びに荒川の激甚災害対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川環境整備事業	987,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	木曽川ほか2河川の浄化事業には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流水保全水路整備事業	3,620,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	利根川ほか1河川の流水保全水路整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	6,101,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	17,286,850	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	1,320,000	平成4年度	平成5年度以降3箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		準用河川改修費補助	109,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		北海道直轄河川改修事業	5,110,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	石狩川ほか1河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川総合開発事業	1,100,000	平成4年度	平成5年度及び平成6年度	白川立野ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流況調整河川事業	26,610,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	利根川広域導水路ほか2導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄ダム周辺環境整備事業	550,000	平成4年度	平成5年度及び平成6年度	芦田川河口堰のダム周辺環境整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄河川総合開発事業	1,287,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	比謝川総合開発の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	9,074,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		治水ダム建設事業費補助	6,730,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄砂防事業	8,209,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	最上川水系ほか18水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	2,010,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	最上川平根地区ほか1地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業費補助	2,175,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地すべり対策事業費補助	324,500	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄砂防事業	460,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道砂防事業費補助	137,500	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		河川改修附帯工事	3,337,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る中川ほか9河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	15,233,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	茨城県等からの委託に係る利根川川妻揚水樋管ほか35箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		紀の川大滝ダム建設工事	15,060,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		球磨川川辺川ダム建設工事	1,900,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	4,500,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		菊池川竜門ダム建設工事	9,980,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		相模川宮ケ瀬ダム建設工事	64,031,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	相模川宮ケ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		阿武隈川三春ダム建設工事	1,682,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		芦田川八田原ダム建設工事	2,419,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		大井川長島ダム建設工事	9,563,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	大井川長島ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		太田川温井ダム建設工事	9,305,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		黒部川宇奈月ダム建設工事	17,658,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	黒部川宇奈月ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川荒川調節池総合開発建設工事	5,040,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		赤川月山ダム建設工事	1,659,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	赤川月山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		吉井川苫田ダム建設工事	10,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	吉井川苫田ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		庄内川小里川ダム建設工事	8,689,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	庄内川小里川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川猪名川総合開発建設工事	3,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	淀川猪名川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	2,776,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川長井ダム建設工事	1,760,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		阿武隈川摺上川ダム建設工事	7,100,000	平成4年度	平成4年度以降5箇年度以内	阿武隈川摺上川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	14,500,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		木曾川新丸山ダム建設工事	2,600,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		神戸川志津見ダム建設工事	3,300,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	神戸川志津見ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事	12,000,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	7,820,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		天竜川三峰川総合開発建設工事	500,000	平成4年度	平成5年度及び平成6年度	天竜川三峰川総合開発の建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		江の川灰塚ダム建設工事	14,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	江の川灰塚ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	3,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	荒川横川ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		九頭竜川鳴鹿大堰建設工事	760,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	九頭竜川鳴鹿大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		沙流川総合開発建設工事	2,290,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		石狩川滝里ダム建設工事	4,300,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		石狩川忠別ダム建設工事	1,570,000	平成4年度	平成4年度以降3箇年度以内	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		十勝川札内川ダム建設工事	4,910,000	平成4年度	平成4年度及び平成5年度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		留萌川留萌ダム建設工事	3,000,000	平成4年度	平成5年度以降4箇年度以内	留萌川留萌ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		羽地大川羽地ダム建設工事	2,000,000	平成4年度	平成5年度及び平成6年度	羽地大川羽地ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	2,270,000	平成4年度	平成4年度以降4箇年度以内	奈良県等からの委託に係る紀の川大滝ダムほか3ダムの一般国道169号改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため

平成四年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、電源開発促進対策特別会計等三十八特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な特別会計予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1)　交付税及び譲与税配付金勘定	一八、五七二、七六八	一八、二八一、四六八
(2)　交通安全対策特別交付金勘定	九九、九六九	九二、四八七

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入において、一般会計から十五兆七千七百十八億八千万円を受け入れるほか、資金運用部資金から六千百七十六億七千八百万円を借り入れ、歳出において、地方交付税交付金十五兆六千七百九十一億九千九百万円、国債整理基金特別会計への繰入金七千百四十九億四千二百万円を計上している。

2　造幣局特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
三一、三六二	三一、三六二

四年度の貨幣の製造数量は、三十六億八千万枚（うち沖縄復帰二十周年記念貨幣二千万枚）を予定している。

3　資金運用部特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
一七、四三一、七七〇	一七、四三一、七七〇

資金運用部資金の長期運用予定額は、次のとおりである。

国債	六、〇〇〇億円
特別会計	五五、一六四億円
政府関係機関	一三八、二二五億円
公団、事業団等	九八、六五二億円
地方公共団体	三六、八五〇億円
小計	三三四、八九一億円
外国債	一、〇〇〇億円
合計	三三五、八九一億円

4　国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
四五、七五二、五〇四	四五、七五二、五〇四

四年度においては、一般会計から十六兆四千四百七十三億二千万円、厚生保険特別会計等から六兆八千二百六十四億一千万円をそれぞれ受け入れるほか、「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」に基づく法人臨時特別税五十億円及び石油臨時特別税百二十億円、公債金収入十八兆四千九百八十億二千五百万円、前年度剰余金受入三兆二千百六十六億四千七百万円、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入五千八百億円、配当金収入及び運用収入等一千六百七十一億二百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

また、産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入れの財源に充てるため、前年度剰余金として受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部二千百六十六億四千七百万円を一般会計に繰り入れることとしている。

5　外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
一、六〇一、一〇二	一、五七六、〇九六

四年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、三年度の実績見込等を勘案して二十八兆円としている。

なお、三年度において生ずる決算上の剰余のうち一千五百億円を四年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

6　産業投資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 産業投資勘定	五九、三九三	五九、三九三
(2) 社会資本整備勘定	二三〇、三二六	二三〇、三二六

社会資本整備勘定においては、歳入では、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する二千百六十六億四千七百万円を一般会計から受け入れることとしており、歳出では、特定の公共事業資金貸付金として一千四百六十六億四千七百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金として七百億円を計上している。

7　国立学校特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	二、二一七、二六九	二、二一七、二六九

四年度においては、特別施設整備事業を計画的に推進するため、新たに特別施設整備資金（仮称）を設けるとともに、国立学校資産の有効活用等を行う機関として、国立学校財務センター（仮称）を創設することとしている。特別施設整備費については二百二億五千二百万円を計上し、その財源としては、特別施設整備資金（仮称）からの受入れ二億五千二百万円及び資金運用部資金からの借入れ二百億円を予定している。

8　厚生保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 健康勘定	七、六一八、三九一	七、六一八、三九一
(2) 年金勘定	三二、二四八、〇四五	二五、七二六、五六一
(3) 制度間調整勘定	八、三七〇、七二五	八、三七〇、七二五
(4) 児童手当勘定	二一一、五七四	二一一、五七四
(5) 業務勘定	六一四、九八八	六一四、九八八

健康勘定においては、中期的財政運営の安定化を図るため事業運営安定資金（仮称）の創設を行うとともに、保険料率及び国庫補助率の調整を行う等の制度改正を行うこととしている。

歳出では、医療費の伸びのほか、分娩費の最低保障額の引上げ等による所要の給付費等を見込み、歳入では、保険料率の引下げ等を予定して保険料収入等を見込むとともに、国庫補助については、保険給付費に係る国庫補助率の引下げを予定して、八千五百七十五億三千九百万円を計上している。

年金勘定においては、歳出では、年金額の引上げ等による給付費の増加及び調整拠出金の制度間調整勘定への繰入れ額等を見込み、歳入では、被保険者数及び平均標準報酬月額の増加並びに保険料率の引き上げ等による保険料収入の増加を見込むとともに、国庫負担金については、二兆六千五十九億六千二百万円を一般会計から受け入れることとしている。

9　国民年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	九、一二六、〇二一	九、一二六、〇二一
(2) 国民年金勘定	六、四一四、五一三	五、七六七、九六五
(3) 福祉年金勘定	二四二、六四八	二四二、六四八
(4) 業務勘定	一、八五八、三六七	一、八五八、三六七

国民年金勘定においては、歳出では、年金額の引上げによる給付費の増、旧法国民年金の障害年金等の受給者数の減等による給付費の減少及び基礎年金勘定への繰入れ額等を見込み、歳入では、保険料額の改定等による保険料収入の増加等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆一千五百五十億二千九百万円を一般会計から受け入れることとしている。

10　食糧管理特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 国内米管理勘定	一、五八九、二七三	一、五八九、二七三
(2) 国内麦管理勘定	二二六、三一一	二二六、三一一
(3) 輸入食糧管理勘定	四八一、一三二	四八一、一三二
(4) 農産物等安定勘定	四、二九三	四、二九三

(5) 輸入飼料勘定　一七五、〇八五　一七五、〇八五
(6) 業務勘定　一六三、七八八　一六三、七八八
(7) 調整勘定　一、九六九、九〇三　一、九六九、九〇三

国内産米については、自主流通米四百五十六万トン、政府買入数量二百七十一万一千トン、政府売却数量二百八万トンと見込んでいる。

11 貿易保険特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
一、一六二、八〇〇	一、一六二、八〇〇

四年度においては、債務繰延べ等による保険金支払に対処するため、資金運用部から九千八百四億五千八百万円を借り入れるほか、ポーランド、エジプト及び最貧国の債務返済負担の軽減措置を実施する等のため、一般会計より二百六億円を受け入れることとしている。

12 空港整備特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
五〇三、四九九	五〇三、四九九

四年度においては、関西国際空港の整備、東京国際空港(羽田)の沖合展開及び新東京国際空港の整備並びに一般空港のジェット化・大型化の対応等の整備を推進するとともに地域航空の発達を図るためコミューター空港・ヘリポートの整備を促進することとしている。

13 郵便貯金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 一般勘定	一一、四四〇、九三二	九、五一七、八二四
(2) 金融自由化対策特別勘定	五、七九九、三五三	五、七九一、九七三

四年度の郵便貯金残高の増加予定額は、最近の郵便貯金の増加状況、金融経済情勢、国民所得の動向等の郵便貯金を取り巻く諸情勢を総合的に勘案して九兆九千億円を見込み、これに基づいて予算を算定している。

14 労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	二、四〇二、八七九	一、三〇一、七三五
(2) 雇用勘定	二、四六六、四〇四	二、四〇〇、一二九
(3) 徴収勘定	三、八七〇、七一二	三、八七〇、七一二

雇用勘定においては、最近の雇用保険の失業給付に係る収支状況等に鑑みて、保険料率及び国庫負担率の調整を行う等の制度改正を実施することとしており、求職者給付に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から二千八百二十四億五千万円を受け入れることとしている。

以上のほか、電源開発促進対策、登記、印刷局、地震再保険、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、アルコール専売事業、特許、自動車損害賠償責任再保険、港湾整備、自動車検査登録、郵政事業、簡易生命保険、道路整備、治水及び都市開発資金融通の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上に資するため、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の適切な運営を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の児玉健次君外一名提出の「平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算及び平成四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成四年三月十三日

予算委員長　山村新治郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

平成四年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成四年一月二十四日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

平成4年度政府関係機関予算
予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成4年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公営企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度額	
国民金融公庫	借入金	2,459,000,000千円
住宅金融公庫	政府からの借入金	6,453,700,000
	政府以外の者からの借入金	397,600,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ　政府引受債	24,800,000
	ロ　イ以外のもの	159,139,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	95,273,000
農林漁業金融公庫	借入金	467,000,000
中小企業金融公庫	借入金	1,833,300,000
	中小企業債券	258,200,000
北海道東北開発公庫	借入金	104,100,000
	北海道東北開発債券	111,900,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	1,700,500,000
環境衛生金融公庫	借入金	283,300,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	174,300,000
	政府以外の者からの借入金	2,500,000

2　大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

3　第1項に規定する住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を法令に規定する金額の範囲内で同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（資本金の増加）

第3条　「国民金融公庫法」第5条第1項ただし書の規定により平成4年度において国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額は、25,000,000千円とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額をこえて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
1　第1条に掲げる各公庫	第2条第2項及び第3項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫	保険金	限度額
1　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額
2　中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険法」に基づく保険金	「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による中小企業信用

	「機械類信用保険法」に基づく保険金	保険準備基金の金額と同条第２項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額 「機械類信用保険法」第13条第１項の規定による機械類信用保険運営基金の金額と第14条第２項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第５条　次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成４年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第６条	保険価額の総額　430,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第２項 「機械類信用保険法」第７条	保険価額の総額　16,300,000,000 貸付金の総額　390,300,000 保険価額の総額　2,630,000,000

（流用の制限）

第６条　日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第１項又は「日本輸出入銀行法」の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補　　則）

第８条　第１条に掲げる政府関係機関が平成４年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成３年11月16日から同年11月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される債券にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入 款	収入 項	収入 金額(千円)	支出 項	支出 金額(千円)
国民金融公庫	事業益金		494,657,785	事業損金	544,082,605
		事業益金	494,657,785	予備費	1,410,000
	雑収入		18,923,165		
		一般会計より受入	9,585,826		
		運用収入	3,265,000		
		雑収入	6,072,339		
	合計		513,580,950	合計	545,492,605
住宅金融公庫	事業益金		2,445,419,000	事業損金	2,952,696,334

		事業益金	2,445,419,000	保険金	1,712,975
	住宅融資保険料収入		2,385,636	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	2,385,636		
	雑収入		418,296,150		
		一般会計より受入	393,995,000		
		貸付手数料収入	17,896,620		
		運用収入	3,554,442		
		雑収入	2,850,088		
	合計		2,866,100,786	合計	2,955,309,309
農林漁業金融公庫	事業益金		247,381,869	事業損金	381,657,424
		事業益金	247,381,869	予備費	550,000
	基金収入		325,000		
		基金収入	325,000		
	雑収入		120,719,631		
		一般会計より受入	118,321,000		
		運用収入	2,292,000		
		雑収入	106,631		
	合計		368,426,500	合計	382,207,424
中小企業金融公庫	事業益金		505,836,112	事業損金	537,550,812
		事業益金	505,836,112	予備費	640,000
	雑収入		13,743,363		
		一般会計より受入	12,508,164		
		電源開発促進対策特別会計より受入	124,809		
		石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計より受入	401,399		
		運用収入	505,479		
		雑収入	203,512		
	合計		519,579,475	合計	538,190,812

北海道東北開発公庫	事業益金		67,615,277	事業損金	71,314,149
		事業益金	67,615,277	予備費	79,000
	雑収入		1,656,017		
		電源開発促進対策特別会計より受入	332,332		
		石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計より受入	5,050		
		運用収入	1,144,192		
		雑収入	174,443		
	合計		69,271,294	合計	71,393,149
公営企業金融公庫	事業益金		902,923,423	事業損金	854,238,307
		事業益金	902,923,423	予備費	51,000
	雑収入		25,579,485		
		一般会計より受入	7,644,000		
		運用収入	17,634,397		
		雑収入	301,088		
	合計		928,502,908	合計	854,289,307
中小企業信用保険公庫	事業益金		14,119,635	事業損金	5,317,494
		事業益金	14,119,635	保険金	164,145,702
	保険料収入		89,017,599	予備費	250,000
		保険料収入	89,017,599		
	回収金		74,167,040		
		回収金	74,167,040		
	基金収入		36,907,560		
		基金収入	36,907,560		
	雑収入		935,102		
		運用収入	900,000		
		雑収入	35,102		
	合計		215,146,936	合計	169,713,196

環境衛生金融公庫	事業益金		47,845,649	事業損金	55,556,498
		事業益金	47,845,649	予備費	37,000
	雑収入		6,530,109		
		一般会計より受入	6,419,756		
		運用収入	33,811		
		雑収入	76,542		
	合計		54,375,758	合計	55,593,498
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		56,327,961	事業損金	74,943,646
		事業益金	56,327,961	予備費	150,000
	雑収入		13,945,431		
		一般会計より受入	13,297,051		
		電源開発促進対策特別会計より受入	35,000		
		石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計より受入	2,475		
		住宅資金貸付手数料収入	170,695		
		運用収入	201,400		
		雑収入	238,810		
	合計		70,273,392	合計	75,093,646
日本開発銀行	事業益金		675,983,995	事業損金	643,396,418
		事業益金	675,983,995	予備費	380,000
	雑収入		2,741,927		
		運用収入	1,907,719		
		雑収入	834,208		
	合計		678,725,922	合計	643,776,418
日本輸出入銀行	事業益金		440,932,000	事業損金	491,797,769
		事業益金	440,932,000	予備費	320,000
	雑収入		52,227,548		
		運用収入	4,882,207		
		雑収入	47,345,341		
	合計		493,159,748	合計	492,117,769

平成四年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民金融公庫等十一政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的配分と効率的使用に努め、事業の適切な運営を期することを主眼として編成されたものである。

主な政府関係機関予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
五一三、五八一	五四五、四九三

四年度においては、国民大衆の生業資金等に対する融資の円滑化を図るため、小企業等経営改善資金貸付五千五百億円を含め総額三兆五千八百三十億円の貸付けを行うこととし、その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金二兆四千五百四十億円、一般会計からの出資金二百五十億円及び借入金五十億円、貸付回収金等一兆九百九十億円を予定している。

2　住宅金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
二、八六六、一〇一	二、九五五、三〇九

四年度においては、五十一万戸の住宅を建設するための住宅等融資七兆五百七十億円、三万戸の住宅を建設するための財形住宅融資三千億円、関連公共施設等融資五十億円及び宅地造成融資二千百七十億円を行うこととし、総額七兆五千七百九十億円の貸付けを予定している。この貸付計画額のうち三兆六千七百三十億円が四年度中に貸し付けられる予定であり、これに二年度及び三年度の貸付計画額のうち、四年度に資金交付が行われる予定となっている二兆七千六百七十五億円を加えると、四年度の資金交付額は、六兆四千四百五億円となる。その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金六兆四千五百三十七億円、住宅金融公庫財形住宅債券の発行による収入等五千八百十五億円、住宅金融公庫住宅宅地債券の発行による収入九百五十三億円の計七兆一千三百五億円から借入金償還等六千九百億円を控除した六兆四千四百五億円を予定している。

3　農林漁業金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
三六八、四二七	三八二、二〇七

四年度の貸付計画額は基盤整備事業及び経営構造改善事業等に六千億円を予定している。この貸付計画額のうち、三千十六億円が四年度中に資金交付が行われる予定であり、これに三年度の貸付計画額のうち四年度に資金交付が行われる予定となっている二千八十四億円を加えると、四年度の資金交付額は五千百億円となる。その原資として、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金四千六百七十億円、貸付回収金等四百三十億円を予定している。

4　中小企業金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
五一九、五七九	五三八、一九一

四年度においては、中小企業金融の円滑化を図るため、中小企業投資育成会社に対する貸付けを含め総額二兆四千五百八十三億円の貸付けを行うこととし、その原資として、産業投資特別会計からの出資金四十億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆八千三百三十三億円、中小企業債券の発行による収入二千五百八十二億円、貸付回収金等三千六百二十八億円を予定している。

5　公営企業金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
九二八、五〇三	八五四、二八九

四年度においては、一兆二千百七十五億円の貸付けを行うほか、四年度中に償還期日が到来する昭和五十七年度発行に係る公営企業債券等八千六十一億円の償還を予定している。その原資として、政府保証のある公営企業債券の発行による収入一兆二千五億円、地方公務員共済組合連合会の引受けによる公営企業債券の発行による収入五千億円等を予定している。

6　日本開発銀行

収入（百万円）	支出（百万円）
六七八、七二六	六四三、七七六

四年度においては、一兆八千七百九十億円の出融資を行うこととし、その原資として、自己資金二千八百六十億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆五千三百七十億円、産業投資特別会計からの借入金五百六十億円を予定している。

なお、四年度の出融資においては、社会資本の整備を促進するため、無利子貸付及び低利子貸付を行うこととしている。

7　日本輸出入銀行

収入(百万円)	支出(百万円)
四九三、一六〇	四九二、一一八

四年度においては、一兆六千三十億円の出融資を行うこととし、その原資として、自己資金等二千四百七十五億円、資金運用部資金及び簡保資金からの借入金一兆三千五百五十五億円を予定している。

以上のほか、北海道東北開発公庫、中小企業信用保険公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、経済の着実な発展と国民生活の安定・向上に配意しつつ、事業の適切な運営を図ることとしており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の児玉健次君外一名提出の「平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算及び平成四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成四年三月十三日

予算委員長　山村新治郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年二月十二日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「百分の二百五十」を「百分の三百五十」に改める。

別表第一の一　大使館の表中南米の項中「ボゴタ」を「サンタ・フェ・デ・ボゴタ」に改め、同表欧州の項中

「在アイルランド日本国大使館」	アイルランド	ダブリン	「を
在アルバニア日本国大使館」	アルバニア	ティラナ	
「在アイルランド日本国大使館	アイルランド	ダブリン	
在アゼルバイジャン日本国大使館	アゼルバイジャン	バクー	
在アルバニア日本国大使館	アルバニア	ティラナ	
在アルメニア日本国大使館」	アルメニア	エレヴァン	に、
「在ヴァチカン日本国大使館」	ヴァチカン		「を
「在ヴァチカン日本国大使館	ヴァチカン		
在ウクライナ日本国大使館	ウクライナ	キエフ	
在ウズベキスタン日本国大使館	ウズベキスタン	タシケント	
在エストニア日本国大使館」	エストニア	タリン	に、
「在オランダ日本国大使館	オランダ	ヘーグ	
在ギリシャ日本国大使館」	ギリシャ	アテネ	「を

「在オランダ日本国大使館　オランダ　ヘーグ　に、
在カザフスタン日本国大使館　カザフスタン　アルマ・アタ
在ギリシャ日本国大使館　ギリシャ　アテネ
在キルギスタン日本国大使館　キルギスタン　ビシュケク
「在スペイン日本国大使館　スペイン　マドリッド　を
「在スペイン日本国大使館　スペイン　マドリッド　に
在タジキスタン日本国大使館　タジキスタン　ドゥシャンベ
改め、「在ソヴィエト連邦日本国大使館　ソヴィエト連邦　モスクワ　を
削り、「在ドイツ日本国大使館　ドイツ　ボン　を
「在ドイツ日本国大使館　ドイツ　ボン　に、
在トルクメニスタン日本国大使館　トルクメニスタン　アシハバード
「在ブルガリア日本国大使館　ブルガリア　ソフィア　を
「在ブルガリア日本国大使館　ブルガリア　ソフィア　に、
在ベラルーシ日本国大使館　ベラルーシ　ミンスク
「在マルタ日本国大使館　マルタ　ヴァレッタ　を
在ユーゴースラヴィア日本国大使館　ユーゴースラヴィア　ベルグラード
「在マルタ日本国大使館　マルタ　ヴァレッタ　に、
在モルドヴァ日本国大使館　モルドヴァ　キシニョフ
在ユーゴースラヴィア日本国大使館　ユーゴースラヴィア　ベルグラード
在ラトヴィア日本国大使館　ラトヴィア　リガ
在リトアニア日本国大使館　リトアニア　ヴィルニュス
「在連合王国日本国大使館　連合王国　ロンドン　を

「在連合王国日本国大使館　連合王国　ロンドン　に
在ロシア日本国大使館　ロシア　モスクワ
改める。
別表第一の二　総領事館の表アジアの項中「在メダン日本国総領事館　インド　メダン　を「在メダン日本国総領事館　インド　ネシア
在ホーチミン日本国総領事館　ヴィエトナム　ホーチミン」に改め、同表北米の項中「在シカゴ日本国総領事館　アメリカ合衆国　シカゴ　を「在シカゴ日本国総領事館　アメリカ合衆国　シカゴ
在デトロイト日本国総領事館　アメリカ合衆国　デトロイト」に改め、「在ウィニペッグ日本国総領事館　カナダ　ウィニペッグ」を削り、同表欧州の項中「在ナホトカ日本国総領事館　ソヴィエト連邦　ナホトカ
在レニングラード日本国総領事館　ソヴィエト連邦　レニングラード」を削り、「在ロンドン日本国総領事館　連合王国　ロンドン
「在ロンドン日本国総領事館　連合王国　ロンドン
在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館　ロシア　サンクト・ペテルブルグ」を
在ナホトカ日本国総領事館　ロシア　ナホトカ
「グ」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別 大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	870,000	730,000	671,100	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	インドネシア	920,000	720,000	654,300	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	ヴィエトナム	1,000,000	920,000	853,800	803,200	727,400	644,700	568,800	504,600	454,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
	カンボディア	950,000	920,000	853,800	808,200	727,400	644,700	568,800	504,600	454,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
	シンガポール	960,000	780,000	708,000	657,400	581,600	505,700	429,800	379,300	328,700	303,400	278,100	252,900	227,600	202,300
	スリ・ランカ	830,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	タイ	910,000	710,000	647,900	603,700	537,400	469,700	403,400	356,000	311,800	287,000	264,900	242,900	220,800	198,700
	大韓民国	1,020,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	中華人民共和国	1,130,000	840,000	769,100	716,300	637,000	556,300	477,000	421,000	368,100	339,000	312,600	286,200	259,700	233,300
	ネパール	800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	パキスタン	780,000	680,000	626,500	586,000	525,100	461,500	400,700	354,700	314,200	288,400	268,100	247,900	227,600	207,300
	バングラデシュ	960,000	850,000	783,600	737,100	667,400	591,400	521,700	462,400	416,000	380,400	357,200	334,000	310,700	287,500
	フィリピン	910,000	750,000	690,200	645,100	577,500	507,000	439,400	388,900	343,800	315,700	293,200	270,600	248,100	225,500
	ブータン	800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	ブルネイ	830,000	810,000	737,200	686,600	610,800	533,500	457,600	403,900	353,300	325,300	300,000	274,800	249,500	224,200
	マレイシア	850,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	ミャンマー	1,210,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	モルディヴ	790,000	770,000	709,800	666,000	601,100	531,200	466,300	413,000	369,700	338,500	316,800	295,200	273,600	251,900
	モンゴル	1,040,000	1,010,000	934,900	882,100	802,800	714,400	635,100	563,600	510,700	465,600	439,200	412,800	386,300	359,900
	ラオス	980,000	900,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
北米	アメリカ合衆国	1,000,000	720,000	660,600	615,100	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	カナダ	940,000	760,000	695,200	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
中南米	アルゼンティン	1,180,000	1,010,000	918,500	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	アンティグァ・バーブーダ	720,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	ヴェネズエラ	960,000	880,000	797,300	740,400	654,900	569,500	484,100	427,100	370,200	341,700	313,200	284,800	256,300	227,800
	ウルグァイ	810,000	790,000	714,400	663,400	586,800	510,300	433,800	382,700	331,700	306,200	280,700	255,200	229,600	204,100

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	エクアドル	700,000	680,000	620,100	580,000	519,800	456,900	396,800	351,300	311,200	235,600	265,600	245,600	225,500	205,500
	エル・サルヴァドル	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200
	ガイアナ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	キューバ	1,050,000	1,020,000	936,700	879,300	793,200	700,800	614,700	544,500	487,100	446,100	417,400	388,700	359,900	331,200
	グァテマラ	810,000	790,000	718,000	668,800	595,000	519,800	446,000	393,600	344,400	317,100	292,500	267,900	243,300	218,700
	グレナダ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	コスタ・リカ	690,000	670,000	609,600	568,200	506,000	442,400	380,200	335,600	294,100	270,700	249,900	229,200	208,500	187,700
	コロンビア	800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	ジャマイカ	720,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	スリナム	1,090,000	1,060,000	964,600	899,900	802,900	703,000	606,000	535,900	471,200	433,300	401,000	368,600	336,300	303,900
	セント・ヴィンセント	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	セント・クリストファー・ネイヴィース	710,000	690,000	628,800	586,000	521,700	456,100	391,900	345,800	303,000	278,900	257,500	236,100	214,600	193,200
	セント・ルシア	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	チリ	750,000	690,000	625,100	580,500	513,500	446,500	379,500	334,900	290,200	267,900	245,600	223,300	200,900	178,600
	ドミニカ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	ドミニカ共和国	910,000	890,000	807,300	751,700	668,400	583,600	500,200	441,500	385,900	355,400	327,600	299,800	272,000	244,200
	トリニダッド・トバゴ	910,000	880,000	801,000	745,900	663,200	579,100	496,400	438,100	382,900	352,700	325,100	297,600	270,000	242,400
	ニカラグァ	1,120,000	1,090,000	1,000,400	938,500	845,500	746,300	653,400	578,600	516,600	478,400	442,400	411,400	380,400	349,400
	ハイティ	1,180,000	1,150,000	1,053,700	985,800	884,000	777,200	675,400	597,500	529,600	486,100	452,100	418,200	384,300	350,300
	パナマ	800,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	バハマ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	パラグァイ	900,000	870,000	794,600	739,900	657,900	574,500	492,500	434,600	380,000	349,900	322,600	295,300	267,900	240,600
	バルバドス	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	ブラジル	1,060,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	ベリーズ	820,000	800,000	728,600	680,700	609,000	534,400	462,600	409,400	361,600	332,100	308,200	284,300	260,400	236,500
	ペルー	1,160,000	1,010,000	926,200	867,400	779,300	686,100	597,900	529,200	470,400	431,400	402,000	372,700	343,300	313,900
	ボリヴィア	860,000	830,000	770,900	726,300	659,300	585,500	518,500	460,200	415,500	379,100	356,800	334,500	312,100	289,800
	ホンデュラス	920,000	890,000	817,900	763,700	682,300	598,200	516,900	457,300	403,000	370,400	343,300	316,200	289,100	262,000
	メキシコ	1,060,000	870,000	798,700	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	394,100	362,200	335,800	309,400	282,900	256,500
欧州	アイスランド	960,000	930,000	848,300	787,700	696,800	605,900	515,000	454,400	393,800	363,500	333,200	303,000	272,700	242,400
	アイルランド	960,000	930,000	848,300	787,700	696,800	605,900	515,000	454,400	393,800	363,500	333,200	303,000	272,700	242,400

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	アゼルバイジャン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	アルバニア	1,180,000	1,140,000	1,047,400	980,000	878,800	772,700	671,600	594,100	526,700	483,400	449,700	416,000	382,200	348,500
	アルメニア	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	イタリア	1,180,000	960,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
	ヴァチカン	990,000	960,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
	ウクライナ	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ウズベキスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	エストニア	1,030,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	オーストリア	1,280,000	1,050,000	950,300	882,400	780,600	678,800	577,000	509,100	441,200	407,300	373,300	339,400	305,500	271,500
	オランダ	990,000	900,000	816,500	758,200	670,700	583,200	495,700	437,400	379,100	349,900	320,800	291,600	262,400	233,300
	カザフスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ギリシャ	960,000	870,000	790,900	734,400	649,600	564,900	480,200	423,700	367,200	338,900	310,700	282,500	254,200	226,000
	キルギスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	サイプラス	900,000	870,000	790,900	734,400	649,600	564,900	480,200	423,700	367,200	338,900	310,700	282,500	254,200	226,000
	スイス	1,190,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	スウェーデン	1,210,000	1,100,000	1,001,400	929,900	822,600	715,300	608,000	536,500	464,900	429,200	393,400	357,700	321,900	286,100
	スペイン	1,040,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	タジキスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	チェッコ・スロヴァキア	1,000,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	デンマーク	1,090,000	1,000,000	905,800	841,100	744,100	647,000	550,000	485,300	420,600	388,200	355,900	323,500	291,200	258,800
	ドイツ	1,230,000	1,000,000	912,100	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	トルクメニスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ノールウェー	1,120,000	1,090,000	988,700	918,100	812,100	706,200	600,300	529,700	459,000	423,700	388,400	358,100	317,800	282,500
	ハンガリー	1,000,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	フィンランド	1,130,000	1,100,000	995,900	923,900	817,300	710,700	604,100	533,000	462,000	426,400	390,900	355,400	319,800	284,300
	フランス	1,230,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ブルガリア	980,000	950,000	868,800	811,000	724,200	634,600	547,800	484,600	426,700	392,800	363,300	334,400	305,500	276,500

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ベラルーシ	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ベルギー	1,090,000	940,000	854,700	793,700	702,100	610,500	518,900	457,900	396,800	366,300	335,800	305,300	274,700	244,200
	ポーランド	1,150,000	1,050,000	958,200	893,900	797,600	698,400	602,000	582,400	468,200	430,500	398,400	366,300	334,200	302,100
	ポルトガル	940,000	910,000	829,200	770,000	681,100	592,300	503,500	444,200	385,000	355,400	325,800	296,200	266,500	236,900
	マルタ	990,000	960,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
	モルドヴァ	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ユーゴースラヴィア	1,160,000	1,060,000	966,300	899,800	799,400	697,500	597,000	526,900	459,900	423,700	390,200	356,800	323,300	289,800
	ラトヴィア	1,030,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	リトアニア	1,030,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	ルーマニア	1,080,000	1,000,000	917,600	861,500	777,500	687,100	603,000	534,200	478,200	437,800	409,800	381,800	353,800	325,800
	ルクセンブルグ	940,000	910,000	822,800	764,000	675,900	587,700	499,500	440,800	382,000	352,600	323,200	293,900	264,500	235,100
	連合王国	1,310,000	1,010,000	918,500	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	ロシア	1,380,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
大洋州	ヴァヌアツ	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	オーストラリア	970,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	キリバス	890,000	860,000	796,300	748,900	677,900	600,500	529,400	469,300	421,900	385,900	362,200	338,500	314,800	291,100
	ソロモン	950,000	930,000	853,700	802,200	725,000	641,500	564,300	500,000	448,500	410,500	384,700	359,000	333,300	307,500
	トゥヴァル	890,000	860,000	796,300	748,900	677,900	600,500	529,400	469,300	421,900	385,900	362,200	338,500	314,800	291,100
	トンガ	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	ナウル	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	西サモア	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	ニュー・ジーランド	880,000	800,000	727,200	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
	パプア・ニューギニア	980,000	900,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	フィジー	800,000	770,000	709,400	662,900	593,200	520,700	451,000	399,100	352,700	323,900	300,700	277,500	254,200	231,000
	マーシャル	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200
	ミクロネシア	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
中近東	アフガニスタン	1,170,000	1,140,000	1,045,200	980,900	884,600	781,400	685,000	607,100	542,900	496,600	464,500	432,400	400,300	368,200
	アラブ首長国連邦	1,000,000	920,000	849,700	796,400	716,500	631,500	551,500	488,200	434,900	398,700	372,000	345,400	318,700	292,000
	イエメン	1,040,000	1,020,000	936,700	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	イスラエル	1,020,000	940,000	852,000	793,200	705,100	615,500	527,300	465,400	406,600	374,500	345,100	315,800	286,400	257,000
	イラク	1,250,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	イラン	1,170,000	1,020,000	943,000	885,200	798,400	705,300	618,500	547,900	490,000	448,800	419,800	390,900	362,000	333,000
	オマーン	950,000	920,000	849,700	796,400	716,500	631,500	551,500	488,200	434,900	398,700	372,000	345,400	318,700	292,000
	カタル	970,000	950,000	868,800	814,100	732,100	645,100	563,100	498,400	443,800	406,800	379,500	352,200	324,800	297,500
	クウェイト	1,160,000	1,020,000	932,600	873,400	784,500	690,700	601,900	532,600	473,400	434,200	404,600	375,000	345,300	315,700
	サウディ・アラビア	1,080,000	990,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	ジョルダン	880,000	800,000	730,900	680,800	605,600	529,000	453,800	400,500	350,400	322,600	297,600	272,500	247,400	222,400
	シリア	1,090,000	1,060,000	964,600	899,900	802,900	703,000	606,000	535,900	471,200	433,300	401,000	368,600	336,300	303,900
	トルコ	970,000	890,000	811,400	757,700	677,000	593,600	513,000	453,800	400,000	367,700	340,800	313,900	287,000	260,100
	バハレーン	980,000	900,000	830,600	778,600	700,700	617,800	539,900	478,000	426,000	390,400	364,500	338,500	312,500	286,600
	レバノン	960,000	930,000	860,200	808,200	730,300	646,100	568,200	503,500	451,500	413,200	387,300	361,300	335,300	309,400
アフリカ	アルジェリア	1,100,000	1,010,000	919,900	858,400	766,200	671,100	578,800	511,900	450,400	414,200	388,400	352,700	321,900	291,100
	アンゴラ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ウガンダ	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	エジプト	1,090,000	900,000	824,200	769,500	687,500	602,700	520,700	460,600	406,000	373,100	345,800	318,500	291,100	263,800
	エチオピア	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	ガーナ	1,120,000	1,090,000	1,000,500	939,500	847,900	749,500	657,900	583,200	522,100	477,500	447,000	416,500	385,900	355,400
	カーボ・ヴェルデ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ガボン	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	カメルーン	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	ガンビア	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ギニア	1,220,000	1,190,000	1,094,400	1,030,100	933,800	828,300	731,900	649,000	584,800	533,900	501,800	469,700	437,600	405,500

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ギニア・ビサオ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ケニア	960,000	830,000	756,400	704,400	626,500	547,200	469,300	414,200	362,200	333,500	307,600	281,600	255,600	229,700
	コモロ	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	コンゴー	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ザイール	1,170,000	1,080,000	994,100	933,500	842,600	744,900	654,000	579,700	519,100	474,700	444,400	414,200	383,900	353,600
	サントメ・プリンシペ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ザンビア	1,190,000	1,160,000	1,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	シエラ・レオーネ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ジブティ	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	ジンバブエ	800,000	780,000	711,700	663,000	589,800	515,300	442,200	390,200	341,500	314,400	290,000	265,700	241,300	216,900
	スーダン	1,250,000	1,220,000	1,126,300	1,059,800	960,000	851,100	751,300	666,100	599,600	547,600	514,400	481,100	447,800	414,600
	スワジランド	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	セイシェル	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	赤道ギニア	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	セネガル	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	象牙海岸共和国	1,210,000	1,110,000	1,015,500	950,400	852,600	749,900	652,200	577,000	511,900	469,700	437,100	404,600	372,000	339,400
	ソマリア	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	タンザニア	1,100,000	1,020,000	936,700	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	チャード	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	中央アフリカ	1,250,000	1,210,000	1,119,800	1,053,800	954,700	846,500	747,400	662,700	596,600	544,900	511,800	478,800	445,800	412,700
	チュニジア	820,000	790,000	724,400	674,800	600,300	524,400	449,900	397,100	347,400	319,900	295,000	270,200	245,400	220,500
	トーゴー	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ナイジェリア	1,160,000	1,070,000	987,800	927,600	837,400	740,400	650,200	576,400	516,200	472,000	442,000	411,900	381,800	351,800
	ナミビア	1,020,000	990,000	900,300	840,600	750,400	657,400	567,200	501,700	441,500	405,900	375,900	345,800	315,700	285,700
	ニジェール	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ブルキナ・ファソ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ブルンディ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ベナン	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ボツワナ	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	マダガスカル	940,000	910,000	841,000	790,400	714,600	632,400	556,500	493,200	442,600	405,000	379,700	354,500	329,200	303,900
	マラウイ	1,190,000	1,160,000	1,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	マリ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	南アフリカ共和国	1,080,000	980,000	842,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600
	モーリシャス	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	モーリタニア	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	モザンビーク	1,190,000	1,160,000	1,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	モロッコ	880,000	860,000	781,800	728,100	647,400	565,400	484,800	427,800	374,000	344,500	317,600	290,700	263,800	236,900
	リビア	1,180,000	1,140,000	1,051,600	986,900	889,900	786,000	689,000	610,600	545,900	499,400	467,100	434,700	402,400	370,000
	リベリア	1,120,000	1,090,000	1,000,500	939,500	847,900	749,500	657,900	583,200	522,100	477,500	447,000	416,500	385,900	355,400
	ルワンダ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	レソト	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700

二　総領事館

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	カルカタ	720,000	660,200	599,300	532,200	471,400	418,000	377,500	344,900	324,600	304,400	284,100	263,800
	ボンベイ	690,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	マドラス	690,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	ウジュン・パンダン	750,000	683,900	616,900	544,900	477,900	423,300	378,600	346,700	324,400	302,100	279,700	257,400
	ジャカルタ	670,000	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	スラバヤ	670,000	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	メダン	700,000	639,300	572,300	502,500	435,500	385,500	340,800	313,000	290,700	268,400	246,000	223,700
	ホーチミン	830,000	760,800	685,000	604,100	528,200	467,700	417,100	382,200	356,900	331,700	306,400	281,100
	バンコック	660,000	603,700	537,400	469,700	403,400	356,000	311,800	287,000	264,900	242,900	220,800	198,700
	釜山	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	広州	820,000	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	394,100	362,200	335,800	309,400	282,900	256,500
	上海	850,000	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	394,100	362,200	335,800	309,400	282,900	256,500
	瀋陽	890,000	820,100	740,800	655,200	575,900	510,300	457,400	418,700	392,300	365,900	339,400	313,000
	カラチ	710,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	マニラ	710,000	645,100	577,500	507,000	439,400	388,900	343,800	315,700	293,200	270,600	248,100	225,500
	ペナン	650,000	591,800	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	香港	800,000	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
北米	アガナ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	アトランタ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	アンカレッジ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	カンザス・シティ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	サン・フランシスコ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	シアトル	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	シカゴ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	デトロイト	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・オルリンズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・ヨーク	850,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ヒューストン	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ポートランド	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ボストン	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ホノルル	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	マイアミ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ロス・アンジェルス	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ヴァンクーヴァー	740,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	ウィニペッグ	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	エドモントン	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	トロント	740,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	モントリオール	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
中南米	クリチバ	830,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	サン・パウロ	860,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	ベレーン	890,000	805,100	719,000	630,100	544,000	481,200	423,800	389,600	360,900	332,200	303,400	274,700
	ポルト・アレグレ	830,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	マナオス	960,000	879,200	789,700	695,200	605,700	536,000	476,300	436,900	407,000	377,200	347,400	317,500
	リオ・デ・ジャネイロ	860,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	レシフェ	860,000	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	リマ	950,000	867,400	779,300	686,100	597,900	529,200	470,400	431,400	402,000	372,700	343,300	313,900
欧州	ミラノ	980,000	835,100	738,800	642,400	546,000	481,800	417,600	385,400	353,300	321,200	289,100	257,000
	ジュネーヴ	1,010,000	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	バルセロナ	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ラス・パルマス	870,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	デュッセルドルフ	970,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ハンブルグ	940,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	フランクフルト	940,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ベルリン	970,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ボン	940,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ミュンヘン	940,000	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ストラスブール	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	パリ	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	マルセイユ	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	エディンバラ	950,000	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	ロンドン	950,000	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	サンクト・ペテルブルグ	940,000	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	ナホトカ	1,120,000	1,000,500	907,500	805,500	712,600	631,900	569,900	520,300	489,300	458,300	427,300	396,300
	ハバロフスク	1,000,000	908,900	815,900	718,000	625,100	553,100	491,100	450,600	419,600	388,600	357,600	326,600
大洋州	シドニー	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	パース	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	ブリスベン	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	メルボルン	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	オークランド	750,000	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
	ポート・モレスビー	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
中近東	ホラムシャハル	960,000	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	ジェッダ	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	イスタンブル	840,000	757,700	673,700	588,200	504,100	444,900	388,900	358,100	330,100	302,100	274,100	246,100
アフリカ	プレトリア	870,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600

三　領事館

地域	所在地	号別											
		領事館の長	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コタ・キナバル	640,000	597,800	582,200	465,200	399,600	352,700	308,900	284,300	262,500	240,600	218,700	196,900
中南米	エンカルナシオン	820,000	769,500	687,500	602,700	520,700	460,600	406,000	373,100	345,800	318,500	291,100	263,800

四　政府代表部

地域	所在地	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,000,000	770,000	701,700	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	1,150,000	1,050,000	950,300	882,400	780,600	678,800	577,000	509,100	441,200	407,300	373,300	339,400	305,500	271,500
	ジュネーヴ（在ジュネーヴ国際機関）	1,400,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	ジュネーヴ（軍縮会議）	1,120,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	パリ（経済協力開発機構）	1,280,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ブラッセル（欧州共同体）	1,090,000	940,000	854,700	793,700	702,100	610,500	518,900	457,900	396,800	366,300	335,800	305,300	274,700	244,200

附　則

1　この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及び在ウィニペッグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を加える改正規定のうち総領事館の表欧州の項中「在ハバロフスク日本国総領事館　ソヴィエト連邦　ハバロフスク」を削り、同表欧州の項に次のように加える。

在ハバロフスク日本国総領事館	ロシア	ハバロフスク

理　由

在外公館として在アゼルバイジャン日本国大使館等を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するほか、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当について加算される額の限度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当について加算される額の限度を、定額（月額一万八千円）の「百分の二百五十」（月額四万五千円）から「百分の三百五十」（月額六万三千円）に改めること。

2　在コロンビア日本国大使館の位置の地名を「サンタ・フェ・デ・ボゴタ」に改めること。

3　在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン及び在デトロイトの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

4　在ウィニペッグ日本国総領事館を廃止すること。

5　在ソヴィエト連邦日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ「在ロシア日本国大使館」及び「ロシア」に、在レニングラード日本国総領事館の名称並びに位置の国名及び地名をそれぞれ「在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館」、「ロシア」及び「サンクト・ペテルブルグ」に、在ナホトカ日本国総領事館の位置の国名を「ロシア」に変更する等の規定の整備を行うこと。

6　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

7　この法律は、平成四年四月一日から施行すること。ただし、3の各日本国大使館並びに各日本国総領事館の新設に関する部分の規定及び4の規定は、政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に約三億六千四百万円が計上されている。

右報告する。

平成四年三月十二日

内閣委員長　桜井　新

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講ずべきである。

一　激動する国際情勢に迅速かつ的確に対応し、世界の平和と繁栄のため我が国がその国力にふさわしい国際的責任を果たし、積極的な外交を展開するため、外交実施体制、特に在外公館の基盤整備・機能強化に努めること。

一　我が国外交の第一線拠点にふさわしいものとなるよう、長期的計画に基づき、在外公館事務所及び公邸の整備・拡充を進めるとともにその国有化の推進に努め、併せて在外職員宿舎の整備に努めること。

一　海外での事件、事故及び戦乱、クーデター等の緊急事態に備え、在外公館の緊急事態対応能力の強化に努めること。

一　緊急事態に際しての邦人の救援保護を含む邦人の安全確保を図ること。また、在外邦人の医療対策に一層配慮すること。

一　世界的に治安状況がますます不安定となってきている傾向にかんがみ、在外職員が安全にその職務を遂行しうるよう警備・防犯対策の強化に努めること。

一　在外公館における外交活動の能率促進のために通信体制の強化・事務機器等の近代化に努めること。

一　在外職員、特に自然環境等勤務環境の厳しい地域に在勤する職員が、安んじて活発な外交活動を展開しうるよう、勤務・生活環境の整備、待遇の改善等に努めること。

一　館員による活発な外交活動を支援するため、在外公館における質の高い現地職員の確保・増員に努めること。

一　海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の整備・拡充、教師の増員、父兄の子女教育費の一層の負担軽減に努めるとともに、帰国子女教育の充実のための制度改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五　東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4302
定価
本号一部
五六五円
(税一五円をふくむ)